令和６年第３回定例会

むかわ町議会会議録

令和６年　　９月19日　　開会
令和６年　　９月20日　　閉会

むかわ町議会

令和６年第３回むかわ町議会定例会会議録目次

招集告示……１

応招・不応招議員……２

第　１　号　（９月１９日）

議事日程……３

本日の会議に付した事件……３

出席議員……３

欠席議員……３

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名……３

事務局職員出席者……５

開会及び開議……６

議事日程の報告……６

会議録署名議員の指名……６

会期の決定……６

諸般の報告……９

町長行政報告及び提出事件の大要説明……９

一般質問……１３

大　松　紀美子　議員……１３

奥　野　恵美子　議員……２４

佐　藤　　守　議員……３６

東　　千　吉　議員……４９

栗　原　健　一　議員……６３

古　内　みゆき　議員……７１

津　川　　篤　議員……７７

北　村　　修　議員……８２

散　　会……９９

第　２　号　（９月２０日）

議事日程……１０１
本日の会議に付した事件……１０２
出席議員……１０２
欠席議員……１０２
地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名……１０２
事務局職員出席者……１０４
開　　議……１０５
議事日程の報告……１０５
報告第５号の上程、説明、質疑……１０５
報告第６号の上程、説明、質疑……１０６
認定第１号から認定第７号の一括上程、説明、質疑、委員会付託……１０９
諸般の報告……１２０
議案第５３号の上程、説明、質疑、討論、採決……１２０
議案第５４号から議案第５９号の一括上程、説明、質疑、討論、採決……１２２
請願第１号の上程、説明、質疑、討論、採決……１３８
発議第３号の上程、説明、質疑、討論、採決……１４２
意見書案第１２号の上程、説明、質疑、討論、採決……１４５
意見書案第１３号の上程、説明、質疑、討論、採決……１４７
意見書案第１４号の上程、説明、質疑、討論、採決……１４８
所管事務等調査報告の件……１５０
閉会中の特定事件等調査の件……１５０
議員の派遣に関する件……１５１
閉議及び閉会……１５１
署名議員……１５３

むかわ町告示第３９号

令和６年第３回むかわ町議会定例会を次のとおり招集する。

令和６年９月９日

むかわ町長　　竹　中　喜　之

１　日　　時　　令和６年９月１９日（木）午前１０時

２　場　　所　　むかわ町産業会館　第１研修室（３階）

○応招・不応招議員

応招議員（１３名）

１番	栗原健一議員	２番	伊藤恵美議員
３番	古内みゆき議員	４番	奥野恵美子議員
５番	東　千吉議員	６番	佐藤　守議員
７番	中島　勲議員	８番	大松紀美子議員
９番	三上純一議員	１０番	小坂利政議員
１１番	北村　修議員	１２番	津川　篤議員
１３番	野田省一議員		

不応招議員（なし）

令和６年第３回むかわ町議会定例会

議　事　日　程　（第１号）

令和６年９月１９日（木）午前１０時開会

第　１　会議録署名議員の指名

第　２　会期の決定

第　３　諸般の報告

第　４　町長行政報告及び提出事件の大要説明

第　５　一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（１３名）

１番	栗原健一議員	２番	伊藤恵美議員
３番	古内みゆき議員	４番	奥野恵美子議員
５番	東　千吉議員	６番	佐藤　守議員
７番	中島　勲議員	８番	大松紀美子議員
９番	三上純一議員	１０番	小坂利政議員
１１番	北村　修議員	１２番	津川　篤議員
１３番	野田省一議員		

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	竹中喜之	副町長	成田忠則
支所長	吉田直司	会計管理者	今井　巧
総務財政課長	佐々木義弘	総務財政課主幹	伏木允一

総務財政課主幹	三上　祐	情報防災対策室長	梅津　晶
情報防災対策室参事	関根　徹	総合政策課長	栃丸直士
総合政策課参事	本間　彰	総合政策課主幹	澤田　健
町民生活課長	柴田巨樹	町民生活課主幹	横山貴仁
町民生活課主幹	松本和香	保健介護課長	酒巻宏臣
保健介護課主幹	小坂僚介	保健介護課主幹	高橋佳香
保健介護課主幹	加藤こずえ	福祉・子育て課長	熊谷伸一
福祉・子育て課主幹	谷川功一	農林水産課長	東　和博
農林水産課参事	藤野真稔	農林水産課主幹	飛岡雅幸
農林水産課主幹	宮村敦嗣	経済建設課長	江後秀也
経済建設課参事	菊池　功	経済建設課参事	佐藤　琢
経済建設課参事	西村和将	企画町民課長	菅原光博
企画町民課主幹	中上紀文	企画町民課主幹	矢野優子
経済恐竜ワールド戦略室長	藤田浩樹	経済恐竜ワールド戦略室主幹	櫻井和彦
経済恐竜ワールド戦略室主幹	太田耕司	国民健康保険穂別診療所事務長	長谷山一樹
教育長	長谷川孝雄	生涯学習課長	西　幸宏
生涯学習課教育指導参事	池田　佳	生涯学習課参事	髙木龍一郎
生涯学習課主幹	松本　洋	生涯学習課主幹	山木美幸
選挙管理委員会事務局長	佐々木義弘	農業委員会事務局長	東　和博

農業委員会 支局長	宮村敦嗣	監査委員	数矢伸二

事務局職員出席者

事務局長	大塚治樹	主査	酒巻早苗

◎開会及び開議の宣告

○議長（野田省一君）　おはようございます。

ただいまの出席議員数は13人です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和６年第３回むかわ町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

開会　午前１０時００分

◎議事日程の報告

○議長（野田省一君）　本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（野田省一君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、11番、北村　修議員、12番、津川篤議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（野田省一君）　日程第２、会期の決定を議題といたします。

さきに議会運営委員会委員長から、９月13日開催の第７回議会運営委員会での本定例会の運営に関わる協議の経過と結果について報告の申出がありましたので、これを許します。

佐藤議会運営委員長。

〔佐藤　守議会運営委員長　登壇〕

○議会運営委員長（佐藤　守君）　議長のお許しをいただきましたので、９月13日に開催しました第７回議会運営委員会の経過と結果について報告いたします。

委員会での協議は、第３回定例会の運営に関する件であります。

まず、副町長及び議長から、町長及び議員等から提出を予定しております審議案件の概要説明がありました。

今期定例会に町長から提出される審議案件は16件で、その内訳は、報告２件、認定７件、議案７件であります。

提出審議案件の取扱いについては、協議の結果、会議規則第37条の規定により、一括して

議題とする案件は、認定第１号から認定第７号までの７件、議案第54号から議案第59号までの６件で、会期日程表に記載のとおりです。

なお、認定第１号から認定第７号までの各会計歳入歳出決算に関する決算審査については、議長及び監査委員を除く全議員で構成する令和５年度むかわ町各会計決算審査特別委員会を設置し、閉会中の継続審査とすることで協議が調っております。

次に、議員等から提出を予定している審議案件は７件であり、その内訳は、請願１件、意見書案３件、その他３件であります。

請願第１号は、むかわ町さくら認定こども園に関する請願であり、第２回定例会において総務厚生常任委員会に付託し、その報告書が提出されております。

意見書案についてであります。議員提出の意見書案については２件であり、９月９日に開催された所管の常任委員会協議会で協議の結果、受理番号７番は、提出者が所定の賛成者をつけて意見書案第12号として、受理番号８番は、提出者が所定の賛成者をつけて意見書案第13号として提出されております。

また、陳情文書表の６件については、令和６年第２回定例会締切日以降に受け付けたもので、お手元に配付の陳情文書表に記載のとおりであります。

９月９日に開催されました所管の常任委員会協議会で協議の結果、受理番号14番と受理番号17番は同一であり、所管の委員会構成委員で意見書案第14号までとして提出されております。受理番号12番、13番、15番、16番については、全議員に印刷配付することとしております。

所管事務調査報告については、各常任委員会及び復興拠点施設等整備事業調査特別委員会から調査継続に伴う中間報告書、または調査終了に伴う調査報告書が提出されております。

閉会中の特定事件等調査の件については、各常任委員会、議会運営委員会、議会広報委員会、復興拠点施設等整備事業調査特別委員会、議会改革等調査審査特別委員会から閉会中の継続調査申出書が提出されております。

議員の派遣に関する件については、９月24日から全国町村議会広報研修会が開催され、出席予定議員であり、また10月２日から４日の日程で、熊本県益城町、御船町へ熊本地震からの復興状況等を視察するため、議員の派遣承認を得ようとするものであります。

次に、一般質問については、８番、大松紀美子議員ほか７名から18項目の通告があり、その取扱いは通告どおりといたします。

なお、防災に関する件、水道水の有機フッ素化合物に関しまして、重複、または類似する

質問が想定されますことから、質問される方は内容が重複しないよう配慮願います。

以上の審議案件数とその取扱いから、本定例会の会期については、お手元に配付の会期日程表のとおり、本日及び20日の２日間としたところであります。

質問される方は議題外にわたることなく、要領よく簡潔に質問され、答弁される方は簡潔明瞭に答弁をいただき、時間の短縮に御理解を賜るとともに、規律ある会議運営の点からも、私語などは厳に慎まれるようお願い申し上げます。

また、感染防止対策では、引き続き定期的な議場内の換気に努めることといたします。

次に、本会議場における服装ですが、ナチュラルビズの励行により、ネクタイの着用は自由とし、上着については議長の判断によることとさせていただきます。

最後に、議会中継でありますが、情報公開を推進するため、今期定例会につきましても、四季の館道の駅付近ロビー、穂別町民センターロビー、穂別診療所待合ロビーで放映しますのでお知らせいたします。

以上申し上げ、令和６年第７回議会運営委員会の報告といたします。

○議長（野田省一君）　報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　質疑なしと認め、委員長報告は報告済みといたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長からの報告のとおり、本日及び20日の２日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　異議なしと認めます。

したがって、会期は本日及び20日の２日間に決定いたしました。

なお、感染症防止対策として、これまで同様、定期的な換気に努めることとします。

また、円滑な議事進行のため、議題外にわたることなく、要領よく簡潔に質問され、答弁される方は簡潔明瞭に答弁をいただき、時間の短縮に御配慮を願います。

なお、説明員の出入りも、議長権限で必要最低限において自由とさせていただきますので、御理解を願います。

◎諸般の報告

○議長（野田省一君）　日程第３、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に配付しております諸般の報告及び議会だより第147号のとおりです。

◎町長行政報告及び提出事件の大要説明

○議長（野田省一君）　日程第４、町長行政報告及び提出事件の大要説明を行います。

町長から行政報告及び提出事件の大要説明の申出がありましたので、発言を許します。

竹中町長。

〔竹中喜之町長　登壇〕

○町長（竹中喜之君）　皆さん、おはようございます。

本日ここに、令和６年第３回むかわ町議会定例会を開催するに当たりまして、議員の皆さんには御出席をいただき、ありがとうございます。

さて、提出事件の大要説明に入ります前に、行政報告といたしまして５点申し上げたいかと思います。

１点目は、令和６年８月末の豪雨による被害についてでございます。

報告に先立ちまして、これら豪雨の影響により、被害を受けられた住民の皆さんにお見舞いを申し上げるものでございます。

８月27日の早朝から大雨警報、土砂災害警報情報が発表され、28日未明までに、鵡川地区では106.5ミリメートル、穂別地区では113ミリメートルの降水量となりました。鵡川、穂別両地区におきまして、パトロール、初動応急対応をしてまいりましたが、河川、町道において被害があったところです。人的被害、建物被害はありませんでしたが、普通河川では河道埋塞が３河川３か所、町道では路肩決壊２路線２か所、河川、町道合わせて440万円の被害が確認されております。

その他、応急的な対策を必要とする箇所として、普通河川６河川６か所、町道18路線12か所、林道11路線26か所、1,467万円の被害が確認されております。

また、農業関係の被害につきましては、圃場の一部が浸水するなど766万円の被害がありました。特に、鵡川地区では、露地レタス、ホウレンソウなどの葉物野菜、泥が付着し出荷ができなくなり、雨天後の高温により、ブロッコリーに病気が発生するなどの被害が出ております。また、８月31日の早朝にもまとまった雨があり、警戒態勢をしきましたが、大きな

被害は確認されておりません。災害復旧に関わる費用について、本定例会の補正予算に上程をしておりますが、今後、被害箇所の復旧に努めてまいりたいと考えております。

２点目は、農作物の作況状況についてでございます。

今年の気象状況につきましては、４月から好天に恵まれ、降水量も少なく、気温も５月下旬から６月上旬の期間以外は平年を上回る日が続きました。本年は雨不足の傾向があり、７月下旬、８月下旬に局地的に降水量が多くなった地域もありますが、一部被害が出たもののおおむね順調に生育し、価格も堅調です。

水稲は、生育は順調で、出穂期は平年より６日早くなっています。農林水産省発表の作柄概況でも、北海道は作況指数102から105に当たるやや良となっております。大雨等による倒伏が若干見られておりますが、穂別地区では９月１日から、鵡川地区では９月６日から鎌が入り、９月10日に穂別地区で初検査が行われております。

秋まき小麦は、やや早く生育し、平年より６日早く収穫が終了しております。

大豆、小豆につきましても、生育は順調で、平年より４日早い状況です。

てん菜は、６月以降の高温多照により生育が早くなっています。

次に、直近の各農協の農産物の取扱いについてですが、特徴的な事項を報告したいと思います。

鵡川地区についてでは、春レタスは、出荷量は平年並みでしたが、単価が高く推移し、計画対比119％となっております。

トマトは、７月中旬から出荷が始まりましたが、６月からの高温によって若干の花落ちが見られ、９月に入り出荷量が減少しております。今後の状況次第ではありますが、計画販売額には届く見込みとされております。

花卉は、一部の品種で生育が順調で単価も高値で推移しており、前年対比で10％ほど売上げを伸ばしております。

ブロッコリーは、作付面積が増加をしており、６月から７月にかけましては単価が低い状況が続きましたが、収穫はピークを迎えて、単価につきましても回復している状況でございます。

次に、穂別地区についてですが、カボチャは一部の圃場で高温による干ばつの影響がありましたが、全体的には順調に生育し、単価についても平年より高く推移をしております。また、台風の影響で、９月上旬の数日間出荷できない状況がありましたが、その後は平常どおり出荷されています。

メロンは、生育は全般的に順調に進み、単価も出荷初めから終わりまで高値で推移をし、計画販売額を達成しました。

カンロは、春から順調に生育し、計画販売額をおおむね達成できる見込みとなっております。

農作物の生育状況については以上でございます。

次に、今年度のししゃも漁についてでございます。

むかわ町の町魚でもありますししゃもにつきましては、御案内のとおり、近年、不漁が続いており、昨年は漁協関連機関の協議により、えりもから苫小牧までの広域で操業の見合せというのを行っております。今年度のししゃも漁につきましては、えりも以西海域、そして胆振管内のししゃも漁業協同協議会、河川への遡上の増強だとか、あるいは昨年の夏場の海水温などのデータ、こういったところを基にしながら、今年度の操業について協議を行われた結果、令和６年度におきましても、引き続き、資源回復に向けた最大限の対応が必要との認識から、やむを得ず休漁する結論に至ったと伺っております。

町としましては、資源の安定、増大、これらに向けて産卵環境の拡充の必要性から、令和４年に、ししゃもふ化場を建設しております。また、昨年９月には、鵡川ししゃも資源再生調査研究会を設立し、今年度から海水温のモニタリング調査を行っております。今後は、さらに、確度というのを広げた中での調査研究を行うことに加えまして、町内の関係機関、さらには団体、町民の皆さんとの機運を盛り上げながら、この町に根づいております伝統と文化を持っている鵡川ししゃも、この魚というのを決して幻の魚にしない取組として、具体的に、仮称でございますけれども、カムバック鵡川ししゃも運動、この展開に取り組んでいく予定としております。

２年連続のししゃも漁の休漁となりますと、言わずもがな、漁業だけではなく加工業、観光業、地域の様々な産業にも影響がありますが、町内の加工業者では御存じのとおり、蓄積されている、この町ならではの優れた加工技術を有しております。道内産のししゃもというのも活用しながら、引き続き加工販売を行っていくということになっておりますので、ししゃもファンの皆さんに、ぜひ今後も北海道ししゃもというのを味わっていただければと思っております。町としましても、関係機関との連携を図り、今後の対策につきまして、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

４点目は、令和６年９月２日に発生しました穂別富内地区水道水の水質悪化についてであります。

９月２日午前に穂別誠光学園から、水道水が白く濁っているとの連絡を受け、水源であります井戸を調査したところ、水源水の濁りが確認されたため、直ちに飲用での使用を中止、穂別、富内地区44戸に対し給水袋を配布いたしました。同日16時に、水源水の水質回復が確認され、受水タンクの洗浄を行い、18時25分に飲用中止を解除いたしました。近接する１級河川鵡川の増水が原因の一端と考えておりますが、現在、拡張工事により、稲里水源の水道水、穂別富内地区へ供給する工事を進めており、より安全・安心な水道水の供給に努めてまいります。

５点目は、６月定例会以降のさくら認定こども園における対応経過でございます。

令和６年８月７日及び９月13日に、町側は私と副町長、運営法人は園長と副園長が同席して面談を行いました。２度の面談におきまして、運営法人に対し、町が勧告に至った経過と町の考え、今後のこども園の運営に当たっての方向性、問題意識の共有、こういったところも含めながら意見交換を行ってまいりました。

運営法人は、協定書に基づいた園の運営に努めていくこととして理解を示すとともに、今後についても、町と協議しながら課題解決や情報の共有など、連絡調整のための今後の相談体制の強化、こういったところについても確認されたところでございます。

この間のこども園の運営に際し、双方の意思疎通というのが不十分であった。このため、勧告文の発出から相当の時間というのが経過し、保護者をはじめとする町民の皆さんに、大変御心配をおかけいたしました。今後におきましては、保育環境の向上、そして子育て支援に寄与すること、これらを目的に策定されております双方が合意をしている民営化の基本方針、さらに、それに基づく公私連携協定書を双方が遵守し、よりよいこども園の運営に努めてまいりたいと考えております。

以上、第３回定例会に当たりましての行政報告とさせていただきます。

さて、本定例会で御審議いただきます事件につきましては、報告が２件、認定が７件、議案７件であります。

報告第５号　放棄した債権の報告に関する件につきましては、令和５年度に放棄した債権の内容につきまして、むかわ町債権管理に関する条例の規定により報告をするものでございます。

報告第６号　令和５年度むかわ町健全化判断比率等に関する件は、令和５年度各会計決算に基づく健全化判断比率等につきまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、監査委員の意見を付して報告をするものでございます。

認定第１号から認定第７号は、令和５年度むかわ町各会計決算につきまして、地方自治法及び地方公営企業法の規定により関係書類を提出し、議会の認定に付するものでございます。

議案第53号　むかわ町国民健康保険条例の一部を改正する条例案、国民健康保険法の一部改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものでございます。

議案第54号　令和６年度むかわ町一般会計補正予算（第３号）から議案第58号　令和６年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第１号）及び追加配付の議案第59号　令和６年度むかわ町一般会計補正予算（第４号）につきましては、事業の必要性から所要の補正を行うものでございます。

後ほど、説明員から御説明を申し上げますので、よろしく御審議、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（野田省一君）　町長の行政報告及び提出事件の大要説明が終わりました。

これで町長行政報告及び提出事件の大要説明を終わります。

◎一般質問

○議長（野田省一君）　日程第５、一般質問を行います。

順に発言を許します。

◇　大　松　紀美子　議員

○議長（野田省一君）　まず、８番、大松紀美子議員。

〔８番　大松紀美子議員　登壇〕

○８番（大松紀美子君）　一般質問を行います。

まず初めに、ファミリーサポートセンター事業についてです。

長い間、願い続けてきた休日保育を含む子育て環境の充実、子育て支援事業が始まることに安堵の気持ちでおります。むかわ町は、18歳までの医療費還元事業や３歳未満児の保育料の無償化をはじめとする支援事業で、合計特殊出生率は昨年度の調査ですが、1.51となっています。この数字は道内平均の1.06を大きく上回り、道内自治体の中でも上位になっています。福祉子育て課も設置し、さらに子育てしやすい町を進んでいく考えと認識しております。これらのことからも、ファミリーサポートセンター事業にあっても、利用料は無料にすることで、一層の子育て環境の整備ができるものと考えてきました。

伺います。

１つ目に、利用料金は無料にすべきと考えます。有料にする理由についても伺います。

また、２つ目に、協力会員の方が受け取る賃金が利用料と同額としていますが、北海道の最低賃金にも満たないのですが、この考え方についても伺います。

３つ目に、６月議会の11番議員の質問の答弁で、10月開始までに検討を行うとされていましたが、料金の設定についての検討は行われたかについても伺います。

○議長（野田省一君）　熊谷課長。

○福祉・子育て課長（熊谷伸一君）　ただいまの質問にお答えいたします。

まず、１点目の利用料金の無償化についてでございます。

こちらにつきましては、保育の必要性の認定を受けることで、利用料金を償還払いでお返しする仕組みとなってございます。

また、利用料金を有料とする理由につきましては、本事業は会員の善意で行われます相互援助活動でございますので、お礼という形で有料としております。

続きまして、２点目の協力会員の賃金についてでございます。本事業は、有償ボランティアでございまして、労働基準法や最低賃金法の適用を受ける制度ではございません。１点目の質問でお答えしましたように、預かってもらったことに対するお礼という考え方でございます。

３点目の利用料金設定の検討につきましては、近隣市町の利用料金を参考としておりますが、参考としたどの市町も、開設時に設定された料金のまま15年以上経過していることから、本町につきましては、現在の経済状況に置き換えた料金設定としておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（野田省一君）　大松議員。

○８番（大松紀美子君）　償還払いということで無償化となると、この辺の例えばどんなふうな具体的なやり取りですか、そういうことについてもうちょっと詳しくお願いいたします。

それから、会員の善意とおっしゃいましたけれども、確かにそうですよね、そういう部分が多くなると思いますけれども、お子さんを預かるわけですから、非常に命を預かるということですから、それなりの大変さというのはあると思うんですけれども、そういうことを善意なのでというふうな考え方でいいのかどうかというのは、ちょっと疑問に感じます。

それと、有償ボランティアであって、最低賃金の対象とはならないということなんですが、では、利用料金を設定していますよね、１人当たり30分で400円ということなんです。これ

で、例えば数時間預かって、その金額が協力会員の方にいくということ、それしか考えていないということですか。もうちょっと、町としても有償ボランティア、有償ですから、その辺に追加して考えていくということはないんでしょうか。

○議長（野田省一君）　熊谷課長。

○福祉・子育て課長（熊谷伸一君）　まず、償還払いで無償化になるという部分なんですが、保育認定という説明をさせていただきました。これは、預けるときに保育認定をするわけなんですが、その内容が認定こども園に入園するときの条件と同じでございまして、理由が例えば、就労、妊娠、出産、保護者の疾病など、このような理由であれば無償化の対象となると。例えば、買物だとか、美容室に行くというのは、こちらは認定こども園には入れませんし、ファミリーサポートセンターでは有料となるというところでございます。

続きまして、会員の命を預かるという部分なんですが、このことに関しましては、協力会員はこれまで28人の登録がございます。こちらの子どもを預かるという部分に関しましては、10月の開始に向けまして、これまで４回の講習会を行ってきました。そういった意味では、最低限の知識といいますか、預かる上での講習をしてきたということは御理解いただきたいと思っております。

最後に、有償ボランティアの設定、利用料金がそのまま協力会員のほうにいくというところで、議員おっしゃられたように、30分で400円という設定をさせていただいております。３点目の答弁をさせていただいたときに、近隣市町の料金を参考とさせていただいたというところで、その町は４市町を参考とさせてもらったんですが、設定してから15年以上経過しているというところで、むかわ町に関しては、現在の物価高騰、経済状況を勘案しまして、若干、高く設定しているというところでございます。

以上です。

○議長（野田省一君）　大松議員。

○８番（大松紀美子君）　認定をすると、それは原課で申込みをしていただいて、認定をして、私も思ったんですよ、就労とか、そのほか美容院へ行きたいとか、買物に行きたいとか、そういう理由の人たちと一緒にするのかなと思っていましたけれども、その人たちは有料だと。それ以外の保育所に入園するという条件の方々、働いている方とか、そういう方々は償還払いだけれども、一度払ってもらって還元するということだと思うんですけれども、償還払いになる対象になるということは、私はよかったと思っているんです。買物、美容院というのは30分で400円、預ける場合はかかる、これはやむを得ないかなとも思うんです。ただ、協

力会員の方に支払われる、結局、就労等で償還払いの対象となる方の部分というのは、当然、発生しますよね、町のお金が。それについても、今、この30分で400円というのは変わらないんだと思うんですけれども、でも私、何回どうやって考えても、たとえ有償ボランティアであってもお子さんを預かる、どこかの掃除をするとか、雪かきをするとか、そういうものと違うわけですから、協力会員の方が受け取る賃金という、子どもを預かるってとても大変なことですから、それが有償ボランティアということで片づけていいのかなというのがやっぱり疑問なんですよ。その辺で、例えば、利用者の方から頂くお金は30分400円であっても、協力会員の方に払うのはもうちょっと上乗せしていくという、そういう考えにはなりませんか。

○議長（野田省一君）　成田副町長。

○副町長（成田忠則君）　私のほうからお答えをいたします。

ファミリーサポートセンターの活動につきましては、先ほど熊谷課長が答弁したとおり、相互援助活動といったところが前提でございます。金銭を目的で行うものではないという活動の趣旨を踏まえまして、この単価の設定となっているところでございます。

ただ、大松議員がおっしゃるとおり、子どもを安心・安全に預かるといった部分では、大変責任は重いということでございますし、最低賃金にも満たない金額となっている実態についても把握はしているというか、理解できるところだなというふうには思っております。

ただ、一方で、サポートセンターの事業として、これからスタートをさせるという中で、様々な課題がこれから恐らく出てくるんだろうと思います。そういったことも踏まえた中で、利用料金についても、子育てのお手伝いをする方々が実際に体験をする中で今後、いろんな御意見もいただきたいなというふうに感じているところでもございます。

ただ、安易な利用による、お手伝いする側の過度の負担にならないといったことも、当然、必要だということだと思いますし、会員同士の支え合いによって行われる事業でありますので、そういったところを十分理解をされて活動に入れるように、今、研修もされているところでございますので、まず事業をスタートさせる中で、検証、検討ということが必要になってくるかなというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（野田省一君）　大松議員。

○８番（大松紀美子君）　今年10月１日から、北海道の最低賃金は、現在の960円から1,010円になるんです、引き上げられるんです。ですから、本当にお子さんを預かる、たとえボランティア的な要素が強いというふうなことであっても、報酬というんですか、そういうものは

やはり検討すべきというふうに思いますので、事業を進める中で検討していくということですので、ぜひお願いしたいというふうに思います。

それと、今、協力していただける方は28人とおっしゃっていましたけれども、その方々の例えば年代とか、それからこの認定を受ける、利用会員という登録が必要と書いてあるんですけれども、その方々というのは、今のところどのような登録数になっているのかについても伺います。

○議長（野田省一君）　熊谷課長。

○福祉・子育て課長（熊谷伸一君）　ただいまの質問にお答えします。

子どもを預かる協力会員についてでございます。

まず、協力会員につきましては、先ほど説明した28人でございまして、内訳につきましては、鵡川地区19人、穂別地区９人となっております。預かる側、28人の年齢構成なんですが、20代が３人、30代が３人、40代が４人、50代は６人、60代が７人、70代が５人で28人の登録となっております。また、預ける側の利用会員の状況ですが、合計24人でございまして、鵡川地区19人、穂別地区５人となっております。

以上です。

○議長（野田省一君）　大松議員。

○８番（大松紀美子君）　分かりました。ぜひとも、10月から始まる事業ですから、いろんなことが始まってから想定されるかと思うんですけれども、ぜひ利用しやすい制度に、事業になるようにと願っていますので、よろしくお願いいたします。

２つ目に、医療費助成について伺います。

新型コロナウイルス感染症が昨年５月に２類から５類になったことで、国は患者や医療機関への財政支援を縮小しました。今年４月からは通常の医療体制になり、季節性インフルエンザと同様の対応になりました。２類時のコロナ治療薬の自己負担額の最大は9,000円でしたが、今年４月からは、例えば治療薬ゾコーバを５日間処方してもらうと窓口負担は３割負担で１万5,500円になり、２割負担でも１万400円と大変高額と聞いています。厚生病院を受診した町民の方は、初診料を含め診療代の支払いは２万120円になったとのことです。高額な費用で、ほかの家族が感染しても、お金のことが心配で受診できずに大変苦しんだということです。感染の拡大を防ぐためにも医療費の負担軽減が必要と考えます。

１つ目に、新型コロナウイルス感染症の治療費への助成を行う考えはありませんでしょうか、伺います。

また、今後始まるワクチン定期接種費用にも一部負担が求められます。国は定期接種の負担を7,000円と決めています。定期接種の対象者は、65歳以上の高齢者と60歳から64歳の重症化リスクの高い人とされています。これ以外の人の負担は、7,000円を超えるとも心配されています。町は、明日、議論される議案提案で、この方々の負担は3,000円と議案提案をされていますが、一般と、それから医療機関や介護施設の職員接種は基本的には定期接種の対象外となり、費用は１万5,000円前後とも言われています。町としての考えについて伺います。

○議長（野田省一君）　高橋保健介護課主幹。

○保健介護課主幹（高橋佳香君）　お答えいたします。

まず、１点目の御質問、治療費への助成についてでございます。

コロナウイルス感染症につきましては、感染症の分類２類から５類に変更となりまして、医療の提供体制についても、幅広い医療機関による通常の診療へと移行いたしました。治療薬や入院医療費につきましては、急激な負担増が生じないよう段階的に移行が進められまして、令和６年４月以降は、自己負担割合に応じた通常の窓口負担となっております。この費用につきましては、医療保険における高額療養費制度が適用されますので、所得に応じて一定額以上の自己負担が生じない取扱いとなっております。他の疾病と同様に、通常の医療体制、また恒常的な感染症対応として整理されましたことから、コロナウイルスの治療に対して医療費の助成を行うという考えはございませんので、御理解願います。

次に、２点目の御質問、新型コロナワクチンの接種費用への助成についてお答えいたします。

ワクチンの特例臨時接種が終了し、令和６年度以降は、自治体が実施する予防接種として定期接種化されております。定期接種の対象は、先ほど議員おっしゃられましたように、65歳以上の方、また60歳から64歳までの一定の基礎疾患を有する方で、窓口での負担額を3,000円と設定しまして、今回、補正予算として提出しておりますので、事業の概要等につきまして御確認いただければと思っております。

以上でございます。

○議長（野田省一君）　大松議員。

室内の気温が上昇してきておりますので、上着の着用は自由といたします。

それと、大松議員の一般質問、大時計、これ23分までとなりますので……

〔「動いていなかったです」と言う人あり〕

○議長（野田省一君）　動いていなかったみたいです。大変申し訳ないんですが、この時計で23分となりますので、７分後、７分の経過に誤りがありますので、御理解……

〔「これより進んでいるんですか」と言う人あり〕

○議長（野田省一君）　そうです。

〔「進めてくれたほうが、私、分かりやすい」と言う人あり〕

○議長（野田省一君）　手では進められないんです。この時計で23分です。よろしくお願いいたします。

○８番（大松紀美子君）　ちょっと調子が狂ってしまいました。

定期接種の対象とされる方は3,000円で、今、むかわ町でやっている肺炎球菌ワクチンもＢ類として3,500円ですから、この金額を参考にしたのかなとも思っていますので、全くないというよりはいいのかなというふうには思っているところです。

それで、定期接種の対象者以外の方の医療機関とか、介護施設の方々というのは、もちろんこれ以外の方々、たくさん働いていらっしゃいますよね。その場合に、もし感染してしまった場合には大変なことになるわけですから集団感染にもつながる、まだまだ新型コロナウイルスというのは、いつ増えてくるか分からない状況ですから、やっぱりこの方々への助成というのも私は必要じゃないかなというふうに思っているんですが、そこへの助成する考えはないのかと、それから医療機関や介護施設等の考え方ですけれども、聴取したことはありませんか。

○議長（野田省一君）　高橋保健介護課主幹。

○保健介護課主幹（高橋佳香君）　まず、定期接種の方たちの自己負担額3,000円という部分では、近隣の町にも聞き取りを実際行っておりますけれども、おおよそ当初、国で試算しておりますワクチン代を参考に、あと細かい数百円のところは切り捨てた中で、お札３枚で受けていただけるというところで3,000円とした状況で、あと、ほかの町では3,000円、同じところもありますし、3,300円、ワクチンとほぼ同等の額を設定している町もございます。

今回、町で行います事業は、定期接種の事業ということで補正予算のほうにも提出させていただいております。肺炎球菌ですとか、あと定期接種のＢ類というところではインフルエンザも同じ扱いになるんですけれども、インフルエンザとはワクチンの金額も違いまして、コロナワクチンは高いというところもありますが、あくまでも定期接種の中での自己負担の軽減というところで、今回、設定させていただいておりまして、任意接種の方についての助成は考えていないところでございます。

また、町内で働かれている介護福祉施設などの従事者の方に対する聴取ですとかは、現段階では行っておりません。

以上です。

○議長（野田省一君）　大松議員。

○８番（大松紀美子君）　コロナの感染というのは、甘く見てはいけないと思うんですよ。それで、医療機関とか、介護施設の考え方を聞くということは、町は助成しますよということにつながってしまうとは思うんですけれども、やはり大変な状況を経過してきた事実もありますから、その辺は、町としても先へ先へと検討していくということは非常に大事なことだと思うんですけれども、改めてそういうことについての考えを及ぼしていこうということはありませんか。

○議長（野田省一君）　酒巻保健介護課長。

○保健介護課長（酒巻宏臣君）　議員の質問にお答えさせていただきたいと思います。

基本的には、予防接種、その分類というものが移行しまして、インフルエンザですとか、肺炎球菌と同様の全国的に同じ取扱いになったという経過を踏まえまして、その動きに、町としても尊重した中でこういった設定をさせていただいているところでございます。

議員おっしゃっている過去、新型インフルエンザというものが全国的に問題になった際には、確かに医療機関、または介護、救急に従事する方への優先的な予防接種ですとか、そういった対応を図らせていただいたことですし、また新型コロナウイルスの感染症、これがＢ類移行前の初期の段階では、またそういった特別な対応というものもさせていただいたところでございます。ただし、現在こういった中で、全国的にこういった動きに移行されていますので、まずはこういった形の中で対応していくということで、全国的な動きに倣った中でのことを基本としていきたいというのが基本的な考えでございます。

ただ、医療現場、また介護現場とのそういった意向ですとか、課題、そういったものについては、当然、御指摘のとおり、常に注視をしていかなきゃならないものと感じておりますので、そういった部分については、随時、連携を密にしながら、そういった課題等の抽出、そういったものに努めてまいりたいと思いますので、御理解をいただければと思います。

○議長（野田省一君）　大松議員。

○８番（大松紀美子君）　先ほど、医療費の助成はしないというふうなことをおっしゃったんですが、多分、私が伺った方は重症だったんだと思うんです。ひどい状況だったということで、多分、良い薬というんですか、高い薬を使われて２万120円も支払ったと。家族の方も

感染したんです、実は。だけれども、１人２万もかかってしまって、もうできるだけ我慢した。結局、もう病院に行かなかったんですけれども、その後もひどい後遺症で大変な思いをしているということがあったので、感染を増やさないためにも医療費の助成をしていただけないものかということで質問させていただいたんですけれども、やっぱりそういう大変な状況にあるということも御承知おきいただきたいと思っています。

それと、５類移行になってからの厚生病院と穂別診療所での患者数ですか、そういうのもし分かっていらっしゃればお伺いします。

それから、コロナで入院対応、入院のときには、両医療機関でベッドもちゃんと用意してあったと思うんですけれども、現在はどのようになっているのかについても伺います。

○議長（野田省一君）　高橋保健介護課主幹。

○保健介護課主幹（高橋佳香君）　御質問にお答えいたします。

まず、５類に移行しましてからの町内医療機関での受診の状況でございます。両地区の病院、診療所に照会しておりまして、９月10日時点での人数などをいただいておりますので、御報告いたします。

発熱外来を受診した方のうち、検査によりましてコロナの陽性となった方は、鵡川厚生病院で432名、穂別診療所で190名、合計622人でございます。そのうち、入院となった方が両地区合わせまして20人、治療薬を処方された方は38人となっております。

また、コロナの準備病床ですけれども、鵡川厚生病院では２床の１室でベッド２つ、穂別診療所につきましては男女別になっておりますので、４床室を二部屋で８ベッドの病床がございます。この稼働の状況でございますけれども、穂別診療所につきましては、別の個室対応で入院されていた方というところもありまして、登録されているコロナ病床の使用はございません。

鵡川厚生病院につきましては、５月にお一人、６月に５人、８月に１人、９月10日時点ではゼロ人という状況になっております。

以上です。

○議長（野田省一君）　大松議員。

○８番（大松紀美子君）　入院は、両病院で20人ということなんですが、鵡川厚生病院だけですよね、入院した方は。これ以外の方は、どこの病院で治療を受けられたんですか。

○議長（野田省一君）　高橋保健介護課主幹。

マイク入れてください。

○保健介護課主幹（高橋佳香君）　入院となった方、町内の医療機関に入院となった方が先ほど申し上げましたとおり20名ですけれども、苫小牧の病院のほうに転院となりました方がお一人いらっしゃいます。

そのほかの方は薬の処方を受ける、または治療薬ではなくて熱を下げる薬ですとか、喉の痛みを取る薬、せき止めなどの処方で御自宅に帰られた方ということになります。

○議長（野田省一君）　大松議員。

○８番（大松紀美子君）　まだ１年半もたっていないのかな、５類になって、２類から。こんなに患者さんいたのかとびっくりしたんですけれども、本当に侮って考えてはいけないなというふうに思いました。ぜひとも、私、この２つのことを求めたんですけれども、ぜひ御検討いただきたいということを改めてお願いして、町長、御答弁がありそうなので伺います。

○議長（野田省一君）　竹中町長。

○町長（竹中喜之君）　コロナに関しましては、これまでの世界の困難というんでしょうか、経験というのを教訓にしながら、それぞれが基本的な感染症対策、こういったところをこれからも徹底する、これ社会化というのが必要になってくるんではないかなと思っております。

それと、治療費の助成の関係は、先ほど答弁にもあったかと思うんですが、５類移行で同類の他の疾病というんですか、そういったところの医療費の提供を受けた場合との公平性の観点、こういったところから見直しが行われたと私は理解をしております。現段階、町独自の治療費に対しての支援というものの施策を設ける考えはございませんが、今後においても町民の皆さんへのまずは周知の徹底というんでしょうか、こういったところも含めながら見直し後の状況、それも必要に応じてつかんだ場合には、国だとか、あるいは道だとか、町村会、こういったところを通しながら、意見交換あるいは要望といったところの取組に努めていければなと思っているところでございます。

それと、接種費用の関係、これ議員おっしゃることは私も理解はしているところでもございます。これも全国町村会、一行政単位ではなくて全国町村会を通しながら、ワクチン接種をはじめとした感染対策に対する適切な支援、これは引き続き要請要望に努めてきておりますし、この間、国についてもさらに意見交換を進めながら、積極的に努めていければなと思っております。

○議長（野田省一君）　大松議員。

○８番（大松紀美子君）　よろしくお願いいたします。

３つ目に、ごみ収集カレンダーについて伺います。

今年度から、ごみ収集カレンダーの装丁が変わりました。特に、高齢者の方々から非常に分かりにくく、一々日常使うカレンダーに書き写すなど手間がかかると不評です。実際に、ごみを出す人たちへの想像力が欠如したのではと思われる変更と考えます。前年度までの装丁に戻す考えはないか伺います。ちなみに、これ今年のです。見たことありますか、皆さん。これ、前年度までの。ずっと分かりやすい、こうなっています。よろしく御答弁ください。

○議長（野田省一君）　横山町民生活課主幹。

○町民生活課主幹（横山貴仁君）　ごみ収集業務については、平取町外２町衛生施設組合で行っており、ごみ収集カレンダーについても当組合で発行しております。

ごみ収集カレンダーのデザイン変更について当組合に確認したところ、見づらくなったなどの声は複数件あるとのことです。今後、当組合の構成町会議などで、分かりやすいカレンダーの作成について意見反映していきたいと考えておりますので、御理解願います。

○議長（野田省一君）　大松議員。

○８番（大松紀美子君）　どうして、担当者会議、私もごみの、平取の組合に長年行っていましたけれども、派遣されていましたけれども、いろんなことを変更するときって担当者会議、各自治体の担当者の方の会議ってあるはずですよね、今もおっしゃいましたけれども、当然、これはそのときの議題に出さなければならないぐらいの変更だと思うんですよ。だから、これを変わってしまってから知ったということにはならないと私は思うんです。

それで、どうして変更したのか、なぜこの分かりづらい形に変更したのか、予算はどのぐらい、多分、今年のほうが予算は少なくて、もちろん済みますよね。だから、どのぐらい減らそうと思ってやったのか、もし分かりましたら伺います。

○議長（野田省一君）　答えられる範囲で、むかわ町が対応する部分で答弁願います。

横山町民生活課主幹。

○町民生活課主幹（横山貴仁君）　すみません、繰り返しの答弁になってしまうかもしれませんが、議員御存じのとおり、平取町外２町衛生施設組合は平取町、日高町、そしてむかわ町と３町で構成されている一部事務組合でございます。ですので、これについては構成町会議などで意見を述べていきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（野田省一君）　大松議員。

○８番（大松紀美子君）　ぜひ強力に訴えていただいて、来年度は、元の昨年度までの形に戻すように訴えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

質問を終わります。

○議長（野田省一君）　換気のため、暫時休憩いたします。

再開は11時20分とします。

休憩　午前１１時０９分

再開　午前１１時２０分

○議長（野田省一君）　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◇　奥　野　恵美子　議員

○議長（野田省一君）　一般質問を続けます。

次に、４番、奥野恵美子議員。

〔４番　奥野恵美子議員　登壇〕

○４番（奥野恵美子君）　通告に基づき一般質問をさせていただきます。

まちにある高校の未来はということでございます。

まず初めに、残念ながら穂別高校は令和９年３月で閉校になります。大変残念なことであります。町にある高校は鵡川高校だけになりますが、令和５年度においては一間口となり、教員が３名も減になりました。本年度においては、二間口を何とか確保しましたが、今後の入学の推移が大変気になるところでございますが、お考えを伺いたいと思います。

２つ目に、町内の児童生徒数の減少にある中で、むかわ町の中高一貫教育の効果と今後の取組についてお伺いいたします。

３つ目、町は高校魅力化コンソーシアムを推進し、様々な取組を行っております。町の組織であると思いますが、コンソーシアムを通して鵡川高校をどのようにしたいのでしょうか。

４つ目として、町として、高校存続対策の具体策はお持ちなのかどうかをお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（野田省一君）　山木生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（山木美幸君）　ただいまの質問についてお答えいたします。

鵡川高校の間口維持については、町としてもこの間、高校野球支援、道外からの生徒募集支援、通学定期券助成や公営塾の設置などを行い、高校の魅力化を推進してきております。

全国的に児童生徒は減少傾向にありますが、今後も生徒確保に向けて鵡川高校と連携協力して対応を進めてまいります。

２つ目の質問である中高一貫の取組ですが、郷土を愛し、未来を担う人材を育成するため、鵡川高校が推進校となり今年で23年目を迎えております。中高の６年間を通して継続的に取組を進めてきたことにより、生徒自身が鵡川高校を将来の進路について考えるなど、効果があったと思われます。

今後も、探究学習「むかわ学」などを中心に、むかわ町ならではの学びとなるよう中高一貫での取組を進めたいと考えております。

３点目ですが、高校魅力化コンソーシアムは町の組織ではなく、鵡川高校が地域みらい留学365に取り組むために、地域が一体となって進めていく組織の立ち上げが必要となり始められたものです。鵡川高校が自ら魅力を発信できる取組を実施してきておりますので、町として引き続き支援を続けてまいります。

４点目の高校存続の具体策ですが、先ほどまで答弁させていただきましたとおり、様々な取組を進めてきております。町外からの通学の利便性を図るために、ＪＲのダイヤ改正の要請や通学定期券助成の範囲拡大及び近隣自治体の中学校へ鵡川高校の募集活動など、実施を行っております。

鵡川高校の魅力化が進められることが高校存続につながると思いますので、今後も町として支援を続けてまいりますので、御理解願います。

○議長（野田省一君）　奥野議員。

○４番（奥野恵美子君）　ありがとうございます。年々、生徒も全国的に少子高齢化ということで、お子さんの数も少なくなって、こういう減少にはなっていくのだろうと思います。

それと、地元の中学生が自分の進路について、自分の人生の目標に向かって選ぶ高校というのも、鵡川高校以外を選ぶというのも、これは致し方ないことではないかというふうに私も思ってございますが、鵡川高校の魅力化ということで、町もバックアップしておりますので、その辺もう少し何とかならないかなということで質問させていただいているところです。

鵡川高校の入学生は、令和５年度は39名中30名、令和６年度は51名中30名が管内中学校と管外、道外の生徒でございました。地元以外の生徒が大半です。それも、野球部が大半を占めているのかなというふうには思ってございます。管内の中学生も減ってきているので、各学校、生徒の確保にはとても力を入れているところなんだろうなと思いますが、より一層の魅力ある高校にしていかなければならないというふうにも感じてございます。

来年の令和７年度の入学希望者は６月現在で、現在、地元で11名と伺っております。一間口になる可能性は非常に大きいと感じます。さらに、令和８年度は、鵡川中学校さんの卒業生だけを見ますと29名ということで、さらに厳しいのではないかというふうに感じてございます。そうなれば、さらに今の教員が３名減になるということも必然的というふうに考えます。そうなれば、学校の授業運営にも大変大きな影響が出るのではないかというふうに懸念しております。さらに、その先々を見れば存続自体に危機を感じます。町は、その辺は把握しておられるのかお聞きしたいと思います。

○議長（野田省一君）　山木生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（山木美幸君）　町のほうにつきましても、随時、高校のほうと情報交換はしておりまして、現在の状況及び今後の見込みについて、常に情報交換してきております。やはりちょっと少子高齢化というので、子どもが減っていくというのはどうしても致し方ないことではありますし、お子さん自身が進路について決めるというのは、お子さん自身で決めることですので、どうしても鵡川高校に来てくださいというのは強制できるものではないので、そこについては、ちょっと正直、町としても決定権がないというか、町として強制できるものが何もないので、今後の推移を見守っていくしかないんですけれども、高校のほうの先生方、結構、熱心にいろいろ取り組んでいただいております。魅力についてもいろいろ発信もしてきておりますので、そこについては、今後の推移も含めて、町のほうも見守っていきたいと思いますので、御理解をお願いいたします。

○議長（野田省一君）　長谷川教育長。

○教育長（長谷川孝雄君）　若干補足説明します。

先ほど、奥野議員から言われました６月現在の中学生の意向調査の実態は、奥野議員が述べたとおりです。その後、８月31日に鵡川高校でオープンスクールを行っております。その結果を校長から報告を受けています。その時点では、オープンスクールでは、穂別中学校からは３名、鵡川中学校から14名、そして厚真町とか、札幌市とか、苫小牧市含めて６名、野球部関係が50名というオープンスクールの結果となっております。この後、今年初めて取り組みます部活動のオープンスクールを行うそうです。３日間にわたって、それぞれ軽音楽部ですとか、吹奏楽部とか、そういった部活動も盛んですので、そういった観点で生徒募集をしていきたいということで、鵡川高校が初めて挑戦するそうです。

それと、先ほど奥野議員から指摘のありました、教育委員会としては、将来展望はどう考えているのかという話ですが、一応、シミュレーションは立てております。令和14年までシ

ミュレーションしております。その中では、先ほど奥野議員もおっしゃったとおり、道内の中学生の卒業者数が年々減っております。今、私たちの見込みでは、令和11年が鵡川中学校の卒業生、そして穂別中学校の卒業生が一番減少するときであります。ですので、令和11年が一つの山場かなということで私たちは捉まえております。

以上です。

○議長（野田省一君）　奥野議員。

○４番（奥野恵美子君）　ありがとうございます。私もちょっと高校のほうに出向きまして、その辺の話は伺っていたんですけれども、なぜこの質問をするかというと、たくさんのイベントで鵡川高校の吹奏楽さん、軽音楽さんがよくイベントに参加されております。その中で、先生が毎回、鵡川高校の生徒がどんどん減っていくよと、一間口になって今年は何とか二間口にしました。でも、この先、一間口になっていくよということを毎回毎回、訴えておられました。そういうのを聞いて、本当にどういう対策をしているのだろうか、先生方はどういうふうに思っているのだろうか、また、むかわ学で学んでいる生徒さんはどういう考えをお持ちなのかということに、ちょっと疑問を抱いてお話を伺ってきたところでございます。

高校の先生方も一生懸命、今やっているということで、さっき御答弁ございましたけれども、中高一貫教育のことでちょっと質問させていただきたいんですけれども、中高一貫教育、中高の学校の先生方は、どこまで中高一貫教育を理解されているのかなというのが、ちょっと引っかかるところなんです。何か高校の先生だけが、今、先ほどもいろいろ御答弁の中にありましたけれども、いろんなことをやっておられるよと。高校の先生だけが一生懸命やっているような、そんなような気もします。

なぜかというと、一貫教育のビジョンというのが、いまいち何か見えていないんではないかというふうに思っているんです。私は、多分、むかわ学を柱として、この一貫教育を中学生あるいは小学生の部分からやっていきたいという町のお考えなのかなというふうに思っているんです。町がどう中高一貫教育の何を柱として、これを推進していくのかというのが、先生方には見えていないんではないかなというふうに思っています。先生方も転勤、替わったりします。その中の引継ぎで、むかわ学というのがあるんだよという、ただそういうことで理解をしているのか、今、鵡川高校の携わっている先生は長く鵡川高校にいらっしゃるので、たくさんのこと、今までのことを理解されています。でも、中学校の先生方というのは、そうではないんではないかという心配もあります。先生方が替わるたびに、うまく連携が取れていないというんであれば、高校だけが先行していて、空回りしているような気がして、

中学校と高校がうまく連携が取れていないんではないかというふうに思うんですよ。せっかく中高一貫教育というふうにうたっているのであれば、その辺をうまくしていかなければならないんではないかなと思っています。

鹿追町のことをちょっと話させていただきたいんですけれども、鹿追町は幼児教育と学校教育の連携で、小中高の連携により12年間を見通した英語教育と環境教育を主軸とした一貫教育をうたっているんです。だから、小さいときから、そういうことを柱に教育をずっと高校までつなげていっているというのがあります。先生方もそういうふうなことを柱にしているよというんであれば、連携もうまくいくんじゃないかなというふうに思っているんですが、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（野田省一君）　長谷川教育長。

○教育長（長谷川孝雄君）　ただいまの質問にお答えします。

まず、中高一貫教育につきましては、年３回ほど全体会議を開いております。それで、私は教育長の立場で毎回挨拶をしながら、先ほど奥野議員が指摘していますとおり、先生が人事異動でいっぱい教職員も替わっておりますので、その都度、説明しております。

若干、ちょっと触れますが、むかわ町が中高一貫教育を始めたのは、振り返ってみますと2001年、平成13年から2002年の平成14年、この間は中高一貫教育研究実践指定校でした。その後、2003年から、平成15年から連携型中高一貫教育を導入しました。そういった歴史を踏まえながら、先ほど山木主幹が説明したとおり23年を経過しております。この間、様々なボランティア活動ですとか、花壇整備ですとか、いろんな形で取り組んできました。あと、全体の講演会ですとか、中高一貫の吹奏楽の演奏会ですとか、様々な活動をしてきながら23年が経過しました。

その中で、中高一貫の一つのメリットであります連携型入試、鵡川中学の３年生が鵡川高校に行くときの入試の改革でありますが、一般入試ではなくて論文形式ですとか、いろんな変遷をしてきております。そして、最近は、プレゼンテーションの入試という形になっています。ですから、時代とともに変化しながら、子どもたちが自分たちとしてどう取り組んできたかを鵡川高校へアピールするような入試に変遷してきておりますので、そういった部分では、その都度その都度いろいろと努力はしてきております。

それで、昨年度、なぜ39名になってしまったかという、自分たちで分析したところ、やっぱりコロナで３年間、お互い行き来できなかったという事実がありました。そういった部分では、ちょうど昨年度の中学３年生は一回も、極端に言えば、そういった触れ合いも数少な

い中で入試に臨んでいったのかなという部分では、すごく反省しました。それで、令和６年度から、もういろんな部分で中高生が一体となるような清掃活動を含めて今取り組んでいる最中です。そういった部分では、中高一貫教育含めて、鵡川高校の魅力化につながっていると私は思っております。それと、あと中学校の教員につきましても、その都度そういう形で訴えてきておりますので、問題意識は持ってきていると思います。

それで、今年度の鵡川中学校の卒業生が17名かな、鵡川高校へ入っておりますので、そういった部分では一定の成果があったものと私は思っております。

それと、後の質問は何でしたか。一応、そういう形ですので報告します。

○議長（野田省一君）　奥野議員。

○４番（奥野恵美子君）　ありがとうございます。中学校の先生にも十分な説明をしているよということの理解ですけれども、高校の先生方にお話を聞くと、今、働き方改革なので、やっぱりそういう会議をするときは非常にブーイングが出て、やりづらいというお話をされていたのも事実なので、その辺はまだまだ理解が伴っていないのかなというふうには、私は感じたところでございます。その辺はよろしくお願いしたいなというふうに思います。

先ほど、教育長、清掃活動ということで今年やられましたよね。高校のほうに、ちょっとお話聞きに行ったとき、今年初めて清掃活動を中高一貫でやって、初めて、ごみの処理を町がやっていただけたということで、すごく喜んでおられました。じゃ、今まではといったら、ちょっと口をつぐみましたけれども、それなりに私も理解しましたが、そういうところなのかなと。先生方に負担が伴っている部分もあるのかなというふうには感じてございます。その辺は、大変喜んでおりましたので、今後ともよろしくお願いしたいというところでございます。

それと、それに関する同じようなことになろうかと思うんですけれども、高校魅力化コンソーシアムです。これは、むかわ学、公営塾、みらい留学、デュアルシステム、中高連携学習、高・大・地連携と、たくさんの幅広い探究学習が行われているのではないかなと思います。組織は、町、高校、中学校、あと企業体、地域の人たちということだとは思うんですが、実際にそれを運営するに当たって、高校の職員がまずは議案等を作成し、それを運営委員会で諮っているよということでございました。昨年、一間口となって先生が３名減になったんですよね。通常の仕事をしながら、そういうことをこなしている。今の先生方は大変慣れた先生方なので、自分たちもそれらには理解しながらやっているよと。でも、本当のことを言うと、とても大変な部分がある、そういう部分をもう少し行政のほうで手伝ってくれたらい

いのになという話はされておりました。高校魅力化ということですので、間口維持の対策を全面的に行っていかなきゃならないという意味合いとしては、高校というのは分かるんだけれども、町がもっと音頭取りをしていただけたらというお話も出ておりましたが、その辺はどうお考えでしょうか。

○議長（野田省一君）　長谷川教育長。

○教育長（長谷川孝雄君）　ただいまの質問にお答えします。

まず、今、出ておりましたプラットフォーム、これにつきましては、先ほど山木主幹から説明しましたとおり、地域みらい留学365の内閣府からの必須条件でコーディネーターを１名置くことと、コンソーシアムを設立すること、この２つが絶対条件でした。そういった部分では、校長先生と鵡川高校、タイアップしながら地元の企業さんを回りまして、鵡川高校の応援団づくりという理念で私たちは動いておりました。そして、そういうことで、今も続いております。

鵡川高校のほうでは、それまでは学校運営評議委員会をやっておりましたが、そのことをつくったことによって、学校運営協議会に置き換わって、簡単に言えばコミュニティスクールです。そういった形で、今、一体化して行っております。ですので、三役、私も含めてですが、ＰＴＡ会長、同窓会長、あとＰＴＡの副会長を含めて役員会議のときには、イコール、学校運営協議会を開いております。そういった部分では、今、制服の見直しですとか、いろんな部分の鵡川高校の魅力化をつくるための提案について、私たちもその議論に参加させていただいております。そういった部分では、鵡川高校の先生方の負担が幾らかの軽減になるようには努力しております。

それと、あと、先ほど言っていたコンソーシアムの件ですが、今までは北海道教育委員会が内閣府からお金をもらって、そして幌加内町とむかわ町、２町にお金が来ていたんですが、令和６年度からは、そこを内閣府直轄にしてほしいということで私たちも要望を出しておりましたが、道教委もそれを分かっていただいて、今、斜里町とむかわ町は今、内閣府から直接お金を頂けることになりました。そういった部分で、今、コーディネーターもむかわ町で採用しておりますし、地域おこし協力隊員も今年１人増員かけております。そういった部分では、鵡川高校の負担軽減のためにむかわ町も努力しておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（野田省一君）　奥野議員。

○４番（奥野恵美子君）　ありがとうございます。地域おこし協力隊とか、いつも話題に乗るんですけれども、なかなか人が集まらないということで苦慮されているのは、私も分かっていますので、そういうふうになればいいなというふうには思っておりますが、これは現場の声でありますので、私も別に高校の先生の肩を持つとか、そういうのではなくて、それが生徒さんたちに波及していくわけですから、やはりこのことはしっかりと町も、今までも携わってはいるだろうけれども、コンソーシアムの運営、企画、立案的なものは事務局がするよというお話でしたので、もう少し町のほうもお手伝いをいただけたら、こういう話も出てこなかったのかなというふうに思っていますので、その辺はよろしくお願いしたいと思います。

高校存続対策としては、町の支援というのは大変重要だと私は思っております。鵡川高校は、道内でもいち早く探究学習を実践して先進的な高校となっていたと思います。でも、現状は、ほかの道内だけではなく、全国的にも問題を抱えているのは同じなので、既に行政支援を得ながら、うちの町よりもっともっと進化しているのも事実なんではないかなというふうに思っております。その辺は、教育長も御存じなのかなというふうに思っております。先ほど申し上げた鹿追町は、入学するときの支援金、地元の中学生と町外から来た生徒はちょっと色分けはしてはおりますが、そういうふうに支援金を出している。見学旅行助成金だったり、通学助成金、ｉＰａｄを３年間貸し付けるよ、あと住むところですよね、そういうところを公住をリフォームしてシェアハウスなどを造る、その分の自己負担を補助するという形も取られているようです。

まだまだ中身的にはあるんですが、鵡川高校もみらい留学の説明会、今回も大阪だとか東京に行かれていますよね、札幌にも行かれたのかな。すごく積極的に行かれていると思います。先ほど、教育長おっしゃった８月末にオープンキャンパスありましたよね。そのときに、たくさんの人が来たと、さっき中身はおっしゃられていましたけれども、先生のほうからはたくさんの人が集まったよと。そういうときに必ず聞かれるのは、留学してみたい、でも寮はあるんですか、住むところはどうなんですかと。確かに、三気塾は野球の関係は寮があります。町も運営をお手伝いしていただいているところです。みらい留学365、今年３年生のみらい留学も来ておりますが、それぞれ公住のほうに住まわせています。そういう生活環境の整備というのは、むかわ町も一生懸命やっておられるとは思うんです。でも、やっぱり多くの人に地元で間口をそろえられないというふうな今までの経過からすると、これからは、町外、道外の留学生にどんどん来てもらえるような魅力化も進めていかなければならないというふうに思っています。そういうときに、やっぱり寮の完備というのも重要なポイントか

なというふうに思っています。公住なんかは、教職員住宅が今どういうふうになっているか分からないですけれども、そういうところをリフォームしてシェアハウスにするとか、そういうこともやれるのではないかと私は思ったりもします。

それと、公営塾の件ですけれども、葬儀のときは使用できない、そうすると勉強に行きたくても使えない、そういうところが公営塾でいいのかというふうなことも考えたりします。実際に生徒さんが行ったときは、ちょっとそういう場ではないと、もうちょっと落ち着いたところで勉強したいというお話も、中にはしていらっしゃる生徒さんもおりました。うちは、高・大・地連携ということで、大学のほうとも連携を組んでおります。そういう大学生に講師を依頼する、オンラインで塾の講師になっていただくとか、そういったところでも高・大・地連携の仕組みづくりというのはできないものかというふうに思ったりもします。あるところでは、リクルート社のスタディサプリなんかを導入して人件費を削減しているところもあります。

今後、魅力化をどんどん推進するに当たって、お金はかかることなんですけれども、行政としても今、先ほど教育長がいろいろ考えてはいるよというニュアンスのお言葉もいただきましたが、その辺についてはどういうふうに、前向きに考えておられるのかどうなのかというところもお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（野田省一君）　長谷川教育長。

○教育長（長谷川孝雄君）　ただいまの質問にお答えします。

すごく幅が広いので、ちょっと順番に話していきますが、まず鹿追町は私たちも１回視察に行ってきました。お金のかけ方が１億円ほど投入しています。そういった部分では、ちょっと簡単にはまねできないなと。たしか、１、２年生かな、カナダかどこかに留学、全生徒１年生、たしかカナダ見学か、カナダ修学旅行か何かやっているはずです。そういった部分では、先ほど奥野議員が言ったとおり、英語に特化した特色ある高校づくりをしていたのは、私も記憶にあります。

翻って、今、むかわ町では、オーストラリア派遣をしております。それは、中学生と高校生も参加対象にしておりますし、次年度からは、高校生については町外も参加対象にしようかなということは、今、私たち検討しております。ただ、今までの経過を見てみますと、中学生の応募者数は多いんです。ただ、鵡川高校の生徒さんはなかなか応募してくれる方が少ないです、オーストラリア派遣のほうは。そういった部分では、英語だけにこだわらずに、先ほど言っていた部活動を含めた生徒募集を今までどおり進めていくことが、私たちとして

は賢明かなということで取り組んできております。

それと、あと何でしたか。鵡川高校が取り組んでいる様々なことは、むかわ町もいつも相談を受けております。頻度としては、もう１週間に１回は、実は鵡川高の校長と話している関係があります。自分たちが今何ができるか含めて、鵡川高校側もそうですし、行政側もそうです。そういった部分では、タイアップしながらやってきています。

それと、あと公営塾の件ですが、鵡川高校のほうで当初立ち上げたときには、中間テスト、期末テストがあったんですよ。今は見直しかかっていて、単元テストになったせいなのか、鵡川高校の生徒が公営塾に来る頻度が相当、今、落ち込んできています。翻って、今、鵡川中学校の生徒が毎日来ていただいております。そういった部分では、公営塾の使い方もちょっと変わってきておりますので、そういった観点からも、今後、公営塾の展開を私たちがどうしていくのかは、今、試されているのかなと思っております。

それと、先ほど、奥野議員提案してくれたオンラインでの大学生の講師による塾の運営もあるんじゃないですかという提案ですが、実は、地元のマージュさんからも北大の生徒を使った、そういった提案を今、受けております。そういったことも含めながら、今後、塾の在り方も検討していきますので、そういった部分では御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（野田省一君）　奥野議員。

○４番（奥野恵美子君）　ありがとうございます。いろんな地域の人が関わって鵡川高校をよくするということは、とてもいいことだなと思います。やはり、学習の面でも学力の面でも見ていかなければならないというふうに私は思うので、公営塾の在り方というのもそろそろ見直さなきゃいけないかなというふうにも私も思っておりましたので、よろしくお願いしたいと思います。

本日、四季の館で、むかわ学の提言発表が行われております。残念ながら、定例会とバッティングいたしまして、私は聞きに行くことができません。今日は、13項目の発表がなされていると思います。今、まさに時間的にいうと、ちょうど高校魅力化あたりが提言発表になっているのかなというふうに思っています。

その魅力化の発表では、生徒さんから、町外から来る生徒だけではなくて、町内の生徒にも通学バスを含めた支援を提言するというふうにお話を伺っております。ここは、町長に来てほしかったと私は思っております。きっと、生徒さんたちも町長に聞かせたかったというふうに思っております。その辺、バスの運行となれば公共交通の絡みにもなりますので、前

回の定例会で１番議員が質問したかと思いますが、その辺の進捗状況も生徒さんはすごく気にしておられました。その辺、何か今、御答弁いただけるんであれば御答弁いただきたいなというふうに思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（野田省一君）　長谷川教育長。

○教育長（長谷川孝雄君）　まず最初に、提言発表会の件について答弁させていただきます。

実は、定例町議会が９月の中旬だろうということで、鵡川高校側で日程を今回ずらして設定してくれました。しかしながら、たまたま、むかわ町議会も延期になってしまったので、こういった形でバッティングしてしまったのは事実であります。そして、各関係機関とも鵡川高校と私たちと札大さんとか、いろんな関係機関あった関係上、この日程をずらすことができなかったことで、後ほど報告書という形で、私と町長のほうに報告書が提出されることになっておりますので、それを見ながら町政に反映できるものは町政へ反映していきたいと考えているところであります。

以上です。

○議長（野田省一君）　竹中町長。

○町長（竹中喜之君）　今、奥野議員の質問の中身のやり取り、拝聴させていただきまして、大きなテーマとされております、まちにある高校の未来はということの投げかけで、全て質問項目も頭出しされている項目は、そこに行くのかなとうかがっていたところでもございます。とりわけ、中高一貫教育、教育委員会のほうからもるるお話があったかと思うんですけれども、今、探究心、こういったところも抑えながら、自分の将来像をどうやって描いていくのかなと、生徒自身がどういうふうに考えていくのかなといったところも含めて、主体的に考えていこうぜという６年間というのは、一つの目的にもあるのかなと思います。しかし、何といっても関係者が、先生、教員、そして教育委員会等と我々も含めて、我々自身の関係者間の意識と理解度、現実をどう捉えているの、将来をどう描いていくのといったところの日常の向き合い方というのももっと大事になっていくんではないかなと聞かせていただいたところでございます。

それと、高校の魅力化コンソーシアム、このコンソーシアムは協働、共に協力して働くぞという目的を一緒にした、これは体制のことを言っているかと思うんですよ。そこにはどういう人が入るかといったら、町も入るよと、それと小中学校とか教育機関、地元の企業の皆さんも入っていきますよということで、地域に共にある学校というのを確認しながら、どうこれから未来に向けて展開していくのかなと。だから、先ほどの中高一貫教育と魅力ある高

校、コンソーシアム、これまだまだ続くと思うんで、どういうふうに、がたがたに組み合わせるんではなくて、しっかりとすり合わせるような展開というのが望まれる、また、つくっていかんと駄目だと私自身思っております。

それと、具体的な面での受入れ環境の高校生たちの関係人口の拡大というのもやっていますから、今まさに進めているまちなか再生、これの復興拠点Ⅱの中での、Ⅱの中で、具体的なエリアデザインといったところも含めた中での研究課題、さらには先ほどの交通関係、バスの関係も含めて、これも今まさに、まちなか再生としてこれから穂別地区、鵡川地区、そして町外に対しての公共交通をどういうふうにしていくんだというところを進めているところでございますので、それの中のワン・オブ・ゼムとしての研究課題にしっかりと位置づけていければなと思います。

あわせて、高校存続への取組でございますけれども、これは、もう言わずもがな高校生は町の元気の源です。一人格者でもあります。奥野議員も知っているように、災害時にしっかりと我々手伝ってもらいました、本当に。その手伝いの意気込みというんでしょうか、背中は、今の子どもたちも先輩たちから受け継いできているかと思います。そういったむかわならではの鵡川高校の人の在り方、そして関わり方、そして恩送りというんでしょうか。こういった経験値というのも、やっぱり先輩たちとの交流も含めながら、一回離れたからもういいよというんじゃなくて、まだまだ触れ合い、交流というのを高めていければいいなと思っております。

それと、両公立の高校のこれも御存じのとおり、穂別高校、鵡川高校の生徒確保に向けて、この間もしっかりと教育長と、もうしつこく嫌がられるぐらい教育委員会のほうにもお邪魔をしておりますし、またこれから、今年度も鵡川高校については学校長も含めた中での管内の関係中学校の訪問、しっかりと今の現状の直視というのと将来展望等も併せた中での訪問活動、これも行っていきたいなと思っております。その際の魅力のアピール、それと今後も魅力化というのを鵡川高校ならではのモデルとしながら支援と生徒確保の動きに努めていきたいなと思います。

まちにある高校の未来はということでございますけれども、しっかりとこれからの高校生が未来を信じられるような、あるいは未来を語れるような鵡川高校ならではの高校づくり、魅力化づくり、私どもも積極的に努めていければなと思っております。よろしくお願いします。

○議長（野田省一君）　奥野議員。

○４番（奥野恵美子君）　ありがとうございました。大変、力強いお言葉だったかなというふうに思っていますけれども、現場の先生方の声というのも、すごく悲痛な叫びだったように感じておりました。また、むかわ学を今回、提言する生徒さんたちの意見も尊重しなければならないというふうに私は感じています。町にある高校として、穂別高校の閉校という本当に残念な思いを再びすることのないよう、今からしっかりと対策を練っていかなければならないと思いますので、行政のほうもしっかりとその辺をバックアップしていただきながら、今後とも現場の教職員の皆さんと連携を図って、いい教育づくりに進めていってほしいなと思います。質問終わります。ありがとうございます。

○議長（野田省一君）　昼食のため、しばらく休憩いたします。

再開は午後１時30分とします。

休憩　午後　零時０１分

再開　午後　１時３０分

○議長（野田省一君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

◇　佐　藤　　守　議員

○議長（野田省一君）　次に、６番、佐藤　守議員。

〔６番　佐藤　守議員　登壇〕

○６番（佐藤　守君）　それでは、６番議員から一般質問を行いたいと思います。

まず最初に、防災についてでございます。

この防災については、過去にも若干意見交換をしたそういった経緯もあるんですけれども、今日はちょっと一般質問ということで改めて質問をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、最初の防災についてでございますけれども、胆振東部地震から６年を迎えますが、宮崎県南部の地震は南海トラフ地震臨時情報、これが初めて発令されて１週間発表されたわけでございます。この関係で日本海溝、それから、千島海溝の地震について町民のほうでも改めて関心が持たれているところでございますので、本町も事前復興計画、こういったものを策定中ですけれども、次の点についてお伺いをしたいと思います。

まず最初に、津波ハザードマップに避難施設、これが記載されていますけれども、特に町なかの一時避難に何人収容できるのか、こういったものをきちっと町民に周知しているのか、その辺をお伺いしたいと思います。

２つ目には、東日本大震災、能登半島地震、いずれも冬場の災害ですが、本町も冬の避難訓練の考え方、また、冬の避難所の寒さ対策と自主防災組織、これは自主防災地区というよりも全地区に当てはまるかと思うんですけれども、こういったところと定期的な意見交換こういったものの実施について改めてお伺いしたいと思います。

○議長（野田省一君）　梅津情報防災対策室長。

○情報防災対策室長（梅津　晶君）　お答えいたします。

北海道が公表した日本海溝・千島海溝を震源とする巨大地震による津波では、鵡川地区市街地のほか、田浦地区、汐見地区、宮戸地区が大きく浸水する想定となっております。

鵡川地区市街地には、浸水区域外への避難が間に合わない場合の垂直避難場所として７か所を指定しており、これら７施設の収容人数につきましては、ハザードマップには記載がございませんが、約3,900人と見積もっているところでございます。

次に、積雪寒冷期の災害対策につきましては、津波浸水区域外の指定避難所では、暖房設備が使用可能と見込んでおりますが、浸水区域内の７つの垂直避難場所は、屋上を中心とした一時的な避難場所であり、津波が収束し道路が啓開されるまでの間、冬の寒さに耐えていただくこととなります。

本年11月には、穂別地区において冬場の避難所の寒さ対策、避難所のトイレ対策についての訓練を実施予定でございますが、他地域の冬期訓練も参考としながら本町鵡川地区でも冬期の津波避難訓練を実施してまいります。

町民の皆様におかれましては、全戸配布しております津波ハザードマップをご確認いただき、速やかに浸水区域外へ避難できるよう日頃からの備えをお願いしたいと考えてございます。

以上です。

○議長（野田省一君）　佐藤議員。

○６番（佐藤　守君）　ありがとうございます。

一時避難所ですけれども、過去にも報道されておりますけれども、海溝地震型の津波の場合、何もむかわ町として対策をしなければ2,000人以上の被害が出るということは過去にも報道されているんですけれども、反対に事前に対策を取り組むことによって９割以上の被害

が削減できるともうたわれているんです。

それで、海溝型津波地震のときは、平成30年の胆振東部も経験しましたけれども、道路の隆起、それから、建物、それから、電柱の倒壊、こういったものが起きた場合に、ハザードマップにおいては車で避難する避難経路というのは掲載されていますけれども、中にはやはりどうしても逃げ遅れる町民がいるということを考えた場合に、津波を回避する手段の一つとしていわゆる一時避難所、むかわ町の避難タワーとでもいうのでしょうか、こういったものが非常に有効で一人でも犠牲者を少なくするというそういう働きがあると思うんです。

それで、今、７か所で3,900人というこういった収容ができますよということですけれども、７つのうち１つの避難所で何人収容できるのか、こういったものがそれぞれ町内会の中において何か機会があるときにそういった周知というのをしているのか、例えば胆振の鵡川の支署、ここは、落成のときに私も上まで上がりましたけれども、あそこは立った状態で一応288人収容できるという話を聞きました。

そういったことで、地区の町内会にそういった収容できる人数も、きちっと私は把握したほうがいいんではないかと思うんですけれども、その点はいかがでしょうか。

○議長（野田省一君）　梅津情報防災対策室長。

○情報防災対策室長（梅津　晶君）　各自治会、町内会の皆様への一時避難場所、指定緊急避難場所というふうに呼ばせていただいておりますが、への収容人数の告知については、現在のところ行っていない状況でございます。

理由といたしましては、まずは最初に説明すべきは、避難行動をいかに早くするかによって、先ほど議員がおっしゃられた冬の深夜で2,300名とされている死者の想定人数が９割減らしていける、この根幹は一時避難施設の大切さもございますが、避難行動が早いか遅れたかによって大きく人数が左右されるような想定となってございますので、まずはそこについて現在、各自治会、町内会にご説明に随時伺っているという状況でございます。

もう１つとしましては、７か所の指定緊急避難場所は、どこの一時避難場所にどこの方が避難をされるのかというのは、なかなか町内会単位で区切るというのは難しいところでございます。

もしかしたら、同じ町内会にあったとしても、お住まいの住居の位置によっては最寄りの指定緊急避難場所が違う町内会のほうが近いとかということもございまして、この辺をどのように住民の皆さんにご説明をしていくかというのは、現時点ではなかなか難しいところもございますので、まずは、速やかに避難行動に移っていただくということの大切さをお話し

させていただくとともに、いざというときの一時避難場所として指定緊急避難場所の告知もさせていただいているというのが現状でございますので、ご理解賜りたいと思います。

以上です。

○議長（野田省一君）　佐藤議員。

○６番（佐藤　守君）　今の説明は、とにかく速やかに避難をするのが最優先で、その一時避難所に何人収容できるか周知することによって混乱を招くかもしれない、誤解を与えるかもしれないというふうに自分ちょっと受け取ったんですけれども、それはそれとして、判断はそこの町民が考えると思うんです。

だから、いすゞだの公営住宅だこういったところには、大体何人収容できますよということを事前に町民が分かっていれば、いざというときに避難に遅れたときに最初からもう一時避難所を目的に避難するんではなくて、もう本当に津波が来るというときにそういう状況のときに避難をするんであって、そこの辺の判断は私は町民はそれぞれ町のほうからそういう情報があれば判断するんであって、そこまで私心配する必要はないのかなというふうに思うんですけれども、それと、公営住宅だとかそれぞれ施設等７か所ありますよね、こういったところの方に例えば住宅もあります、公営住宅、そういったところには、最悪の被害のときには、こちらのほうに避難することもあるかもしれませんけれども、よろしくお願いしますといいますか、そういったような話というのはしているのか、それとも、それはその時の時々でそのままじっとしておくという考えでいるのか。

それと、今、７か所というふうに言いましたけれども、実際に市外の中に一時避難所に匹敵する避難タワーというのは７か所がもう限界で、あとは、12メートルぐらいの想定ですから、３階以上の建物はないというふうに理解してよろしいんでしょうか。

○議長（野田省一君）　梅津情報防災対策室長。

○情報防災対策室長（梅津　晶君）　まず、収容人数の関係でございますが、現時点では、建物の面積に対してお一人当たりに必要なスペースといいますか面積で割り返した人数の合計値が先ほど申し上げました約3,900人ということでございまして、一部施設については、３階以上が指定緊急避難場所になっている場所もございますし、浸水深によっては２階以上を指定緊急避難場所に指定している施設もございます。

ですので、屋上のほか屋内も指定緊急避難場所になっている施設も一部ございますが、屋内施設、例えば鵡川中央小学校で申しますと、教室等への避難も可能ではございますが、教室等には机があったり事務用品があったりということで、必ずしも必要面積が全部使えるか

というとそういうことではございません。

そういったところも踏まえまして、本当に誠に適切な人数がいかようなのかというところも精査をしながら、後には避難人数の目安というものを公表していけるのではないかとは考えてございます。

また、文京ハイツですとか末広団地Ｃ棟につきましては、町営住宅を一時緊急避難場所として指定しております。建物の構造上、一応文京ハイツは３階以上、末広団地も３階以上ということで、一部住居部分になっているフロアもございますが、基本的には屋上を指定緊急避難場所として想定してございますので、今、お住まいの住民の皆様に対していざというときはこういうふうになりますというご説明は現時点ではまだしていないところでございます。今後必要に応じて検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（野田省一君）　佐藤議員。

○６番（佐藤　守君）　命に関わる問題ですから、その辺は一番いい方法をぜひ選んでいただきたいと思います。

それと、もう１点伺いたいのは、その一時避難所というのと通常の避難所になるんですけれども、１点は、鵡川小学校、これは建設するときにそういった避難所の一つにもなりますよという話だったんですけれども、一番屋上のほうに手すりがないようなんです。それで、一部町民のほうから仮に鵡川小学校の屋上に避難した場合、手すりがないので非常に恐怖心を感じるような話があったもんですから、そういったところの考えもあるのかどうなのか。

それと、もう１つは、汐見のほうも高台のほうに避難所を設置していますよね。ですが、あれは階段を利用して上のほうが整地になっているんですけれども、正直言って屋根もテントも何もないです。だから、あの辺の関係というのは将来的にどう考えているのか、あくまでもあそこは高台に津波避難ということで、そういう屋根の関係とかそういったものは今後一切考える必要がないのか、その辺もお伺いしたいと思います。

○議長（野田省一君）　梅津情報防災対策室長。

○情報防災対策室長（梅津　晶君）　まず、手すりの部分でございますが、ご指摘のとおりただいま申し上げました７つの指定緊急避難場所のうち複数の箇所については、屋上に手すりがない状態の場所がございます。今後、津波避難対策を推進して行く上で重要と捉えておりますので、今後調査研究の上、必要に応じて施策化を進めてまいりたいなというふうに考えているところでございます。

そういった観点もございまして、先ほどちょっと民間施設の指定緊急避難場所の部分についてちょっと答弁を漏らしたんですけれども、現時点で民間の施設を津波の指定緊急避難場所としては指定をしてございません。いすゞ北海道さんの社員寮については、津波に関しては、指定緊急避難場所になってございません。その他民間施設につきましては、今、国のほうからその施設が実際に津波の波による圧力に耐えられる建物なのかというのを、机上計算なんですけれども、してくださいという調査がございまして、今、申し上げました７か所については問題ないという結論になっていますが、民間施設さんについては、その辺のまだ計算をしていないものですから、あとは所有される事業者さんの意向もございますし、その辺はちょっと追々調査研究の対象になってくるのかなというふうに考えているところでございます。

そういったことも踏まえまして、今後総合的に津波からの避難については、調査研究をしながら必要な施策をなるべく施策化してまいりたいなというふうに考えてございますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

〔「汐見」と言う人あり〕

○情報防災対策室長（梅津　晶君）　すみません。汐見に関しましては、汐見地区は、まずは高台まで避難をしていただくんですけれども、高台まで避難をしていただきますと、そこはもう一面浸水区域外でございますので、まずは一時避難場所まで退避していただいた後は、必要に応じて近隣の避難所まで避難をしていただくということを想定してございます。

なお、市街地につきましては、先ほど申し上げたとおり津波の波が引くまではその場所から動くことができませんので、そういったことはありません。

そういった意味では、市街地にある７か所の指定緊急避難場所は、最初の答弁で申し上げたとおり、屋上に避難をせざるを得なくなったときについては、今のところ雨風をしのげるような仕様にはなってございません。汐見については、その後、速やかに最寄りの避難所に誘導するような対策をこれから具体的に自治会と相談をしてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（野田省一君）　佐藤議員。

○６番（佐藤　守君）　ありがとうございます。

そうすると、津波関係については、いすゞはこの７つの中には入っていないという。ちょっと今、これを見たら。てっきり入っているとばっかり思ったものですから。

それでは、これは将来的にいすゞさんのほうもそういった耐力テスト等すると、津波でも

って受け入れるというそういった可能性があるのかなということも、ちょっと最後に一言お願いしたいと思いますけれども、いずれにしても、万が一のときの今、対策ですから、常に情報収集をして万全をひとつ期していただきたいと思いますが、最後にそのいすゞの関係は可能性があるのか、その点だけちょっとお伺いします。

○議長（野田省一君）　梅津情報防災対策室長。

○情報防災対策室長（梅津　晶君）　あくまで先ほど申しました建物耐性もしかるところなんですけれども、建物の高さと所在する位置の浸水深との関係もございますので、その辺を勘案しながら安全性が担保される場合については、いすゞさんとも協議を進めてまいりたいと思いますし、浸水深の都合上難しいということになれば、指定はできないということになります。

以上です。

○議長（野田省一君）　佐藤議員。

○６番（佐藤　守君）　ありがとうございます。

いずれにしても、町民の命に関わる問題ですからひとつよろしくお願いしたいと思います。

それで、２番目の冬の避難訓練、これ以前にも予算審査でも実は私、質問しています。

当時の答弁では、冬場の避難訓練というのは、参加者の健康管理や医療機関、専門的なスタッフの動員など難しい問題があるというふうに答弁をいただいているんです。

しかしながら、災害というのはこちらの都合のいいときに起こるわけではありませんし、冬の災害ほど被害が多くなるということを考えると、繰り返しの避難訓練が必要かと思います。

それで、先ほどは穂別のほうでは11月に寒さ体験する、そういったことを実施するということですけれども、これ鵡川地区についてはまだ未定という考えでしょうか。

○議長（野田省一君）　竹中町長。

○町長（竹中喜之君）　さっきの答弁と重なる部分があるかと思いますけれども、佐藤議員ご存じのとおり、現在、津波の関係で国が想定している犠牲者が最も多いのが冬の深夜、そして、これは、例えば道路の凍結だとか等々の時間を要するよということで、津波避難に間に合わないことが要因とされているぞということが巷間言われているかと思います。

また、専門家の意見におきましても、例えば日本海溝、あるいは千島海溝の地震では、ここで重複しますけれども、冬場の関係も含めて津波の避難行動をいち早くどう起こすかということと、冬の津波避難訓練、これは最重要課題と私どもも受け止めております。

これについて、訓練等を通しながらの課題をさらに洗い出しをしながら、冬の訓練というのは避難というのはなかなか難しいなということも地域で共有していくこと、こういったことも大事かなと思いますので、冒頭で申し上げた答弁のとおり、先進事例と、困難は困難として受け止めながら先進事例を参考にしながら、可能な限り早い時期に鵡川地区で冬場の訓練実施してまいりたいと考えております。

○議長（野田省一君）　佐藤議員。

○６番（佐藤　守君）　ありがとうございます。

私もちょっといろいろ調べてみました。そうすると、冬場の避難訓練というのは、負担が非常に大きいということで、実際には実施していない町のほうが実は多いんです。

ところが、反対に、東日本震災の地域では、毎年冬に避難訓練実施しています。

というのは、我々も覚えているかと思うんですけれども、そこにはテレビニュースで見たように巨大津波の悲惨な光景を我々も目の当たりにニュースで見たんですけれども、そういったところを体験した町民については、やはり危機意識の違いがあるのかなと。そのぐらい体験した町では、冬場に体験しているものですから、むかわ町はたまたま９月の災害ということで、寒さ対策というのはちょっとなかったんですけれども、その辺でぜひむかわ町も大変な労力があると思うんですけれども、冬場の体験を実際に、穂別でやるわけですから、一つ全町を挙げて大々的にやる必要もあるのかなと思いますけれども、いかがですか。

○議長（野田省一君）　竹中町長。

○町長（竹中喜之君）　先ほどから実施をするということは申し上げているかと思います。そこはご理解を願いたい。

また、こちらの情報も、迅速な避難を行うことで例えばです、先ほどの冒頭、佐藤議員がおっしゃられたように８割は減らせるぞと。

能登半島地震でも、日常な訓練などから被害を軽減した地域もあるとされております。とりわけ積雪寒冷地などの厳しい北海道内、そういったところも踏まえながら訓練は必要不可欠と、これは捉えております。実施も可能な限り段階を追って対象をどういうふうに絞るかといったことも含めながら、適切な時期に避難訓練の実施に努めていきたいと考えております。

リスク管理を踏まえた避難訓練の適正な在り方、これはしっかりと努めていきたいと思います。

○議長（野田省一君）　佐藤議員。

○６番（佐藤　守君）　避難訓練の実施はするということのご答弁ですので、できるだけ早い時期にその辺具体的に表明してもらえればなと思いますので、よろしくお願いいたします。

それで、もう一つ、大災害のときには主要道路というのは、前にもお話ししましたけれども、国交省の道路警戒計画、これで確保するということになっていますよね。

ですけれども、冬の場合、こういったときに業者も避難しなければならないんですけれども、ちょっと極論かもしれませんけれども、そういった冬場の避難のときの考え方というのは、何か議論したことはあるんでしょうか。

話ちょっと飛躍しすぎますけれども、あと、実際には冬場に起きたらそういうことが想定されますよね。その辺は議題として何か課題として議論しているという過程はあったでしょうか。

○議長（野田省一君）　梅津情報防災対策室長。

○情報防災対策室長（梅津　晶君）　平時というか日常におきましても、冬期間については、積雪地に状況によっては除雪が間に合わないといったような状況は現時点でも起こっております。特に、ハザードマップに記載をしております推奨される避難ルートにおきましても、田浦地区については、地形等の都合もあって吹きだまりが多くなって、なかなか道路が日常の除雪でも開通しないといったような状況は認知をしているところでございます。

そういった場合に災害が起きたらという議論はしているかという部分につきましては、現在、議論中でございます。津波避難対策をどういうふうに有効化していくのかというところで、関係課とも協議を進めておりますし、現在、調査研究中でどのようなことをすることでよりそういったリスクを減らした中で事が起こったときに避難できるような道路警戒がされるのかといったようなところは、これからも検討を進めて一定の形というか方向性を見いだしていければなというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（野田省一君）　佐藤議員。

○６番（佐藤　守君）　それと、寒さ対策、この辺のちょっと考え方ちょっと伺いたいと思うんですけれども、冬の対策の場合は通常は毛布というのは年中大体備蓄しているかと思うんですけれども冬ですから懐炉、こういった物も必要だと思います。

そして、30年のときにはガソリンがなくて困ったんですけれども、これはやむを得ないとして、冬場の寒さ対策で防災倉庫のほうにポータブルストーブだとかそういったものの備蓄というのはどのぐらいあるのか、というのは、今、家庭でほとんど490リットルのタンクが

多いわけですから、いざそういう災害のときには、490リッタータンクから燃料灯油というのは大体お互いに融通し合えるのかなと。

問題は、電気も何も消えたらやっぱりポータブルストーブだとか懐炉だとか毛布、こういったものは避難所では絶対に必要になりますし、その辺の数というのは、それで自主防災組織ができて、その地区にはそれぞれ希望されたものというのは納品していますよね。その中でそういった寒さ対策については、どのぐらいの備蓄があるのか、その点大体どういった物を用意していますよというのが分かれば教えてください。

○議長（野田省一君）　梅津情報防災対策室長。

○情報防災対策室長（梅津　晶君）　具体の数量については、ちょっと資料を持ち合わせておりませんがポータブルストーブ、毛布、ホット懐炉等の寒さ対策の備蓄品については、一定数の備蓄をしてございます。

１答目の答弁で申し上げましたとおり、浸水区域外の避難所につきましては、暖房器具については避難所にも常設されている部分がありますので基本的に使えるものと見込んでございますが、議員おっしゃられるように、通電をしていないときというのは、当然別の暖房の確保の方法が必要となります。

その辺も、今、鋭意整理中でございますので、有事にも想定できる備蓄に今後も努めてまいりたいなというふうに思っております。

また、冬期の暖房備蓄品については、町で準備するもののほか、国等からのプッシュ型支援でも一定程度想定をされておりますので、そういったものを複合的に活用しながら避難をされた方の暖を取っていただくような対策というものを講じてまいりたいと思いますのでご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（野田省一君）　佐藤議員。

○６番（佐藤　守君）　もう１点は、自主防災ということで、質問を出しているんですけれども、災害から６年たってコロナがあって、少しそういった危機意識というのが段々薄れているのかなと思うんで、日頃からそういう啓蒙活動をお願いしたいんですけれども、ちょっと手前みそになるんですけれども、実は、自主防災組織、私どもの地区はむかわ町でも一番最初のほうにできた地区なんですけれども、その中で今回の30年の地震を契機に、実はこういうふうにピラミッド型の地元の自主防災組織というものをつくっているのです。

そして、これは、頭が自治会長で、その下にそれぞれ班に分かれている方がいるんですけ

れども、誰が誰を災害のときに迎えに行くというこういう構図ができているんです。これ全戸に配って、全戸に玄関かどこか電話のところに貼ってあるんですが、だから自分は災害のときに誰を避難所まで連れて行く、そして、お年寄りの方は、自分は誰が迎えに来るというそういうことを認識しながら常に危機意識を持ったという状況で、こういったものをやっているもんですから、できれば自主防災組織に関わらず、町内会自治会の中でこういった取組をしているところもありますよということをお知らせしながら、防災についてお話をいただければなというふうに考えておりますので、ちょっと参考までにお話をいたしました。

いずれにいたしましても冬場の津波避難対策、これはもう大変な状況ですから。ひとつよろしく今後ともお願いをしたいと思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

それでは、次の質問ですけれども、特養施設の支援の考え方についてお伺いをしたいと思います。

町内には２つの特養施設がありますが、特に津波による浸水区域に慶寿苑が入っております。それで、入所者の家族からは不安の声がありますので、次の点について伺います。

事業主が自己責任での運営が基本になりますが、津波による移転となると社会福祉法人単独では難しく、昨年津波浸水地域の施設については、国の３分の２の支援があるというお話がありましたけれども、その後国の動きはどうなっているのか、また、町の支援の考え方についてもお伺いしたいと思います。

○議長（野田省一君）　竹中町長。

○町長（竹中喜之君）　特養施設の支援の考え方に入ります前に、先ほど佐藤議員から紹介のあった二宮地区での避難の体系というんでしょうか、協力体制の在り方については、町内での地域での先行事例ということで全体に共有、周知していければなと考えているところでございます。

さて、むかわ町でございますけれども、津波災害警戒区域、これはイエローゾーンの指定を受けているところです。

災害区域内に所在します介護施設等の移転、建て替えにつきましては、令和４年度からレッドゾーン、令和６年度からイエローゾーンに所在する老朽化した広域型の介護施設、これの移転改築整備費の支援メニューというのが追加されたところでもございます。今後、法人と具体的な協議というのを進めてまいりますので、ご理解を願いたいかと思います。

○議長（野田省一君）　佐藤議員。

○６番（佐藤　守君）　今、町長の答弁を聞いて、少し安心をしました。

実は、この津波支援に当たっては、なかなか国の動きもないというような話も聞きましたし、鵡川地区がイエローゾーンがゆえにレッドゾーンに入らないとその対象にならないという話も聞いていますし、そうすると、道内で一番大きいところが釧路が26.5ですから、鵡川はなかなか難しいなという、そういう感じも正直ありました。

それで、話は元に戻りますけれども、正直この質問をするに当たっては少し躊躇しました。というのは、今、むかわ町この拠点整備ⅠとⅡで大変な財源を必要とする事業に取り組んでいるさなかですし、しかしながら、待ったなしの津波の状況もありますので、町民の今後に関わる大きな問題ですので、あえて質問をさせていただいているような状況でございます。

それで、今回、国の動きについては、まだはっきりとは分からないという状況かと思いますけれども、ただ、津波さえなければ正直言って特に私心配していないです。建物というのはもう50年たって老朽化なっていますけれども、長寿命化対策で建物は何とか維持していけますし、経営も非常に厳しい状況ですけれども、職員一丸となって今、頑張っているところでございます。

しかしながら、12メートルでの巨大地震での津波での移転となると、社会福祉法人単独では、これはもうどうにもならないと。それで、国の動きを見ながら、今後行政のほうも双方で意見交換をしながら進めていきたいということですけれども、そのほかに今後どう施設と関わっていくかという点での考え方、これらもちょっとお伺いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（野田省一君）　竹中町長。

○町長（竹中喜之君）　佐藤議員、これまでもこの関係については、一般質問等々でもやり取りはされてきているかと思います。

基本姿勢は全然変わっていません。

現在、法人側から具体的な整理された計画は示されておりません。現段階で。

それで、これまでも申し上げているかと思いますが、安心して佐藤議員がおっしゃるこれからも住み続け暮らしていけるまちづくりに高齢者福祉の充実は重要な課題と受け止めております。特別養護老人ホームの必要性についても十分認識をしているところでもございます。

町としましては、これから先というんでしょうか、今ある先ほど出されたまちなか再生といったところも踏まえた将来を見据えた中での町内で必要とされるサービスあるいは施設の適正な配置というんでしょうか、それらも持続可能なこれからに向けてどう持続可能な施設

としていくのかといったところを、今現在、第９期の計画期間中に整備方向というのも明らかにしながら、法人の具体的な事業計画に役立てていければなと考えているところでもございます。

なお、そのためにも、法人としての繰り返しますけれども、建て替えに関する具体的な計画、それとか財政的な見通し、これは双方明らかにしていかなければならないのかなと思っているところでございます。

そのために、国だとかあるいは北海道だとか、こういったところの補助金、助成金、交付金等々の活用というのも含めた中に、これを前提にしながら町独自として財政支援の可能性というのはどういった形で接近できるのかなと、これらも含めた中で慎重に調査検討に進めていきたいと考えております。

○議長（野田省一君）　佐藤議員。

○６番（佐藤　守君）　実は、改築にどのぐらいの費用がかかって、どういう経営額かというのは正直数字はちょっと出ているんです。

ですけれども、ここはあえて私言いません。これは、この後、そういう町長のほうからそういう計画があるという状況の中でお互いに意見交換の中でその辺で一番いい知恵を見つけて不安のないような方向に行けば一番いいのかなと思いますんで、あえて数字はデータ、私持っていますけれども、発言しません。その後は苑との関係で、９期を含めた中でもってよろしくお願いをしたいと思います。

それで、最後に、町の運営支援、この関係についてもちょっと１点お伺いをしたいと思うんです。

新聞でも既にご存じかと思うんですけれども、道内でも経営不振の特養というのが結構出ているんです。この日高管内も新聞で皆さん見て分かっているとおり、正直経営不振で町のほうから多額の支援金を出して運営をしているというところもありますし、一方ではどうしようもなくて町営に踏み切ったという特養も道内ではあるんです。

これちょっと前のほうの話になりますけれども、反対に財源の豊かな町というのが、正直社会福祉法人では建て替えが無理だろうから、いや何とか支援しましょうと言って建て替えの８割出している町もあります。それはまた例外です。むかわ町は、今、拠点Ⅰ、Ⅱの整備の中で大変なわけですから、そこはあえて言いませんけれども、町によってはそういういろんな状況があるということもひとつ認識をした中でもって、運営については今後どこまでむかわ町として支援の考え方というのがあるんだろうかという、その辺の考え方もちょっとお

伺いしたいなと思うんです。

○議長（野田省一君）　佐藤議員に申し上げます。

ちょっと質問外のことになりますので、今、答えられる範囲で１答だけ、ではお願いします。

酒巻保健介護課長。

○保健介護課長（酒巻宏臣君）　ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

確かに、介護報酬単価等の見直しで軒並みそういった介護事業者のそういった経営の部分が厳しさを増しているという現状については、私どもも認識をしているところでございます。

一方、慶寿会につきましては、そういった厳しい状況の中でも、現在、経営については何とか黒字で進めているというようなことも伺っているところでございます。

今後の運営の支援の考え方でございますけれども、冒頭、町長のほうからご答弁させていただいたとおり、まず、法人でのそういった自立的な運営というものをそういったものを基本としながらそういった事情を今後の施設整備の考え方などもございますので、そういったものも含めてこうして考えていくものと捉えておりますので、現時点で運営費に対して直ちに支援をどうするというようなことをちょっとお答えできる段階ではないということでご理解をいただければと思います。

○議長（野田省一君）　佐藤議員。

○６番（佐藤　守君）　私のほうの質問もちょっと誤解を招いていましたよね、一番最後の町の支援の考え方についてというと、何か移転についてというふうに誤解をされたかなと思いますんで、その点ではちょっと文章表現悪くて申し訳ございません。

それで、最後になりますけれども、幾つか、いつ来るか分からないというこの巨大地震と津波に不安を抱えておりますので、この移転については、先ほど町長からもいろいろご助言いただきましたけれども、お互いに知恵を出しながら情報交換に努めて今後いただきたいと思いますので、ひとつよろしくお願いいたします。

それでは、以上で質問を終わります。

◇　東　　千　吉　議員

○議長（野田省一君）　次に、５番、東　千吉議員。

〔５番　東　千吉議員　登壇〕

○５番（東　千吉君）　５番、東　千吉でございます。

通告に基づいて、質問をさせていただきたいと思います。よろしくお願いをいたします。

まず、最初に、農産物鳥獣被害対策についてでございます。

昨年、穂別キウス地区における金網フェンス撤去の事件がございましたけれども、それがあってから、対岸の電牧を設置してある農地の農産物に多大な影響がございました。

行政としても和解をしながら損失保塡をしたと思いますけれども、そのほかにも米、カボチャ、麦に大きな影響がございました。それを見るに、鹿の被害対策においての金網フェンスのいわゆる重要性、再設置というのは非常に大事なものになっているのではないか。以前にも一般質問をさせていただきましたけれども、現行継続しております鹿の駆除対策、補正を組みながら、随分何年も鹿を駆除してきておりますけれども、抜本的な改革になってございません。作物をつくるものによっては、例えばてん菜、大豆等栽培期間の長いものについては、ほかの作物がなくなればなくなるほど鹿の集中度合いが広がって大きな被害になっているというのは事実であります。

作物の栽培所、輪作体系、いわゆるローテーションが非常に大事でございますけれども、そのローテーションに豆類とかそのほかの重要な作物を入れることが難しいという現状でございます。

この点について、鹿フェンスを必要だというふうに私思っているんですけれども、ここ最近の資材の高騰関係で鹿フェンスを設置するに当たっては、あまりにも自腹、いわゆる個人負担軽減が難しい状況になっている。そのために国・道の支援を得るそういうことが必要でありますし、個人負担を軽減する補助の率、補助額等によりますけれども、何かしら町行政もそこに入って個人負担も含めて支援をしていかなければ、国・道からの補助率の高い支援が受けられないのではないかという思いがありますので、この際の質問でその件について伺いをしたいというふうに思うのが１点でございます。

次に、最近、去年おととし辺りからですけれども、本田の畑地化が、特に穂別地区では促進されている状況でございます。

いわゆる奨励金に依存しない作物栽培というのが今後非常に重要になってくるというふうに思いますし、特に、自給率の低い国で自給率が低いと言っている小麦、大豆の作付をはじめ、野菜類の作付のために踏み込んだ鹿対策もどうしても必要になってくるだろう。

町単独での支援についての今後の方針についても、伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（野田省一君）　東農林水産課長。

○農林水産課長（東　和博君）　現在の鹿侵入防止柵につきましては、平成22年度から25年度の４年にわたり町内の農地を囲うような形で整備を行ってきております。

その後、一時期農作物被害が減少いたしましたが、近年は鹿の生息域の変化等によりまして、被害が増え始め、地域農業者から新たな鹿柵の設置についての要望がございました。

令和５年度に農業者の要望を取りまとめ、令和６年度の国の鳥獣被害防止総合対策交付金事業の申請を行い、今年の６月に採択を受けているところであります。

採択の内訳につきましては、鵡川地区で５地区、穂別地区で２つの地区の合計７地区で、金網フェンスの延長距離は今回は２万9,600メートルであります。なお、令和７年度、次年度の要望につきましては、来月の10月に実施をすることで、現在、準備を進めているところでございます。

２点目の質問で、町単独での支援につきましては、これまで両地区の猟友会への支援、あるいは電気牧柵設置への支援、さらにハンターの高齢化による担い手不足の解消に向けた猟銃免許取得費の助成などを行ってきております。

鹿による農作物被害の防止につきましては、農地への侵入防止と、それと、有害鳥獣の捕獲・駆除、この２本柱で進めていくことが重要だと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（野田省一君）　東議員。

○５番（東　千吉君）　ただいま行政のほうのコウトウ支援についてお伺いいたしました。

先ほど話しましたように、補助額、補助率等については、どういうふうになっているのか、お伺いしたいのが１点です。

それから、その金網フェンスをするということの周知徹底、アンケート調査もしたようでございますけれども、農業者さんに対しての周知徹底がどういうふうにされているのか。春先に自腹で鹿フェンスされた方も穂別地区におりますけれども、今のお話ですと、令和６年の分ということに該当しないのではないかというふうに思うんで、もう半年待てば補助金とか補助率の高い状態で設置ができるということであれば、間に合わなくて作物つくるために自腹で何百万もかけたということになると思いますけれども、いわゆる資材費、鹿フェンスをつくる資材費に作物の価格転嫁ができないという状況になっているというのが実情でございます。

そういう部分では、周知徹底していて、果たしてそういう人がもうちょっと待てたのか、あるいは、あと半年待てばこういうふうになるのかということが分かっていて、それでもや

らざるを得なかったのか、その辺については情報ありますか。

○議長（野田省一君）　飛岡農林水産課主幹。

○農林水産課主幹（飛岡雅幸君）　私のほうから今の質問にお答えしたいと思います。

まず、補助率なんですけれども、今回の補助金、交付金につきましては、資材費の補助ということになります。

したがって、設置については、地元の農業者の方でお願いするというような形の補助でございます。

要望額につきましては、8,700万円ほどの要望をしたところでございますが、実際に国のほうから内示があった額につきましては7,300万程度、実際には84％ほどの補助率として内示をされたところでございます。

なお、取りまとめの方法でございますけれども、昨年の取りまとめにつきましては、全戸の農家のファクスで秋口に周知をいたしまして、その中で要件がそれぞれございますので、例えばその地区で３戸以上の受益者が必要ですとか、現に鹿の被害があって金網を張ることによっての費用対効果が見いだせる場所というところで若干いろいろな条件がございますので、それに沿うような場所について今回７地区に採択をされたというところでございます。

以上です。

○議長（野田省一君）　東農林水産課長。

○農林水産課長（東　和博君）　まず、周知の徹底というところでございますが、今、担当主幹が申し上げたように昨年全戸ファクスで周知をしてございます。

この点につきましても、各圃場全てが同じ条件とは限らないというふうに思っております。山間部の地域、それから、平地の地域、いろんな条件等々がございますので、そういった部分では生産者も分からない部分が多々あるのかなと思っておりますので、今回、来月周知いたしますけれども、まずは窓口のほうにご相談をいただきたいなというふうに思っておりますし、もし東議員のほうに鹿の被害等々の相談が多数寄せられていると思いますけれども、ぜひともこういった今、取組しているんですよということで、東議員のほうからも周知のほうをしていただけると大変私どもも助かりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（野田省一君）　東議員。

○５番（東　千吉君）　その辺ぜひよろしくお願いしたいというふうに思います。

どうしても穂別地域は300ヘクタール以上のカボチャを作付していて、どうしても作物に偏りがあってなかなかローテーションあるいは生産物の安定収量の確保ということが難しく

なっております。ローテーションして輪作をきちっと着実に回すことで安定収量の確保が臨めますので、その辺については農業者十分知っている。だけれども、なかなか難しいという現状でございました。ぜひそこを解決する形をよろしくお願いしたいというふうに思います。

それと一緒に平成22年、25年の農地の鹿金網フェンス囲い、これはもう非常に有効でした。当時、あまりお金かかりすぎるので、どういう設置距離で大きな効果を出せるかということで、効率的なものの考え方をしたときに、なるべく円に近い設置をすることで耕地面積のいわゆる鹿対策の耕地面積確保ができたという現状がありました。

あまりにも大きくしましたので、当時画期的でございましたけれども、最初のうちはこういうふうになったんだなと地域あるいは地域外の、例えば山菜取りに来た人、キノコ採りに来た人、あるいはまたそういう人たちをある程度ちゃんと出入りするときには閉めたり開けたりというふうにありましたけれども、だんだん慣れっこになってきて、１時間ぐらいならいいか２時間ぐらいならいいかとかということで、開けている間に鹿の侵入があるということが最近というか特に時間がたつにつれてなってまいりました。

その徹底も一つ大事なことだというふうに一つありますし、それから、農地、いわゆるくくった鹿フェンスを囲った中の鹿が長期にわたってそこに滞在できる状況、このことの解決、ここへ入ったけれども早く出なきゃならないなという鹿が思えるような対策もこれはやっていかなきゃならないんだろうなという。そこに食べ物があり、安心して寝られる寝床があったらフェンスの中でずっといるわけですから、間違いなく被害は出てくるということも含めて、地域内の協議会の中でそういうことも含めながら検討していってもらえればというふうに思います。

それから、先ほど飛岡主幹のほうから話ありました84%。これはどういうことでしょう。申請に対して84%ですけれども、100%申請認可ならなかったということなんですが、その原因等についてもちょっとお伺いしておきたいと思います。

○議長（野田省一君）　飛岡主幹。

○農林水産課主幹（飛岡雅幸君）　先ほどの補助率といいますか配分の率ということでございます。

当初要望したのが8,700万程度でございましたけれども、そのうち、これ胆振管内の分しか中身は分かりませんが、全道的な予算の規模といいますか要望額が多かったということで、100%ではなく84%の配分になったということでございます。

○議長（野田省一君）　東議員。

○５番（東　千吉君）　農家の人はあれですか、8,700万ぐらいかかるんだけれども、84％の七千何百万になったらその差額のところは我慢するという農家の意向ですか、それでもやるという意向なのか。

その辺も含めてですけれども、限りなく生産者の要望に近いということになれば、限りない要望に充足できるような、例えばですけれども単独の町行政支援とかそういうのはどういうふうになるのでしょうか。

○農林水産課長（東　和博君）　今回採択を受けまして、各７地区の皆さんに集まっていただき、今回の採択の決定を受けて協議をさせていただきました。その後、実際に申請はしたものの、やはりこの残りの部分の手出しという部分でいきますと、なかなか厳しいというところもございますし、あと、場所によっては簡易な門扉、この門扉一つをつけるだけでも相当な費用がかかります。そういったこの間の申請の段階で、そういう要望も取りまとめてきたんですけれども、そういった地域地域の中で工夫をしていただき、地区によっては一旦は配分は受けておりますけれども、再度調整をして、ほぼほぼ100％に近いような形で設置ができている地区もございます。

また、単独で足りない部分を単独でということにつきましては、先ほどの１回目の答弁で申し上げたとおり、現時点ではこれまでも対策を組んできておりますので、現時点ではこれだということは申し上げることはできませんけれども、やはり今、鹿の流れというのは10年前と比べると相当変わってきているのは事実であります。地域の実情といったものにしっかりと向き合いながら地域の声を聞き、そのためにも今回７月の下旬に行いました農業振興対策協議会におきまして、今までと思考を変えてこの鳥獣被害防止対策に向けて各地域各委員から様々な意見を取りまとめいたしましたし、また、今後に向けてという前向きな意見も含めて協議をしてきているところでございます。

そういったことをしっかりと反映できるように国、あるいは北海道も含めてですけれども、その場面場面によってしっかり行政等の活動等も行いながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（野田省一君）　東議員。

○５番（東　千吉君）　ぜひよろしくお願いしたいと思います。

今まで毎年補正を組んで鹿の駆除、猟友会にもお願いを行ってきました。決してこれが効果が全くなかったということではございません。そういう効果もあって今の状況になっているということでございますから、猟友会の活動、そういう有害駆除等についての協力等につ

いても真摯に感謝をしながら、そして、前向きな費用対効果も含めながら、前向きな対策としてこの鹿対策については、今後本当にホンサクで、本当にと言ったら今まで本気じゃなかったのかと言われるとちょっと語弊があるんですけれども、ホンサクでやらなきゃならない状況になってきます。和牛の繁殖農業者、むかわ町に多くございますけれども、この繁殖業者の繁殖素牛、肥育素牛については、今は生産業を割るような状況での取引が続いております。

これがいつもで続くかということは分かりませんけれども、このまま行くと年配の方は離農せざるを得ない、繁殖農家が減るだろう、頭数も減るかもしれないという状況になってございますから、そのときに、しっかりといわゆる経営として食いつないでいけるようなほかの作物にシフトするということが、今年春辺りから非常に鵡川地区も含めて顕著になってきております。

それに対しての支援ということの大事な部分でございますから、この鹿対策については、よろしくお願いをしたいと思います。

次、２番目の町内の水道水におけるフッ素化合物汚染でございます。

人体に蓄積し、毒性があり環境汚染物質となっているＰＦＡＳ、水道水への混入状況を伺いたいというふうに思います。

それから、水質検査のみになっていて約150万円程度の補正を今回組みましたけれども、それよりも原因究明が必要でないかというふうに思っている部分もございます。

今後に向けての検討をお伺いしたいと思います。

○議長（野田省一君）　佐藤経済建設課参事。

○経済建設課参事（佐藤　琢君）　私のほうから今の質問についてお答えさせていただきます。

１点目の混入状況でございますが、国の暫定目標値が50ナノグラムパーリットルとなっています。

それに対しまして、仁和・栄水源が３回水質検査を実施しておりまして、42、44、47ナノグラムパーリットルとなってございます。

中島水源が２回実施しておりまして、８、９ナノグラムとなっております。

国の暫定目標値を超えていない状況とはなっております。

稲里浄水場と春日浄水場は検出されておりません。

２点目についてですが、中島水源と仁和・栄水源は地下水となっており、水脈の流れが不明な点や周辺が農地であることから、原因究明が難しいところではございます。

原因究明のために実施した鵡川や穂別川の水質検査では検出されませんでした。

国内外で調査研究を進めており、今後はその内容を注視しながら、北海道と連携して原因の究明や調査研究を進めてまいります。

以上です。

○議長（野田省一君）　東議員。

○５番（東　千吉君）　ラピダスが工業用水として取水する安平川、ここでもＰＦＡＳ関係が出ましたけれども、これはあくまでも工業用水ということで飲用水ではございませんでした。ところが、今回、むかわ町における水質検査、この水道水の水質検査でございますけれども、仁和、中島で濃度、国の基準というふうに言っておりますけれども、僕はもともとこの国の基準は一体どこにあるんだろうというのが本来でございます。

いろんな過去のデータを見ながらこれぐらいは妥当であろう、適当であろうという範囲だというふうに実はちょっと自分で資料を調べながらそういうレベルのものなのかなというふうに思っているところが実際であります。このいわゆるフッ素化合物等については、有害でない化合物もございます。フェルフル、ホリフルの化合物については、非常に先ほども言ったように人体に蓄積し毒性が強くなる。

今、ミネラルウォーターとか水を買って飲んでおりますけれども、水道水をそのまま利用している地域住民もまだまだ多くございます。特に年配の方は、熱処理をかけることによって、いわゆる沸かして飲むと殺菌とかそういうことでいいのではないかというふうに勘違いをされておりますけれども、いわゆるＰＦＡＳという物質については熱処理をかけて濃度が薄まれば薄まるほど毒性濃度が強くなるという現象になる化合物でございます。

そういう部分は、ちょっと片手落ちで変な言葉になってちょっと申し訳ありませんけれども、我々のようにもうあと20年くらいというふうな人間であれば若干蓄積していても肝機能とかいろんな内臓障害に行かない可能性あるけれども、これからの世代の未来の子どもたち、この子たちに人体への蓄積が残ってくると。これはなかなか自然界では溶けないということが問題だというふうに私思っているので、これからの子どもたちのためにこの原因究明は必要ではないかというふうに思っております。

先ほど説明ございましたように、原因が分からない、鵡川の伏流水で水道水を確保している状況というふうになったら、安平の場合は、ひょっとしたら産廃施設が近くにあるよねみたいな話で言っておりましたけれども、原因究明はダークなままですというふうなお話でございましたけれども、うちらの場合は施設がない、そういうふうに３回にわたって、これは

いつからいつまでの３回がちょっとお伺いしたいと思いますけれども、その水質検査の状況では50が国の基準だから基準に合致しているということでございますけれども、そういう問題では僕はないというふうに思っております。

今、言うフッ素化合物については、実は農薬汚染が多いというふうに文献を見るとあります。農薬の中に、殺虫殺菌剤の中に、実は必ず表面張力を得るために界面活性剤を使っている。この界面活性剤に総称されるＰＦＡＳを利用している農薬がございます。日本農薬工業会の中では、この界面活性剤の成分まで表示する必要性があるというふうに書いておりませんから、それぞれの農薬の裏のほうに取扱説明書がある、例えばラウンドアップだとグリホサート、そのほかに界面活性剤、その界面活性剤には化合物の名前は書いてございません。これを確認するということになれば、直接農薬をつくっている関係者に何の界面活性剤を使っているのですかというふうに確認をしなければ教えてくれない状態になっているというのが今の仕組みでございます。

これは本当は、仁和が高いということは仁和で使われている殺菌剤の界面活性剤は何だろうというところもありますけれども、取りあえず有機フッ素化合物の成分について、ある程度の調査を必要とするのではないか、そして、前にも一度一般質問させてもらいましたネオチノイド系の除草剤ありますけれども、それ以外の除草剤も農業者は使うことができる、界面活性剤についても今言った有毒で人体に蓄積しないフッ素化合物もございますから、それらの情報提供をする必要がある。

では、どこでその情報提供をするのかという部分になったときに、私はどうでしょう、行政のほうである程度の負担をしながらその辺の調査を必要でないかというふうに思っちゃうんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（野田省一君）　佐藤経済建設課参事。

○経済建設課参事（佐藤　琢君）　私のほうから回答させていただきます。

水質検査につきましては、７月17日に仁和・栄水源、中島水源、稲里浄水場の水質検査を行いました。７月22日に春日浄水場の検査を行っております。また、追加で８月２日に仁和・栄水源、中島水源を水質検査を実施し、８月29日、こちらのほうは雨降った後にどうなっているのかというところで、再度仁和・栄水源のところの水質検査をしておるところでございます。８月29日です。

また、今、農薬等除草剤関係のお話をしていただきましたが、今、国の検討委員会のほうでもいろいろまだ研究を進めている段階、また、この物質のほうの検討がまだ始まったばか

りというところでございますので、今の段階ではそこの検討内容の結果を周知しながら今後原因の究明を進めていきたいと考えておりますのでご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（野田省一君）　東議員。

○５番（東　千吉君）　水質検査以外の検討については。再度、ちょっとお願いします。

○議長（野田省一君）　佐藤経済建設課参事。

○経済建設課参事（佐藤　琢君）　私のほうから回答させていただきます。

８月２日の採取の際に、穂別川と鵡川のほう、中島水源と仁和・栄水源に近い川の水質検査を行っておりまして、そちらのほうからはＰＦＡＳは検出されてございません。

以上です。

○議長（野田省一君）　東議員。

○５番（東　千吉君）　この数字、物質の数字を見ますと、仁和が国の基準である50ナノグラムにほぼ近い数字が３回ともなってございます。これ、中島は１桁だからまだいいけれども、50に対して四十の後半というふうになりましたら、これはもう国の動きを待つまでもなく町行政としてある程度のアクションをしたほうがいいのではないか、それで原因がある程度分かるか、あるいは大まかこうだろうというふうな形になったら、例えばそれがもし間違って殺菌剤であったというふうなことになったときに、その殺菌剤に含まれる界面活性剤の毒性のない界面活性剤を使っていくような指導、そういう部分もする必要性があるのではないかというふうに思うので、その辺についての答弁をちょっといただきたい。

○議長（野田省一君）　竹中町長。

○町長（竹中喜之君）　水質検査のみの関係でのご質問でございますが、先ほどから答弁者のほうも申し上げておりますように、ＰＦＡＳのリスク管理については、十分な知見というのが今、得られていない。この現状は理解いただきたい。そして、現在、農水省のほうでも、一例ですけれども、持続可能な農林水産業と、そして、フードテックというんですか、こういったところの振興に対しての農産物中のＰＦＡＳ、この分析方法の確立、あるいは農地の土壌、そして、水素からＰＦＡＳの移行特性の解明、こういったところを期間を定めて実施中でございます。これ議員ご存じかと思います。

それと、ＰＦＡＳについては繰り返しますけれども、現在、国の専門会議においても国内外の最新の科学的知見、これの収集評価というのを行って、これまでの踏まえたエビデンス、科学的根拠、これに基づいての環境中への流出の防止だとかあるいはその徹底、そして、水

質暫定目標値の取扱いの検討など、議論が進められているところでもございます、国として。

町としましても、こういったところの情報の収集等々は、速やかに取り入れるように努めていくところでもございますが、最新の科学的知見というのをしっかりと集約しながら健康への影響、これを明確にすること、そして、土壌に関わるＰＦＡＳの測定手法、こういったところを確立して、評価手法の設定などについての検討、さらには発生源特定の調査、汚染の場合の除去、こういったところの段階を経た具体的な方法というのを示すことを現在、簡易水道組合、私たちももう入っています、そこを通して全国町村会として国への要望を提出しているところでもございます。これはご理解願いたい。

現在、繰り返しますけれども科学的な根拠に基づいた対策が取れないということが課題でありまして、国に対しての統一的な対策、これを望むがために今、簡易水道組合等々で具体的に国への要望というのを提出しているところでもございます。北海道との連携というのもしっかりと含めながら国民の皆さんの健康被害防止、これを最優先に引き続きの情報の収集、ともに適宜検査等の実施も併せ、適切に対応をしていきたいと思いますので、現段階ご理解を願いたいと思います。

○議長（野田省一君）　東議員。

○５番（東　千吉君）　町長のお話分かりましたけれども、環境汚染についての実は各国の規制がございます。

その各国の規制の中では、ＥＵ、ドイツ、オランダ、デンマーク、ノルウェー、スウェーデン等もありますけれども、日本が非常に後れておるようでございます。

その中で、この残留している有機フッ素化合物の種類の特定も急がれるけれども、国で50ナノグラムと言っているところが、既に仁和は四十の後半、これはほとんど変わることはないというふうに言われています。

条件が非常に極端な条件が出れば変わるんでしょうけれども、例えば伏流水の流量、あるいはこのひょっとしたら多めに水が流れたときの差なんていうのも、まだ分かりません、検査もしていないしあれですから分かりませんけれども、出てくるのかもしれませんけれども、少なくとも７月17日から約１か月半の間に水質検査をした数値はほぼほぼ変わっておりません。ということは、それだけ変な話、安定的な濃度になっているというふうな判断をしていいのではないか、しかも、国で言う50ナノグラムに対して四十数％という高い数値が検出されている。ここを、では、国も頑張って規制もきちっと評価する中でさらに調査研究をしてと言っている間に、どんどんこの毒性は飲み水に入ってくるという内容だというふうに僕は

思っております。

いわゆる規制の中には、アクションプランが実は６つほど施策項目として今、あるようでございますけれども、少なくとも飲料水、それから、地下水、除染については行政、道とか国の支援を含めてこの辺については、要望しながらやっていったらよろしいのではないかというふうに思うんですが、どうでしょうか。

○議長（野田省一君）　佐藤経済建設課参事。

○経済建設課参事（佐藤　琢君）　私のほうからお答えさせていただきます。

確かに、１か月半で３回やって、安定したというか数字は大きく変わっているものではございませんが、国からの指導の中でも、継続的な、日本の場合四季がございますので、継続的な水質検査が必要ということも言われていますので、私どももこれから継続して水質検査、仁和・栄については継続して水源検査をしていきたいというふうに思っているところでございます。

また、環境中の存在状況、今のＰＦＡＳの存在状況でございますけれども、ＰＦＯＳにつきましては2010年、ＰＦＯＡにつきましては2021年に製造、輸入等を原則禁止としております。2009年度以降、国のほうで測定結果で経年動向を分析したところ、水質とか底質につきましては、減少傾向にあるというような国の資料で書かれているものもございます。

以上です。

○議長（野田省一君）　東議員。

○５番（東　千吉君）　僕もその資料は持ち合わせておりますけれども、いずれにしましても、この原因究明をしていくことで何かしらの対策ができないのかどうか、やっぱりその水道水を利用している住民の方々の不安をやっぱり払拭していく必要があるのではないかというふうに思うので、先ほど町長おっしゃいました、住民に対する情報提供も含めてこういう非常に近い数値濃度が出ているわけですから、その辺について不安を解消できるような対策をお願いしたいというふうに思います。

次に、町営和泉牧野の運営についてでございます。

指定管理の牧野事業、資材高騰、肥料代の高止まりの中、予算現象しているというふうに思っています。それは、なぜでしょうか。事業運営が厳しくなっていて、増額検討を伺いたいというふうに思います。

それから、これは穂別地区においてですけれども、鵡川地区にはこの事業はございませんけれども、和泉牧野への入牧検討はどうなのか、先ほどから言っている和牛繁殖農家の経営

状況は非常に厳しいものがございますから、経費節減でしかも母牛の健康体維持のためには、放牧、そして、１年１産を分娩としてできるような目標値を掲げるのに有効な牧野事業というふうに思っておりますので、その辺についての見解をお伺いしたいと思います。

○議長（野田省一君）　宮村農林水産課主幹。

○農林水産課主幹（宮村敦嗣君）　１点目についてお答えいたします。

この間、町有牧野の運営につきましては、令和２年度まで指定管理者制度で運営しておりましたが、入牧頭数の減少により収入確保が難しくなり、令和３年度から管理委託契約となってございます。

また、予算の増額検討におきましては、物価等の高騰に対し、毎年度、予算作成時に、とまこまい広域農業協同組合さんのほうから参考見積書を徴収いたしまして、直近の単価にて予算計上しており、今後も適正な予算確保に努めてまいりたいというふうに思っております。

２点目につきましては、むかわ町有牧野の設置及び管理に関する条例の利用の範囲に、町有牧野を利用する農業者は、とまこまい広域農業協同組合または鵡川農業協同組合の組合員であれば、利用することができることとなっております。

鵡川地区の生産者は、既に共同利用による河川敷地などの活用により、放牧地が確保されていますが、相談等がありましたら適切に対応してまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野田省一君）　東議員。

○５番（東　千吉君）　指定管理者から管理委託契約、農協とのというふうになっているの、ちょっと、すみません、令和２年ということはもうしばらく前だけれども、そういうふうになっていることを存じ上げないで申し訳なかったというふうに思います。

いずれにしましても、当時、穂別町には和泉と稲里牧野がございました。これはいい制度だということで、牛飼いの農家さんみんな放牧をしましたけれども、稲里牧野につきましては毎年熊被害があって、数頭の牛がいなくなったりしていまして、そのうちハンターの人にも熊対策をやってもらったりしたら、熊対策の関連で事故が起きたりかといういろんなことがございまして、なかなか難しい状態で頭数減もありましたから稲里の牧野はやめました。

和泉ですけれども、和泉も年々自己管理型の畜産経営というのが多くなってきまして、なかなか牧野に入れるような農業者が少なくなってきた、あるいは頭数も少なくなってきたというふうな状況にどんどんなってきておりました。

そのために、運営状況が非常に収入と支出の部分、あるいは支援の額も頭数が少ないんだ

から農家戸数も少ないんだからということで、段々少なくなってきておりますけれども、今の牛の状況を見たときに、これからの牛群管理も含めてですけれども、やはりその地域の有効財産の利用ということも含めて、間違いなく有効な手段だというふうに思っているんです。先ほど宮村さんおっしゃっておりましたけれども、いわゆる管理委託の中では肥料代があまりにも高騰しすぎていて、肥料代を何とか抑えるために現場では非常な努力をしている。そして、牧野管理者も本当に有償ボランティアみたいな本当に少ない経費で管理をしてもらっていることに受益者も心痛い部分がある、だけれども、経営的になかなか難しいのでということで、行政支援のお願いも上がってきているところです。

その辺について再度お願いをしたいと思います。

○議長（野田省一君）　宮村農林水産課主幹。

○農林水産課主幹（宮村敦嗣君）　私のほうから回答いたします。

先ほど指定管理者制度から管理委託契約のほうに変更してきたというところの理由の一つといたしまして、議員おっしゃるとおり入牧頭数が減少したことによりまして、収入のほうが確保できない状態になってございます。

指定管理者制度のときについては、その収入も指定管理者のほうで収受できるようなことになってございましたが、やはりその収支バランスが取れなくなったというところで管理委託契約にしたという経過もございますので、そちらのほうはご理解いただきたいなというふうに思います。

それと、稲里牧野につきましては、先ほど議員おっしゃったとおり活用していない状態でございますが、これは、肥料散布につきましては、無人ヘリを活用した散布を実施しておりましたが、管理委託契約になった頃から、和牛改良組合の皆さん方のご協力により経費削減のためにそういうご努力をいただいているというところは、こちらも認識しているところでございますが、やはりそういうことをやっていただくことによって、100万ぐらいの削減につながっていたというところも実績として出ておりますので、今後につきましても十分管理委託契約の業者さんと協議をしながらちょっと検討してまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野田省一君）　東議員。

○５番（東　千吉君）　先ほど、無人ヘリと言っておりましたけれども有人ヘリだったというふうに思っておりますけれども、肥料の散布はです、ちょっとあれだと思いますが、いずれにしましても令和７年の予算を組むこれからの時期になります。増額の検討についてもまた

いつかの時点でお伺いしたいというふうに思いますし、鵡川地区の牧野事業のぜひ協力支援等についても、行政として何らかの形でいい形ができる、そういう検討をお願いしたいというふうに思いまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（野田省一君）　換気のため、暫時休憩します。

再開は、15時15分とします。

休憩　午後　３時０３分

再開　午後　３時１５分

○議長（野田省一君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

◇　栗　原　健　一　議員

○議長（野田省一君）　次に、１番、栗原健一議員。

〔１番　栗原健一議員　登壇〕

○１番（栗原健一君）　お疲れさまです。栗原健一です。

通告に基づきまして、順次一般質問を行いたいと思います。

１番目に、敬老会の参加状況、合同にする考えについて質問させていただきます。

１、両地区の参加状況についてお伺いいたします。

２に、両地区の予算の掛け方についてお伺いたします。

３、穂別地区は各自治会が敬老会を行うとしていますが、負担がある自治会もあるそうです。穂別地区での合同実施が必要ではないかと考えますが、それらについてお伺いをいたします。

４、穂別地区の敬老会実施について、自治会アンケートを行ったようですが、その結果がどのようになっているのかについてお伺いをいたします。よろしくお願いします。

○議長（野田省一君）　矢野企画町民課主幹。

○企画町民課主幹（矢野優子君）お答えいたします。

１点目の両地区敬老会の参加状況につきましては、令和５年度実績で、鵡川地区で対象者

1,120名中、111名の参加、穂別地区で対象者590名中、426名の参加となっております。

２点目の事業予算についてでございますが、今年度予算で、鵡川地区については、参加者400名を見込み、118万4,000円を計上、穂別地区では、参加者600名を見込み、144万9,000円を計上しております。

３点目の穂別地区での敬老会の実施方法についてですが、これまで穂別地区では、各自治会が主催者となり、お祝いの会を実施してきた経過がございます。

合同での開催につきましては、自治会単独での実施を希望する自治会も多数あり、今後につきましては、希望する自治会による小規模な合同開催も含め、各自治会の意向を確認しつつ進めてまいりますので、御理解ください。

４点目の自治会アンケートの結果についてお答えいたします。

22自治会全てから意向を聴取したところ、近くの自治会と合同で行いたいと希望するのは10自治会、これまでどおり自治会単独または連合自治会で行いたいと希望するのは９自治会、無回答は３自治会、鵡川地区と合同で行いたいと希望する自治会はありませんでした。

以上となります。

○議長（野田省一君）　栗原議員。

○１番（栗原健一君）　ありがとうございます。

鵡川地区の参加人数が大変少ないというところに、何か鵡川地区の気持ちが入っていないのかなというふうにも考えられますけれども、その中で、穂別地区と鵡川地区のやり方がちょっと違いという御意見が町民の方からありましたので、そういう形で質問をさせてもらったんですけれども。

鵡川地区におかれましては、参加する人には景品なり、そういうものが当たるということですけれども、参加しない人には何もないということで、穂別地区に関しましては、自治会同士が行うということになれば、補助金が出るということで、参加しない方にもおまんじゅうとお弁当、お弁当は当たらないかもしれないですけれども、参加費という形でお金がちょっと、1,500円ぐらい当たるというようなこともありますので、こういったこともありますので、両地区の考え方について、いい考えはないのかについて、改めてひとつ質問をさせていただきます。お願いします。

○議長（野田省一君）　答弁。

菅原企画町民課長。

○企画町民課長（菅原光博君）　敬老会につきまして、私のほうからお答えさせていただきま

す。

敬老会につきましては、穂別地区、鵡川地区、それぞれこれまで行われてきた形で実施してきたところでございます。また、穂別地区につきましては、高齢者に感謝の気持ちを込めて、各自治会が主催となって独自の方法でお祝いをしてきた経過がございます。また、一方では、高齢化により開催が難しくなっている自治会というのも把握してきているところでございます。

町としましても、この地域の伝統ですとか、感謝の気持ちを尊重しつつ、高齢者が参加しやすい敬老会の開催方法について、両地区含めまして、今後も各自治会、関係部署等、意向確認しながら協議してまいりたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（野田省一君）　栗原議員。

○１番（栗原健一君）　参加状況について、これまで鵡川地区におきましては参加人数が少ないということで、原因の究明とか、そういった調査というのはされてきたでしょうか。

また、年齢対象や運営方法の見直し、全体経費の見直しについても、どのように考えているのか。いろんな自治体で廃止しているところも中にはあるんですけれども、そういったことはむかわ町はないと思いますけれども、そういった調査、そういったものはこれまでにしてきているんでしょうか。どうでしょうか。

○議長（野田省一君）　答弁を求めます。

谷川福祉・子育て課主幹。

○福祉・子育て課主幹（谷川功一君）　ただいまの質問にお答えしたいと思います。

鵡川地区の敬老会に関しては、集合形式という形でこれまで開催してきております。令和２年、３年がコロナで中止になりました。それまでは結構300名程度の参加がおられたんですけれども、飲食とかをもって開催していたんですけれども、この間、コロナの関係によって飲食ができない時期が続きまして、その後の出席率がやはり少なくなってきているというところで、こちらのほうでも調査研究はしていないんですけれども、一応いろいろ創意工夫を凝らしまして、今年度に関しましては、漫才師を呼んで開催するということで、新しい試みも試しておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（野田省一君）　吉田穂別総合支所長。

○支所長（吉田直司君）　私のほうからは、先ほど栗原議員の質問の中に、敬老会対象者の方に現金で1,500円、町がお支払いしているというお話でしたが、現金でお渡ししていること

は一切ありません。一人当たりに対しまして、各自治会に2,400円の補助金を交付はしておりますが、あとは各自治会でどのような景品をお渡ししているかというのは、ちょっと私どもは把握していない状況になっております。

以上です。

○議長（野田省一君）　栗原議員。

○１番（栗原健一君）　ちょっと混乱が何か後ろのほうで起きていますけれども、やはり両地区においてちょっとそういった不満があるようですので、町長は子ども政策にはいいけれども、年寄りに優しくないんだよなというような町民もいらっしゃって、これはすぐに取り組まないとなというふうに思いましたので、ぜひとも問題のないような形で行っていただきたいというふうに思います。

もう１点、予算の敬老事業費、こういった中で、参加されない分の予算というのは余るというふうにも思いますけれども、こういったものもしっかりと使っていただきたいなというふうに思うんですけれども、そういった余った予算はどういうふうになっているんでしょうか。

○議長（野田省一君）　答弁を求めます。

矢野企画町民課主幹。

○企画町民課主幹（矢野優子君）　答えいたします。

本年度ですと600名を見込んでおります。穂別地区におきましては、実行委員会を形成しまして、概算で600万円分を交付いただいております。その中で、事業予算の執行残が出た場合は、町のほうに返還しているところでございます。

以上です。

〔「逆に何百万か分かるか」と言う人あり〕

○企画町民課主幹（矢野優子君）　申し訳ございません。600名分ですので、600名分掛ける2,400円の予算となってございます。

○議長（野田省一君）　熊谷福祉・子育て課長。

○福祉・子育て課長（熊谷伸一君）　鵡川地区につきましては、先ほど御説明いたしました400人で予算を見ているところなんですが、昨年度111人ということでしたが、今年度につきましては、今のところ、今募集をしている段階で170人。この申込みについては、今進行中でございますので、昨年よりも大幅に人数が増えておりますので、御報告いたします。

執行残につきましては、400人に満たない分は執行残となります。

以上です。

○議長（野田省一君）　栗原議員。

○１番（栗原健一君）　敬老会について、最後、町長に述べていただきたい。

○議長（野田省一君）　竹中町長。

マイクを押してください。

○町長（竹中喜之君）　批判は謙虚に受けていきたいと思っています。

栗原議員、私ももうすぐそこに後期高齢者を間近に控えている、時を駆けるではなく、時を歩む高齢者の一人でもあります。

健康寿命というのは、御存じかと思いますけれども、健康寿命を延ばすためには、運動とか、食生活とか、社会参加、とりわけ触れ合いというのは健康寿命を延ばす特効薬の一つにもなっていると伺っているところでもございます。

その中での敬老会、一つの社会参加ですね。生きがい、健康というか、こういった１つのテーマを持ちながら、お互いの触れ合いだとか、交流、大切なひとときと考えているところでもございます。

経費の適切化というのは、これから順次対応していければと思いますけれども、合同開催、これにつきましては、これまで歩まれてきているそれぞれの地域の事情、実情、隣接自治会など、こういったところの開催というのもあわせて、可能な限り対象者の皆さんの意向というのを大事にしながら、テーマとされているお互いが生きがいと健康というんでしょうか、こういったところの味わいと、そして町として祝うひとときでございますので、今後においても工夫、充実に努めていきたいと考えております。

○議長（野田省一君）　栗原議員。

○１番（栗原健一君）　ありがとうございます。

ぜひ、穂別地区の合同実施におかれましては、まずは前向きに合同でやってみていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

鵡川地区につきましては、まずは敬老の日に実施ができるように。鵡川地区は、たしか10月に開催となっていますよね。

〔「参加してください」と言う人あり〕

○１番（栗原健一君）　ですので、道外研修がたしか２日入っていますので、私たち参加できないんです、敬老会、すみません。

ですので、そういった日にちも、年寄りには優しくないんだよなというふうに言っていま

すので、いろんな意味で、日程も含めて、前向きに魅力的な敬老会としていただきたいというふうに思います。

次の質問に移りたいと思います。

子供たちがこの町で学び遊んでもらえるフリーパス券の考えについて質問させていただきます。

これからも地域資源を効果的に活用し、両地区の子供たちが公共施設や博物館、キャンプ場などのさまざまな施設の利用が多くできるようにするための対策が必要と考えます。

両施設間の連携と効率的な利用を目的に、これからできる新施設も含め、まずは両地区の子供達を繋ぐことを考え、パス券などを発行し、利用を促し、行いやすくするための対策が良いのではないかと思います。具体的には、夏休み限定でも子供達が利用できるフリーパス券を作るような考えはないかについてお伺いいたします。

○議長（野田省一君）　松本生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（松本　洋君）　それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

子どもたちの利用促進を図るため、体育館や博物館など多くの施設は、既に無料となっております。

その他施設や新施設につきましては、管理運営状況を踏まえながら、今後調査研究を進めていきたいと考えておりますので、御理解願います。

○議長（野田省一君）　栗原議員。

○１番（栗原健一君）　まさしく大々的に、何か両地区を子どもたちが行き来できるような取組を考えているのかについて、再度お伺いいたします。

○議長（野田省一君）　松本生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（松本　洋君）　それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

先ほど答弁させていただきましたように、既に多くの施設につきましては、無償化している状況でありまして、現在、小中学生について有料施設につきましては、両地区のパークゴルフ場、そして穂別キャンプ場の衛生協力費（日帰り）、そしてむかわ温泉四季の湯の温泉の入浴について、プールにつきましては、もう既に小中学生無料となっております。そのほか樹海温泉はくあ・ほべつ入浴料ということになっておりまして、ほぼある程度の施設につきましては、小中学生無料で、多くの方に利用していただいているところであります。

栗原議員、ちらっと今お話しされていたように、いろいろ両地区をつなぐ交通の問題とかそういうものはあるかと思いますが、今後につきましても、子どもたちの施設利用への利便

性向上、利用促進に努めていきたいと思っておりますし、そういったよりよい方策について考えていきたいと思っておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（野田省一君）　栃丸総合政策課長。

○総合政策課長（栃丸直士君）　私のほうからもちょっと、補完意見でございますけれども、今、８月に国のほうに登録されましたかわまちづくり支援制度というのが、１級河川鵡川を使ったまちづくりという意味で、今後ソフト施策として両地区をつないでいくという観点で行けば、そういったソフト施策も、今後調査検討していきたいと思っていますので、その中で、お互いに行き来できるような、そんな仕組みも検討できればというふうに考えております。

以上です。

○議長（野田省一君）　横山町民生活課主幹。

○町民生活課主幹（横山貴仁君）　ただいま移動手段について回答ありましたので、関連で回答したいと思いますが、高校生以下については、バス等は無料というふうになっております。あと、多目的バスというものがございまして、それによって団体から、利用者が10人以上とか一定数の要件はあるんですけれども、そういったものも活用できますので、補足させていただきます。

以上です。

○議長（野田省一君）　栗原議員。

○１番（栗原健一君）　大体のことは分かりました。

でも、私がちょっと思っているのは、両地区の子どもがどうやってこのまちを自慢できるようにするのかというところなんですけれども、お互いの地区を行き来しながら、お互いのまちをまだ知らない子どもたちはたくさんいると思いますので。

キャンプ場の、具体的に夏休みということもあるんですけれども、フリーパス券は。その中で、鵡川地区の子どもたちが穂別地区にどうやったら遊びに来てくれるのかなということを考えた中で、そういったいろんなことに町としても取り組んでいただけたらなというふうにも思いますので、これからも子どもたちのためにお願いしたいというふうに思います。

最後、町長、何かあれば答弁よろしくお願いします。

○議長（野田省一君）　答弁あれば。

栗原議員。

○１番（栗原健一君）　教育の面からと町からの視点ということで、お二人に答弁、最後よろ

しくお願いいたします。

○議長（野田省一君）　長谷川教育長。

○教育長（長谷川孝雄君）　それでは、ただいまの質問にお答えします。

まず、１点目ですが、今回の質問を受けて、私たちも内部協議しました。それで、小中学生は、先ほど松本主幹が説明したとおり、もう無償化が進んでいます。そういった部分では、実際、小学生だけが単独でバスに乗って穂別地区に行ったり、穂別地区の子どもたちが鵡川地区に来るのは、なかなかちょっと厳しいだろうと。中学生ぐらいになればあり得るかと思います。そういった部分では、今既存で無償化しているそれぞれの地区の子どもたちが、その地元の利用頻度を高めてもらいたいということと、あと、むかわ学が今進んでおりまして、各小学生が穂別のほうへ行って、穂別博物館と化石発掘体験、それはもう小中学・高校生まで行っております。穂別地区の子どもたちが、例えば鵡川の漁協とか漁港に来て、そして海のことを知ってもらうというふうなことで、今交流は進んでおりますので、その延長上で、夏休みとか冬休みの期間限定の方法が、どういう形であるのか含めて、これから検討していきたいと思っておりますので、御理解をよろしくお願いします。

以上です。

○議長（野田省一君）　竹中町長。

○町長（竹中喜之君）　教育の面も絡むんですけれども、今行われている探究学習というんですか、そういったところを通しながら、日頃の学習を通じての地域を知ること、それとプラス、地域にはこんな宝物があるんだなというところで、まさに今進められている両地区のまちなか再生、こういったところで、さらに地域を新しい視点、新しい価値というのを見直すような取組というのを様々な分野を通して、復興から今頑張っているんだという姿も皆さんに知っていただければなと思います。

○議長（野田省一君）　栗原議員。

○１番（栗原健一君）　ぜひとも子どもたちに自慢できるようなまちを、これからも町として進めていただきたいというふうに思います。

３番目の質問でございます。

さくら認定こども園の最新の現状についてでございますが、先ほど定例会の初めに町長の行政報告で述べられておりますので、この質問に対しては取り下げたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◇　古　内　みゆき　議員

○議長（野田省一君）　次に、３番、古内みゆき議員。

〔３番　古内みゆき議員　登壇〕

○３番（古内みゆき君）　通告に基づき、一般質問をさせていただきます。

一者特命随意契約についてです。

２点ほどお伺いします。

１つ目、むかわ町空き地・空き家対策事業に対し、一者特命随意契約となっておりますが、その理由をお伺いいたします。

２つ目、この事業は前年度の受注実績をもとに一者特命随意契約にするのでしょうか。

以上、お願いいたします。

○議長（野田省一君）　菊池経済建設課参事。

○経済建設課参事（菊池　功君）　私のほうからお答えいたします。

御質問の要旨に沿い、１点目と２点目合わせてお答えいたします。

本年４月に契約した今年度の業務につきましては、既に公表していますとおり、既に調査や相談を開始している方々と個別相談を継続するため、今年度、随意契約としたものでございます。

昨年度、この事業については、新たな事業として発注しておりますが、その際には、宅地建物取引士の資格所有者が業務に当たることができ、町内物件所有者からの相談等に素早い対応が可能である町内事業者を選定しているところでございます。

その事業者の選定につきましては、令和５年度・令和６年度競争入札参加資格審査の受付登録がされ、指定品目分類内の業務において、宅地建物取引業に申請があった唯一の町内事業者であったことから、一者特命随意契約としたものでございます。

○議長（野田省一君）　古内議員。

○３番（古内みゆき君）　ありがとうございます。

一者特命随意契約の理由書を読んだんですけれども、今御説明はいただきましたが、詳細ちょっと分からなかったので再度お伺いしたいと思うんですが、受注条件が宅建ということだったんですが、そのほかに何か受注条件というのはあったんでしょうか。

○議長（野田省一君）　菊池経済建設課参事。

○経済建設課参事（菊池　功君）　私たちが業務を行っていただきたい事業者の選定に当たりましては、先ほど答弁で申しましたとおり、宅地建物取引者の有資格者を有する事業者、ま

た、町内の事業者であること。町内の事業者というのは、町内の方々から相談に素早く応じるため、遠方ではなくて町内事業者に限り選定させていただいたところでございます。

○議長（野田省一君）　古内議員。

○３番（古内みゆき君）　ありがとうございます。

宅建の宅地建物の資格を持っている人がいる会社以外は、空き地・空き家対策の事業は履行できないという考え方でよろしいんでしょうか。

○議長（野田省一君）　菊池経済建設課参事。

○経済建設課参事（菊池　功君）　この業務につきましては、町の中に空き家を増やさない取組というものが入っておりまして、その空き家を手放す、今後どうしたらいいかというような相談業務に当たることに対しまして、やはり相手方もある程度の資格を有する人、信頼性というんですか、そういうのが必要となるというふうに考えまして、昨年度からの業務につきましては、この宅地建物取引の有資格者がいる業者ということでございますが、昨年度、今年度の業務については、このような業務で発注しておりますが、今後、空き地・空き家対策業務が継続する、または、名称は同じでも、この業務内容が変わる可能性もございますし、もしかすると、この業務がもう終わる可能性もありますので、そうなれば、資格者がいる、いない、また新たな条件というのも付して、事業者を選定することになると考えております。

○議長（野田省一君）　古内議員。

○３番（古内みゆき君）　ありがとうございます。

ちょっと私も調べさせていただいたんですが、この事業ですね、国土交通省の資料に載っていたかと思います。この事業ができるのは、特定非営利活動法人、あとは一般社団法人、あとは一般財団法人、あとは法人格を有することというふうに書かれておりました。

なので、どうしてもその宅建の免許を持っている方がいらっしゃる会社じゃなければならないというふうに当たるかなというふうに思います。あればなおいいというのが、その宅地建物取引業の方だったり、建築士、あとは不動産鑑定士などの団体だったり、弁護士さん、あとは司法書士さん、行政書士さんとか、土地家屋調査士、社会福祉法人など、そういう資格を持っている方がいらっしゃるほうが、なおいいというふうに書かれているかと思います。

なので、今申し上げたものというのは、士業ですとか、あとは方針、ワンストップで管理だとか活用ができる法人というふうになっているとうふうに認識をしております。

ということであれば、１つの資格があるから、もちろん安心だというのはよくよく分かるんですが、その資格一つに限定するというのは、合理的な理由がないように思うのですが、

その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（野田省一君）　答弁を願います。

菊池経済建設課参事。

○経済建設課参事（菊池　功君）　ただいま御質問のありました国土交通省のページに記載しております空き家の調査でございますが、本事業と今確認していただいた事業というのは同じものではないということを、まずお答えしたいなというふうに思っております。

町としましても、昨年度は、この空き地・空き家対策調査のほかに、空き家の所有者調査、今後その調査結果が国土交通省の財源を活用した事業に係る前調査というのも、別の事業で行っております。ですが、この業務自体とその業務がまた別のものでありまして、昨年度から行っているむかわ町の空き地・空き家対策業務につきましては、町独自の事業で、町が独自に条件を付した内容で業者を選定させていただいているところでございます。

○議長（野田省一君）　古内議員。

○３番（古内みゆき君）　ありがとうございます。

そうしましたら、今のお話を伺うと、国土交通省の資料に載っているものと町で独自でやっているものは違うということだったんですけれども、どうして町のほうがこの資格に特化していて、国土交通省で出しているもの、もちろん別だというふうにおっしゃっていましたが、国土交通省の出している資料というのは、いろんな会社ですとか法人に出せるような形にはなっているかなというふうに思いますので、その辺の違いというのが、ちょっとよく分からないというふうに思います。

契約に対しての三原則みたいなのは、皆様方のほうがよくよく御存じかと思いますけれども、公正性だとか、経済性だとか、適正履行の確保ということを考えると、そこに縛られるというのは、どういうふうに、どういうふうにというか、ちょっと違うんじゃないかなというふうに思うんですが、そこをどうしても入れたかった理由というのは、ほかに何かあるんでしょうか。

○議長（野田省一君）　菊池経済建設課参事。

○経済建設課参事（菊池　功君）　こちらの答弁も繰り返しになり、申し訳ございません。

先ほども答弁しましたが、今後空き家を増やさないために、信頼を持てる方に相談したほうがいいんじゃないかというふうな考えを持ちまして、実際に不動産業をやっているわけではないので、その事業者が宅地・建物を買い取って売買するということは行っておりません。あくまでも空き地にならないように、今後どう活用するのか。例えば、売りたくても売り方

が分からない、また、解体したくても費用がかかるのでどうしたらいいかなどの相談、アドバイザー的な業務を行っておりまして、そのアドバイザーが、例えば、建物に知識がない方よりは、あったほうがいいんじゃないかと。これは町の業務として考えたところでございますので、そうなったときに、この取引の資格を持った方がいた事業者のほうが適格じゃないかということで、条件に入れているところでございます。

○議長（野田省一君）　古内議員。

○３番（古内みゆき君）　ありがとうございます。

おっしゃることは分かるんですけれども、信頼のおけるということであれば、もちろん宅地建物取引業がなくても、町内にいろいろな信頼をしてもらえる事業所さんというのがあるのかなというふうに思いますので、ここでどうしても縛らなければならない理由というのが、ちょっといまいち入ってはこないなというふうには思うんですが、これ何回言っても一緒というふうに思うので、もしそれでこれ以上答弁がないということであれば、次に行きますが、いかがですか。

○議長（野田省一君）　菊池経済建設課参事。

○経済建設課参事（菊池　功君）　答弁一緒になってしまいます。申し訳ございません。

これで、先ほど言いましたように、今年度の事業については、１回目の答弁で行いましたとおり、昨年から続く業務となっておりまして、今年度、業務する事業者の選定に当たっては、昨年度から継続事業者として同じ条件というふうになっておりますので、御理解をお願いします。

○議長（野田省一君）　古内議員。

○３番（古内みゆき君）　ありがとうございます。

令和６年度の資料を見せていただいていますが、専任職員を有しており、令和６年度は令和５年度に本町が実施した云々かんぬんというふうに書かれておりますが、この中での専任職員というのは、これの定義というのはどういったところになるんでしょうか。先ほどの宅建をお持ちの方というふうになるんでしょうか、ちょっと伺います。

○議長（野田省一君）　菊池経済建設課参事。

○経済建設課参事（菊池　功君）　ただいまの御質問のとおりでございまして、その事業者に職員として属されている中に、宅地建物取引の有資格者がいるということでございます。

○議長（野田省一君）　古内議員。

○３番（古内みゆき君）　分かりました。ありがとうございます。

もちろん来年度あるかどうか分からないというお話ではあったんですが、これ、令和５年度から令和６年度に当たって、前年度の実績があるからということで、一者特命随意契約というふうになっていますけれども、もし来年度、この事業があったとすると、一度先に取った事業者以外は絶対取れないというふうになってしまうかと思いますが、その辺は、今後の、何と言うんでしょう、先ほど言いましたとおり、国土交通省の資料によると、宅建を持っていなくてもできるということも鑑みて、公募なりかけていただくというのが適切かなというふうには思うんですが、その辺の来年度以降あった場合、場合というのは答えられないというふうに言われたこともあるんですが、次の年以降のことというのはどのようにお考えでしょうか。

○議長（野田省一君）　成田副町長。

○副町長（成田忠則君）　私のほうからお答えしたいと思います。

この事業については、一定程度その目的を達成すれば、その時点で事業は終わるということでございますけれども、今、空き地・空き家を増やさないという取組の中で、例えばセミナーなんかも開催していますし、個別の相談、例えば解体したほうがいいのか、あるいは売買したほうがいいのか、そういったような専門的な知見を持ちながら、宅建の資格をお持ちの方からというようなところで選定をしてきたという経過がございます。

そういう意味で、個別の相談にも応じているということでございますので、ある程度空き地・空き家の行き先といいますか、相談先といいますか、そういったところがある程度めどが見えれば、この事業については一定程度成果を達成したということになりますので、来年度以降どうなるかというのは、今の時点ではちょっと難しいかなと思いますけれども、そういうところを御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（野田省一君）　古内議員。

○３番（古内みゆき君）　ありがとうございます。

今、副町長のほうからセミナーというふうにおっしゃっていたんですけれども、私自身は町のホームページはほぼほぼ毎日チェックはしていますが、この空き家対策のセミナーの御案内というのを見たことがなくて、一般的に考えると、こういう土地を売ろうとか、あとはお家を売ろうという方は、やっぱり年配の方多いんじゃないかなというふうに思います。そうなったときに、町の広報ですとか、そういったところにお知らせというのは出してはいらっしゃるんでしょうか。

○議長（野田省一君）　菊池経済建設課参事。

○経済建設課参事（菊池　功君）　こちらの事業につきましては、もちろん町民の方にお知らせするということを前提として行っていただいているところでございます。

昨年度につきましては、この空き家セミナー、終活セミナーですか、整理も含めたセミナーということで、両地区合わせて３回実施しまして、20名の出席をいただいているところでございます。

内容としましては、人生100年時代ですが、そろそろ整理も考えてというような内容も含めた内容でございまして、講演いただいた後、終活ノートを活用しながら勉強会的なものも行っております。

昨年度につきましては、繰り返しますが、20名の参加をいただいたところでございます。10月には、両地区のまず鵡川地区、町内会の役員会で実際に実践して、こういうことをやっておりますということを広めていただくようにやっておりますし、11月に、その口コミを利用して、町民向けのセミナーを開催しているところでもございます。

本年度につきましては、実は今後開催する予定でございまして、来月の広報に御案内を入れさせていただく予定でございますので、限りはございますが、興味を持っていただきましたら参加していただければと思います。

○議長（野田省一君）　古内議員。

○３番（古内みゆき君）　ありがとうございます。

専任職員という定義は一体何なのかというのももちろんありまして、どうしてもそこに、例えば通勤してこられますという方が専任になるのかといういろんな考え方もありますし、そもそもこの事業内容を見る限り、先ほど宅建がどうしてもというふうなお話もされていましたが、いろんな事業者さんが、町民の方々、特にお年寄りとコンセンサスが取れるんであれば、いろんな企業さんができるものではないかなというふうに私としては思っています。

なので、前々からいろいろと申し上げていますが、こういった事業を行うに当たって、やはり公募というものは必要じゃないかなというふうに、私としては考えています。

これはどういうふうにお答えになるかは分かんないんですが、一者特命随意契約の19件というふうにおっしゃっていましたが、緊急性がどうしても必要ですと。例えば災害というようなもの以外は、ここの事業者しかできないんですというのが、もしあるのであれば、事前に議会のほうにも、実はないんですということで、ちょっと報告していただくというのはできないのかなというふうにちょっと思いまして、その辺のところはいかがお考えでしょうか。

○議長（野田省一君）　答弁。

竹中町長。

○町長（竹中喜之君）　行政全分野に関わることですけれども、議員お分かりのように行政、基準ルールに基づきながら、執行権のある分野をお任せ願えるところは、そこの介入度合いというのがどうなのかなとちょっとお聞きしたんですけれども、そこで改めて、基本に返りますけれども、本来、この契約の在り方ですね、建設工事の、例えば業務委託もそうですけれども、本来の地方公共団体の契約、これはもう以前やり取りしているかと思いますけれども、競争入札というのがこれは原則ですよと。こういったところを踏まえて、これを十分改めて認識しながら、例外としてある地方自治法施行令の、これも規定でございます。法規定に基づく随意契約、行政として任せていただいているんですね。ですから、業者については、所管課で、その業務業務の特殊性、緊急性、こういったところをしっかりと総合的に判断して、競争入札参加者資格者名簿、これを参考にしながら、最も効果的な実施が可能と思われる業者というのを選定しているところでもございます。

そこで、議員も御存じのとおり、公平性、それと経済性、これを確保するんだぞといったところから、行政としても説明責任というのを果たすとともに、安易な随意契約を行わないことのように、今年度策定させていただいた随意契約のガイドライン、この趣旨に徹底、こういったところもしっかりとこれからもしていきたいなと考えております。御理解願いたい。

○議長（野田省一君）　古内議員。

○３番（古内みゆき君）　はい、分かりました。

ぜひ公募をかけて、皆さんのいろんな方々の企業さんが参加できるような形に、ぜひしていただければというふうに思います。

私の質問はこれで終わります。ありがとうございます。

◇　津　川　　篤　議員

○議長（野田省一君）　次に、12番、津川　篤議員。

〔１２番　津川　篤議員　登壇〕

○１２番（津川　篤君）　私の質問は、１点だけに絞って質問をさせていただきたいと思いますが、まずお伺いしたいのは、地域商社の現状についてということで、地域商社の定義とはどのようになっているのか、まず確認をしておきたいと思います。

それに、地域商社の地域への効果及び経過測定の中で、また、自立状況についてお伺いするものであります。

以上です。

○議長（野田省一君）　江後経済建設課長。

○経済建設課長（江後秀也君）　私のほうから御質問に対しまして回答申し上げます。

１点目の御質問につきまして、地域の特産品や観光資源を活用した商品やサービスを、町外に販売することで地域の稼ぐ力を実現するため、国の地方創生事業を活用し、設立を支援してきております。

これまで、恐竜化石の経済的な価値を高め、地域資源を活用した商品開発や販路拡大に向けた事業を展開していただいているものと捉えております。

２点目の御質問につきましては、カムイサウルスの全身骨格レプリカ１体の契約が成立し、沖縄県立博物館・美術館に納品されるなど、本年３月までの第４期におきましては、恐竜関連事業が好調であったと報告を受けております。

その他、ふるさと納税の返戻品となる新たな商品、地場産品を生かした商品の開発にも積極的に取り組み、商品の販売により生産者の所得の向上、地域経済の循環が生まれ始めていると感じております。

現在は、合同会社から株式会社に組織変更されております。まちの持続可能な観光地域づくりを目的とし、地域の関係団体が連携し観光振興に取り組む、組織の一員を担っていただくことの了承も得ており、より地域に根差した取組を期待するものでございます。

以上でございます。

○議長（野田省一君）　津川議員。

○１２番（津川　篤君）　いろいろレプリカだとかそういうものが販売されて、順調に推移しているということではあるんですが、この業者は、２年間に1,200万公費を投じてやっているわけです。そのときに、私が質問に至ったときに、町長は、あのことまであと一歩というような答弁をしたかと思います。そのあと一歩という定義はどこにあったのか、その辺りがちょっと。その定義だけをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（野田省一君）　竹中町長。

○町長（竹中喜之君）　議員も御存じのとおり、むかわ町も人口減少対策ということで、全国的な課題に向き合って、地方創生そのものがファーストステージから、ファーストステージの後半であの地震災害、コロナ禍、気候変動ということで、今、地方創生のセカンドステージを歩んでいるところでもございます。

この地方創生、まだまだ全国的にも一長一短で、はかることが難しいのかなと。当時もあ

と一歩という表現でございますけれども、まだ一歩、もう一歩といったところの中で、今言った、かなり取り巻くものが非常に大きな課題にも、新たな課題にも、そして社会課題としての脱炭素とか、いろいろとそういったプラス課題が出ていますので、その辺の向き合い方というのも、リアルな現状としてしっかりと向き合っていかないと駄目なのかなと思います。

改めてですけれども、中長期的な視点での地方創生、この地方創生、国のモデル事業の一環として地域商社の、これ、議員御存じのとおり、設立ということで展開もしてきているし、事業費も、経費として国からのものも準備が進められてこの場に来ているんです。

それと、改めてですけれども、以前、他の議員の方と地域商社のやり取りをしたときに、地域としての存在、これをしっかりあらわしていこうというのと、観光協会との結びつきはどうなっているんだい、差別化はどうなっているんだいというお話もあったかと思います。今年度、もう既に観光協会、商工会、それと地域商社、これの連携会議という設立に向けて、今、始動、動き始めているところでもございます。

こういったところも含めながら、多様性だとか、公共的なもの、そして自治体の関わりもあるかと思いますけれども、しっかりと地域内での存在というのをあらわしてもらうということで、運営あるいは実務等でも、協働性というのをしっかりと発揮していただきたいと考えているところでもございます。

○議長（野田省一君）　津川議員。

○１２番（津川　篤君）　今の答弁の中で、自立性ということを重んじるのであれば、この会社が２期連続して赤字になっているよと。普通の民間で考えると倒産ですよね。これ、公費を入れてそこを継続させている。そこには何か思惑があるのかどうなのか。

それと、先ほど３番議員の質問のときに、ちょっと随意契約の質問があったと思うんですが、このときに、この随意契約の発注するタイミング、これが本当にその時期でよかったのかどうなのか。そのガイドラインの前に、令和６年度早急に事業発注を出す事業ではないように思われるんですが、この辺りはどういうふうな考えを持って、これらと随意契約に至ったのか、その辺りがどうも見えてこない。これは町民の皆さんに、先ほど質疑のやり取りを聞いているときに、こういうものが出てきたと。これは、以前にもそういうものがあって、町長があと一歩と言ったんですね。あの業者が同じことをやってきているわけですから。だから、そこに変わったものに取り組んだということでは私はないと思うんですよ。だから、それを継続させてやったということにならぬかというふうに思うんですが、その辺りはどうなんですか。

○議長（野田省一君）　最後のほうは通告外になりますので、一答だけ。

〔「いや、地域商社に関連して言っているんだから」と言う人あり〕

○議長（野田省一君）　地域商社に関連して、じゃ、答弁を願います。

〔「だから、それが絡んでいるんじゃないですかということ」と言う人あり〕

○議長（野田省一君）　答弁を願います。

菊池経済建設課参事。

○経済建設課参事（菊池　功君）　地域商社の事業に係るものでございます。

ただいまの質問の中に自主性を重んじるんであればということですが、２期赤字が続いておりましたが、昨年度、先ほど答弁でも触れましたとおり、恐竜のレプリカの販売、また、細かい部分でございますが、これまで培ってきたぬいぐるみ等のグッズ販売というのも大変好調な結果、黒字になっております。引き続き黒字に転換することを願っているところでございますし、実際に赤字の部分につきましても、これは社内の会計上で処理できたものと判断いたしますので、私たちとしましては、今回の黒字の報告をいかに継続していただけるように、また、町長からも答弁ありましたが、今後、地域の中に根差した動きで、存在感をアピールすることによって、さらなる発展をしていただければなというふうに考えております。

契約の部分、先ほど３番議員からありました空き地・空き家対策の業務につきましては、これは、町として今後まちなか再生を進める中で、やはり今後どうにかしていかなければいけないというようなことで業務をつくっております。

この時期につきましては、昨年度からというふうになりますが、以前から空き家対策については、町としては力を入れておりまして、所有者の特定業務等々も継続で行っておりますし、昨年度も、先ほどのお答えしましたが、この業務とは別に所有者特定業務の再確認という業務を行っております。時期は重なるというふうに思われるかもしれませんが、町としては、令和５年度からの事業としてそこに力を入れたということで御判断いただければと思います。

○議長（野田省一君）　津川議員。

○１２番（津川　篤君）　そのことは理解します。

ただ、今黒字になりましたということが、今後において、これが継続できるというふうな、そういう見通しが立っているのか。

それと、私はこういう事業をやるときに、前にもどなたからの質問の中にも出ていたんで

すが、これらを育てるよりは、例えば恐竜ワールドとか、それから観光協会、これらに多くを投資したほうが、まちづくりのためになるのではないかと。これ、全く今そのような状況で進んできているわけです、見たら。目新しいものというのは、特に私としては感じられないんですよ。

だから、例えば恐竜のレプリカが売れました。これは、この商社が考えたわけではないでしょう。以前に、もう恐竜ワールドセンターの人たちが、そういうものをやらなければならないというような、そういうものの主体性の中から出てきたんじゃないですか。これは、この商社が考えたというのなら別ですよ。だから、営業は何もしないうちに町が公費を使って営業させている。その売上げだけは自分のものですよというふうなんですね。そういう自立した会社なのかどうなのかということなんですよ。これで、もうこの会社は自立したというふうな、私ども町民が判断してよいのかどうなのかということ。

○議長（野田省一君）　竹中町長。

○町長（竹中喜之君）　自立という定義に、これは該当どうかというのは、今、不用意な発言というのは控えさせていただきたい。

しかし、恐竜ワールドのワールドセンターという恐竜ワールド構想そのものの展開というのは、官民挙げてしていこうといったところでの事業参加として、販売の促進といったことも含めながらＰＲ活動を行って、現実に云千万というレプリカを交渉にこぎ着けたのは、紛れもなく地域商社の今回の成果の一つかなと思っていますし、新しい商品開発、新しい地域資源を生かしての価値の創造というのも、今地域ビジネスとして展開をしている最中でございます。

そういったところも含めて、私としてはというよりも、もう既に地域商社のほうにもお話、そして打診も、さらに事業参加もしていただいているんですけれども、今、津川議員御存じのまちなか再生、これのとりわけ鵡川地区の、穂別地区は穂別地区の、今地域運営組織というのが、要するに地元を中心としながら地域の人も参加をした中での事業展開、自分事としてまち賄いをしようよという中での一つの要ともされるような中で、何とか今回、まちなか再生にも事業参加して、地域運営組織の一角を担っていただければなと期待をしているところでもございます。

○議長（野田省一君）　津川議員。

○１２番（津川　篤君）　町長、当然期待するのは分かるんですが、これが町民の皆さんにどうも理解されていない。例えば、一昨年、1,200万の事業費を使われるぞと。こういう600万

ずつ使ったわけです、Ｍ　Ｄｉｎｏに対して。やったときに、町民の皆さんは、私たちの税金が正しく使われていないのではないか。これが、この商社の営業マンがむかわ町ではないというような、大変厳しい町民から指摘を受けるわけですよ。そうすると、私らも、ある程度結果が出てこないと、町民の皆さんには、ここまでやりましたよと胸を張って言えるような状況ではなかったわけですよ。だから、先ほど確認したのは、これで今後の運営について大丈夫なんですかと念を押したのはここなんですよ。これが、いつかまずくなったときに、むかわを勝手に離れられたりなんかすると、これは、むかわ町が先行投資したものが報われないままに終わってしまうと、徒労に終わるということが、町民の皆さんは非常に心配しているということなので、そういう徒労に終わらないように頑張ってやっていただきたいというふうに思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（野田省一君）　換気のため、暫時休憩といたします。

再開は16時30分とします。

休憩　午後　４時１９分

再開　午後　４時３０分

○議長（野田省一君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

◇　北　村　　修　議員

○議長（野田省一君）　次に、11番、北村　修議員。

〔１１番　北村　修議員　登壇〕

○１１番（北村　修君）　第３回定例会に当たって、一般質問させていただきます。

私の通告のうち、２つほど前任者の議員さんから質問がございましたので、その辺はちゃんと整理をしながらできるだけやりたいというふうに思いますけれども、ダブる場合には御了承願いたいと思います。

最初に、ＰＦＡＳについてであります。

最初の質問は全部お話ししたいというふうに思いますが、１つ目は、町内で検出された内

容について伺います。

これは、ＰＦＡＳにはＰＦＯＳ等はいろいろあります。合体で何ぼという数字がホームページに出されているんだろうというふうに思っていますが、改めてお伺いします。

それから、調査の件数等も、先ほども出されておりましたけれども、河川等について、件数、そして分かればその河川の箇所について御説明をいただければありがたいなと思っています。

３つ目には、発出の要因についてであります。

この辺もるる質疑もあったようでございますが、改めて伺います。

４つ目には、ＰＦＡＳは１万種と言われるような多種多様な状況があるフッ素化合物とされております。このような事態の中で、こうしたことを受け、どのように止めておられるか、伺っておくものであります。

それで、５つ目には、住民への安全確保への周知等についてお伺いいたします。

６つ目には、今後の調査、検査の考えを伺います。

７つ目には、健康被害の対応についてでございますが、これは、先ほどからもいろいろるる言われておりますので、特段今、どういうという対応はないわけですけれども、しかし、規制の動きは広がってきております。これらに対して、町としてどう対応していくのか、あるいは求めていくのかということを含めてお伺いするものであります。

なお、冒頭に申し上げるべきでありましたけれども、我が町として、この問題が環境省等から出された中で、直ちに水道水で調査をするということで事業予算化をする方向になっていること、なかなかすばらしいことだなというふうに思いますし、先ほどの状況の話についても、かなり詳しく理解されているなというふうに思っておりますので、そういうことを冒頭に述べればよかったんですけれども、後になりましたが、その上で質問をさせていただきます。

以上であります。

○議長（野田省一君）　答弁を。

佐藤経済建設課参事。

○経済建設課参事（佐藤　琢君）　私のほうから、今の答弁をさせていただきます。

１点目の検出内容についてですが、５番議員の答弁と重なりますが、検出された箇所は、国の暫定目標値を超えていない状況となっております。

２点目の調査件数についてですが、現時点では、浄水７件、原水２件の合計９件で検査を

実施しております。

仁和・栄と中島は、どちらも井戸水の水源となっております。

３点目についてですが、ＰＦＡＳは国の資料により世界中に広く残留しているものでございます。発出要因については、原因の特定には至っておりません。

４点目から６点目にかけては、関連しますので一括で答弁させていただきます。

仁和・栄水源は国の暫定目標値以内ではありますが、引き続き水質検査で状況を確認して、結果についてはお知らせしていきます。

今後は、国の専門会議で調査研究を進めている段階となっていますので、国の動向により北海道と連携して進めてまいります。

７点目についてですが、国内では健康被害が発生した事例は確認されておりません。

現時点では、国の動向を注視しながら、環境省が公表した手引等に基づき、北海道と連携を取りながら適切な対応を取ってまいります。

以上でございます。

○議長（野田省一君）　北村議員。

○１１番（北村　修君）　今のような答弁に基づいて、改めて幾つかお伺いをさせていただきます。

まず、検出された内容ということで申し上げましたけれども、ホームページによりますと、ＰＦＯＡとＰＦＯＳの合体という形で数字が出されてきております。暫定数値が50ナノということで、その暫定目標値はいっていないということなんですけれども、しかし、先ほども言われたように、そこに接近してきているという問題がございますし、既にこれが2009年に発見され、そして日本でも2010年にこれの製造中止等々が出されております。

そうした中から、いろんな規制が始まってきているわけでありますけれども、既にアメリカなんかにおいては、水道水にあってもいろんなという形で、規制が昨年から非常に厳しくなってきております。

そういう実態があるということからお伺いするわけでありますが、本町のホームページに出されているのは、２つの合体という数字のようでございますけれども、これを、言われているように、分類してというふうにはならなかったのか。その辺のところまではなかなか本町で行き着けないのかどうかということで、まずその辺から伺いしておきたいと思います。

○議長（野田省一君）　佐藤経済建設課参事。

○経済建設課参事（佐藤　琢君）　私のほうから御回答させていただきます。

公表しているＰＦＡＳの値については、議員のおっしゃるとおり、ＰＦＯＡとＰＦＯＳの合算値になっておりまして、試験結果のほうでは、両方ともの値の数字が出ております。ただ、公表上、合わせたものを公表しているというところでございます。

以上です。

○議長（野田省一君）　北村議員。

○１１番（北村　修君）　その別々の数字を２つ教えていただけますか。

○議長（野田省一君）　佐藤経済建設課参事。

○経済建設課参事（佐藤　琢君）　一例ではございますが、８月29日に検査させていただきました仁和・栄水源のところでございますと、ＰＦＯＳが測定値未満、ＰＦＯＡが44ナノグラムという結果になっております。

以上です。

○議長（野田省一君）　北村議員。

○１１番（北村　修君）　なぜこれを聞いたかというと、私も専門家じゃないから詳しいことは分かりませんが、通常言われている状況によれば、ＰＦＯＡというのは、人への発がん性物質があるという形で、グループ分けして１なんですね。ＰＦＯＳというのは、人への発がん性の可能性があるということで、グループ２なんですよ。ですから、これが、どっちが出ているのかというのは、非常に大事な数字なんです。

これは、ぜひ押さえておきながら対応していただきたいというふうに思って伺ったところでございます。

それから、次に行きますが、調査で９件という話がございました。そのうち４件が検出されたということなんだろうというふうに思うんですけれども、それはどういう場所なのかということを、どのように捉えているのかということ。水源地で言えば、そのほかに同様に調査しなければならない、例えば中島水源、仁和・栄水源というものが、同様に何か所あるのかというのをお伺いします。

さらに、河川で調査をしたというふうにしておりますが、河川はどの辺、何か所ということに、先ほど言ったかと思いますけれども、どの辺かということを含めてお伺いします。

○議長（野田省一君）　佐藤経済建設課参事。

○経済建設課参事（佐藤　琢君）　まず、水源のお話でございますけれども、穂別の水源につきましては、サヌシュベ川の河川漂流水を使っております稲里浄水場がございます。その浄水場に補完する形で中島水源というのがございまして、稲里水源と中島水源を混ぜたものを

穂別の市街地に給水しております。仁和・栄水源につきましては、単独で井戸水を使っている状況となっております。

そこの浄水の部分、穂別の市街地に給水している部分と、あと仁和の郵便局のほうから水を取りまして、それをそれぞれ水質検査しております。

その仁和・栄水源につきましては、河川のそばになってございますので、そこのそばの河川の鵡川から１検体、穂別川と鵡川が合流しているところがあるんですが、そこに中島水源がそばになっているものですから、そこの穂別川との合流部の上流側の鵡川の水源を取りまして、それで穂別川も含めて、大丈夫だというような形で先ほど御報告させてもらっているところでございます。

○議長（野田省一君）　北村議員。

○１１番（北村　修君）　ありがとうございます。

そこのところをなぜ聞いたかというと、３番目の発出要因ということについて聞いているんですけれども、この状況、発出要因について一般的に言われているのは、軍事基地の跡地だとか、それから工場跡地だとか言われておりますけれども、最近だんだんいろんなところで環境省なり農水省やらが検査をするという状況になって、全国的な調査が始まってきているんですね。そういう中で言えば、要因に、例えば不法投棄のごみの場所が近くにあったとか、あるいはごみ捨場のでかいごみ処理場みたいなところがあったとか、そういうところまでそれに関連してこのＰＦＯＳが出てきているということがあるんです。

であれば、この我が町としても中島水源のところ、それから仁和・栄水源のところ、ここらは、これはもう最近出たというふうには考えられないんですね。既に日本も2010年からこれの規制がそれなりに始まっていましたから、ですからそれ以前の関係の中でこれが出ているということになるわけ。そうすると、これらの地域のどこかでそのような該当がなされるところはないのか。

さらに、新たに出てきたのでは活性炭という問題が出てきています。工場で、そもそもこれを処理するために使った活性炭なんだけれども、それが要因で地下水に入っていって、出てきたというような状況もあります。

そういうようなことを調べるまで今後考えていく必要があると思っているんですけれども、その辺ではどうですか。

○議長（野田省一君）　佐藤経済建設課参事。

○経済建設課参事（佐藤　琢君）　そのような場所があれば、そこの土壌を取って水質検査を

行うというのも考えていまして、それで今回補正予算のほうを計上しております。

○議長（野田省一君）　北村議員。

○１１番（北村　修君）　私は、穂別のほうのそういう地域のことはあまり知識がないので分からないんですけれども、やはり今そうやって言われてみると、活性炭なり、ごみの不法投棄問題なり、そういうようなことがいろんな角度から出てきています。そういうのが地下水を汚染しながら水源地にという影響が出てきている。

こうすると、本当にどこかの遠い問題ではないなという感じがするんです。ですから言いました。ぜひそういう方向でお願いをしたいというふうに思います。

次に行きますけれども、これらについて住民の皆さんにも周知を私はしていく必要があるんではないかというふうに思っているんです。

全国的に見ると、住民のいろんな運動の中からこの調査が広がってきて、その内容が明らかになるという形が、今全国に広がっています。まだまだこれからこれらは広めていかなければならない、広がっていく問題だというふうに思っています。

そういう点では、それらも含めながら住民の皆さんにこれらを周知していく。その際には、このいわゆる発がん性から出てくる問題だとか、そういうものについても話していく必要があるというふうに思っていますが、そこら辺のところ、どう考えているかについて伺っておきたいと思います。

先ほどの質疑の中で、発がん性の問題がとは出ていましたけれども、これらが今新たに出てきているのは、子どもですね。これが成長段階から非常に被害があるぞというようなことが専門家集団の中から出されてきているという問題もございます。ですから、これは住民への周知というのは私は大事なものだというふうに思っております。

そして、そもそもフッ素化合物というのは、どんなふうに出されてきたか。その辺の認識についても伺っておきたいというふうに思います。

○議長（野田省一君）　佐藤経済建設課参事。

○経済建設課参事（佐藤　琢君）　私のほうから回答します。

まず、ＰＦＯＳ、ＰＦＯＡの関係でございますけれども、こちらのほうは、耐熱性に優れ、撥水材や泡消火剤として幅広く使用しているものでございまして、ＰＦＯＳにつきましては、半導体用の反射防止剤、レジスト、金属メッキ処理剤、泡消火剤などが主なものとなっております。

ＰＦＯＡにつきましては、フッ素ポリマー加工助剤、界面活性剤というところがメインの

ところとなってございます。

健康面のお話ですが、今、国の専門家のほうで治験をどんどん進めているところでございます。こちらのほうは、国の内閣府食品安全委員会の資料になりますけれども、コレステロール値の増加ですとか、出生児体重の低下ですとか、ワクチン接種後の抗体、黄体の低下というところにつきましては、そこのところが影響が出るというのは否定できないという評価は出ています。ただ、まだまだ治験が足りず、それが決定打になるといいますか、影響を及ぼすというのが不明というのが大半の状況となってございます。

こちらのほうは今、専門の委員会のほうで進めておりますので、そちらのほうを注視しながら、そちらに出た結果についてはお知らせしていくというか、国のほうでもお知らせしているんですが、そういうところで情報提供はしていきたいという形では考えてございます。

以上です。

○議長（野田省一君）　北村議員。

○１１番（北村　修君）　ありがとうございます。

そういう点では、先ほどの答弁の中で町長が、国等々に向かってこういうふうな要望していく、あれが一つの僕は大事な点だというふうに思って聞きました。

そういう点では、その方向にぜひ進めてもらいたいというふうに思っていますが、住民へのやっぱり周知なりということで言えば、今言われたように、これらがどんな形で我々との関わりになっているのかという点で言えば、簡単な話、フライパンが代表なんですよね。あれの表面がフッ素化合物なんですよね。そういうのから始まって、簡単に言えば化粧品だとか、そんなものもありますし、食品の関連でもあるという。そういう非常に身近にある問題で、ただ、日本としては、製造等々は2010年に規制しました。しかし残念ながら、水道水だけはまだ、いわゆる暫定目標値50ナノというところに止まっているんですね。だけれども、先ほども言いましたように、もうアメリカやヨーロッパでは、これがグンと減って、20なり４なりという形にまでなって、そういう改善をしようという状況になってきています。

やっぱりこういう方向にやっていかないと、ここが改善しないよということを説明していく必要があるだろうというふうに思っているんですけれども、その辺で答弁があれば伺っておきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（野田省一君）　佐藤経済建設課参事。

○経済建設課参事（佐藤　琢君）　答弁させていただきます。

先ほどもお話ししましたけれども、国の専門会議のほうでは、今、暫定目標値の見直しの

ほうも検討しているところでもございます。そこの専門会議の検討事項の動向を注視しながら対応していきたいというふうに考えています。

○議長（野田省一君）　北村議員。

○１１番（北村　修君）　ぜひまた機会があれば、これらで質疑をさせていただきたいというふうに思います。

いずれにしても、これらはこれから本当に大きな問題として展開していく問題だろうと思っています。特に北海道は軍用基地あるいは新たな工場等々が出されてくる中で、これらの問題が非常にこれから大きな課題として出そうであります。

そのことを最後に述べながら、次に行きたいと思います。

次、２つ目の防災対策についてに入ります。

これも先ほどの前任者の議員の中から質疑がございました。ですから、そこは大きく省きながらさせていただきたい。冬場の海底型地震での対応だとか、そういうものについては、先ほど聞きましたので、大きく省きたいというふうに思います。

私は、先ほどの議論の中でもありましたけれども、今、我が町は、これら日本海溝型大型地震・大型津波に対して、事前復興計画という形でやっていて、実際に、じゃ、そのことが起きたらどうなるんだろうかという心配がやっぱりあるんです。それに対して、垂直型の避難の問題であるとかいろいろ出されました。

私は、大事なことは、これが住民説明をどうしたのか、どうしていくのかということが、一番問われてくるんではないかというふうに思っているんです。

そういう点では、順番で行きますと、まず①で、こういう状況に町民の皆さんの認識というのはどんなふうになってきているか。役場が今事前復興でこうやってやるんだよというようなことが、本当に伝わっているというふうに感じておるのかどうか。そこら辺の認識をまず伺いたい。

２つ目には、避難等の在り方で、住民に具体的に分かりやすく説明すべきではないかということでは、説明をどうするのか。この間、報道等によりますと、この春には農協だとか厚生病院には説明をしたという話がございました。だけれども、先ほどの答弁にあったように、住民説明はまだですというのがあります。

ですから、そこら辺のところ、どんなふうに具体的に進めていこうとするのか。この事前復興計画ができてからということになっちゃうのかどうか、改めて伺います。

３つ目に、町づくりとの関連でお伺いするわけですけれども、被害の少ない高台地域への

移転も選択できる都市計画などの検討もあってよいと思われるが伺いますというふうにしておりますが、これはこのままで、まず伺います。

○議長（野田省一君）　梅津情報防災対策室長。

○情報防災対策室長（梅津　晶君）　事前の質問要旨にのっとりまして、まず、一括して答弁をさせていただきたいと思います。

いつ発生するか予見することができない津波からの避難につきましては、ときに一刻を争う状況となります。避難行動に移るまでに時間を要したり、建物などの倒壊により通行の支障が生じたり、積雪寒冷期には、積雪や吹きだまりにより避難に支障が生じることも想定されております。

地震・津波災害時における住民の皆様の避難行動につきましては、自助が基本となります。全戸配布済みのハザードマップでは、地震や津波の知識をしっかりと身につけること、避難施設・目標地点を確認しておくこと、日頃から家族や隣近所の方とよく話し合っておくことの大切さについて触れておりますほか、具体の項目としまして、居宅内外の地震対策チェック、発災から避難に移るまでの行動フロー、災害情報の入手方法、持ちだし品の準備と備蓄品などについても、分かりやすく記載をしてございます。

町といたしましては、ハザードマップ活用の啓発のほか、冬期の津波避難訓練の充実に努めますとともに、町民の皆様への避難意識向上を図ってまいります。

なお、この町民の皆様への避難意識の向上についてでございますが、令和４年度以降、これまで16の自治会・町内会に出向かせていただきまして、津波浸水区域やハザードマップの活用について、出席者に対して説明をしていることを申し添えたいと思います。

最後に、津波に対応したまちづくりにつきましては、現在策定中の事前復興計画におきまして、被災後の復興まちづくりイメージづくりを進めているほか、防災の観点も踏まえた都市機能や居住地域の誘導につきましては、同じく策定中の立地適正化計画において進めているところでございます。

事前復興計画と立地適正化計画の策定後は、都市計画を含めました町の各種関連計画につきましても、両計画との整合を図るため、必要に応じて所要の変更を行っていくこととなりますので御理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（野田省一君）　本日の会議は、審査の都合によって、あらかじめ延長いたします。

次に、北村議員。

○１１番（北村　修君）　ありがとうございます。

先ほどの議論もありましたので大幅に割愛していきますが、一、二点でだけお伺いをしておきたいというふうに思います。

１つは、今言われたように、それぞれ説明会も行ってきたよ、周知する状況になっているよということで、海溝型との関係で、事前復興計画についてはホームページ等々でも紹介しているよと、こうなるわけですけれども、こういうものが、特にこの市街地地域を中心とした住民の皆さんから、どんなふうにその辺で、本当にまず避難ということで理解されているというふうにどの程度思っているのかということを、改めて伺っておきたいというのが１つです。

それから、３つ目との関連になりますけれども、私は、これからのまちづくりも併せて、やはりどうあっても低い地帯のところ、こういうところでの将来的なまちづくりというのは、本当にいかがかなという思いもしながら、やっぱり希望する人がいれば、高台に日常的に移転できるような、暮らしをそういうところでやれるような、そういう仕組みもつくっていいんではないかというふうに思っている。そこへ移転をするとか、移動をするとかということではなくて、そういう安心なところへ住宅を建てたいという場合には、そういうものを用意していくというようなことがあっていいんではないか。これがいわゆる都市計画との関連になるんだろうというふうには思うんですけれども、幸い、そういうことも含めてこれからやっていくというような、今答弁でございました。都市計画については、既にマスタープランの期限は到達していますよね。ですから、新たなプランづくりに入っていくんだろうというふうに思っているんですけれども、そういう中では、そういうふうな構想があっていいんではないかというふうに思っているんですけれども、その辺の考え方について伺っておきたい。

○議長（野田省一君）　梅津情報防災対策室長。

○情報防災対策室長（梅津　晶君）　私のほうから所管する部分につきましてお答えをさせていただきたいと思います。

まず、住民の皆様の反応ですとか、津波対策に対する理解について、どの程度であると認識をしているかという部分についてでございます。

第２回定例会のときに、11番議員から御質問があった中で、途中経過までお答えをしておりましたが、本年６月いっぱいをかけまして、説明する動画をインターネット上で公開し、また、直接お話を伺いたい方には、対面で御説明できるよう説明会を設置した上で、住民アンケートを実施いたしました。

アンケートの回答者につきましては、小学生から高校生までが192名、一般の方が99名ということで、合計291名の方に御回答をいただいたところでございます。

小学生から高校生と一般の方で設問内容は、年代を考慮して若干替えているところでございますが、一般の方を対象としたアンケートの中で、避難について問うているところがございます。

「津波から避難することを想像して当てはまるものを選んでください」という設問では、一番多かった回答は、自動車避難については、渋滞発生のリスクがあり心配だとか、自宅で被災した際の避難対策については、家族について話し合っているといったような回答が比較的多い状況にありまして、住民の皆様、御回答いただいた方のみではございますが、やはり避難についてそれなりに認識を持った中で回答をいただいているのかなというところは、反応として感じているところでございます。

今後におきましても、今回は一般の方は99名という回答数でございますが、より多くの皆様に本町が抱える課題等を認識していただきながら、より津波からの避難への意識を高めて、有事の際には、一人でも多くの方の人命を守れるように取組を進めてまいりたいなというふうに考えているところでございます。

次に、希望される方に高台移転等をする場合のシミュレーションをしておくべきではないかという部分についてでございますが、本町については、地形については、皆さんご承知のとおり、鵡川地区については浸水区域内に明らかな高台というのはなく、水平避難をしていただくことになります。

じゃ、居住地域が津波浸水区域内にあって不安だとお感じになられる住民の皆様もいらっしゃるかと思います。この辺につきましては、今、事前復興計画では、被災した後、まちづくりをどういうふうに一からやり直すかというイメージ図づくりをしておりますが、じゃ、被災するまでは変えないのかという部分につきましては、このイメージ図を基に、事前に施策化できるものがあれば、被災を待つことなく進めていくための一助ともしていきたい考えでございます。

そういった中で、事前に移転希望を取るか取らないかというところまでは、まだ議論は全く進んでございませんけれども、浸水区域外に住宅地を設けるにはどうしたらいいかというような検討も、職員で構成している計画策定先導チームの中では、イメージングの中には入れておりますので、そういったところも踏まえて、今後、作成、公表していく中で、幾つかのパターンをお示しする中で、策定後、住民の皆さんに広く御理解を賜る中で、そういった

ことの検討の素地としてまいりたい考えでございます。

私の所管としては以上です。

○議長（野田省一君）　江後経済建設課長。

○経済建設課長（江後秀也君）　私のほうから都市計画についてお答えしたいと思います。

現在うちの町の都市計画におきまして、立地適正化計画なる計画を策定中でございまして、これは、そもそもはコンパクトなまちづくりというところから始まっていく形なんですが、事前復興計画の策定、また、津波の浸水というところで、防災上という形としても、緩やかなコントロールとして市街地内の用途地域、そこで居住誘導をどこまでするかというところを、現在計画として策定しているところでございます。

高台の移転という形でございますが、ここまで強いコントロールを求めるところではなくて、居住誘導、中長期的に見ていったところで、災害リスクが高いところが居住誘導から外れたところは、そちらのほうは大規模な住宅の造成とか、そういうところは規制がかかりますよと。１軒１軒建てるのは問題ありませんよというところの緩やかなコントロールというところを目指した中で立地適正化計画を策定しまして、また、その策定後、また現状に応じて、およそ５年後ごととか10年とか、その中ではよりよい計画になるというところで見直しをかけて、都市計画を運用していくというところを考えております。

また、都市計画マスタープランのお話が先ほど出たんですが、令和４年に都市計画マスタープランを見直ししまして、次のまた期間の中に入っているということでございますので、現在、マスタープランは、また新たなマスタープランの中で進んでいるということを御報告申し上げます。

以上でございます。

○議長（野田省一君）　北村議員。

○１１番（北村　修君）　ありがとうございます。

私は、高台移転というようなことをやっぱり早急に検討しながら、住民の皆さんに本当にここむかわ町で暮らしていただくために、幾つかの選択肢を与えていく必要があってもいいんじゃないかと思っているんです。そういう点で言えば、例えば川東地区の今度宮戸小学校がなくなりましたけれども、宮戸小学校のところは11メートル何ぼの高さですよね。そうすると、比較的安全地帯に入るのかなという感じはするんです。ですから、そういうようなことも含めて、もっと広く町を活用したような形での対応があっていいんでないかというふうに思って、どうですかという話をしているんです。

あわせて、ここで伺っておきたいんですけれども、若草団地のような公営住宅、ここは避難といってもほとんどが車を持っていない高齢者世帯という形になります。こうしたところでは、本当に困難だろうなというふうに思っているんです。

そうしたところを含めて、その団地建て替えの時期もありますけれども、そういうことの次なる構想も含めて検討していく必要があるんではないかと思っているんですけれども、その辺のところの検討はどうなっておるのか、ないのか含めて伺っておきたい。

○議長（野田省一君）　梅津情報防災対策室長。

○情報防災対策室長（梅津　晶君）　私のほうからは高台移転というか、要は浸水区域外の宅地誘導みたいな部分についてお答えをさせていただきます。

現在、事前復興計画で、先ほどの一答目の答弁でも復興まちづくりイメージをつくっておりますというお話を申し上げました。ちょっと言葉ではなかなか分かりづらいんですけれども、むかわの市街地外も含めた地図を用いながら、実際にそういう被災が起こった後、どこに市街地を持っていって、どこに都市機能を置いたらいいのかという、地図を使ったパッチ作りみたいな形のものを今検討しております。

その検討の選択肢の１つの中には、浸水区域外に住宅街を設置するとしたら、どの辺がいいんだろうかというイメージ、あくまでイメージとしては、議員おっしゃられるとおり、宮戸地区も含めて検討はしております。

最終的に、皆様にお示ししていくイメージ図は、今かなりの数作っているんですけれども、そこからある程度絞って、あるいはいいアイデアを集約して、二、三にしたいなとは考えていますけれども、そういったことも含めて検討中でありますということを御報告申し上げます。

私からは以上です。

○議長（野田省一君）　江後経済建設課長。

○経済建設課長（江後秀也君）　私のほうから、公営住宅のお話が出ましたので、公営住宅の今の現状というところをお話しさせていただきます。

現状でございますと、若草団地の例が出た形でございますが、公営住宅の中では、公営住宅の長寿命化計画というものを策定しておりまして、現状では若草団地は今のまま維持修繕で使うというところでございます。

今後、立地適正化計画、また、事前復興計画というところのいろいろと計画で障害が出るところにおきましては、その長寿命化計画の変更なりというところをまた考えた中で、団地

の今後の在り方というのを検証するところとなります。

また、ちょっと都市計画のほうの話に戻る形なんですが、うちの町の都市計画は非線引きという形でございまして、市街地から離れていっても市街化調整区域は有していないところでございますので、自主的に高台に家を建てるということで行きますと、都市計画法上は可能でございます。ただ、町としてそこに住宅団地をつくるとか、そうなると、またその施策とはなりますが、個人的に、例えば宮戸のほうに行くという形でいくならば、確認申請とかは必要となりますが、農地とかだったら、また農地転用とかの手続はでますが、市街化調整区域ではございませんので、住宅を建てるということは可能でございます。

以上でございます。

○議長（野田省一君）　北村議員。

○１１番（北村　修君）　高台移転等々を含めて検討してくださることを要望しておきまして、時間の関係でちょっと次の質問に入ります。

３番目に、安心・安全な子育て支援についてであります。

①さくら認定こども園の施設運営の改善で、６月議会で事業者からの回答を待ってとしましたが、その後の経過と対応について伺います。

２つ目に、８月に入り再検討、改善を求めたというふうに聞いておりますが、その内容について伺います。

３つ目、道からの指導の下、話合いもありますが、その内容と対応を伺います。

４つ目に、嘆願書への対応について伺います。

○議長（野田省一君）　竹中町長。

○町長（竹中喜之君）　まず、１点目、２点目につきましてでございますが、よろしいですか。これまで一部未回答となっておりました２回目の勧告につきまして、運営法人のほうから６月28日に提出されており、改善に向け取組を進める旨の回答を受理しているところです。そして、提出された回答の中では、改めて勧告に関する町の考え方を示してほしいという内容もあり、８月７日に、改めて町の見解を示してきております。

また、これまでの間、運営法人と町、二者等におきまして、２回にわたり、これは行政報告で申し上げたとおり、二者会談を実施しております。互いの共通理解、共通認識、こういったところに向けて、情報共有に努めてきたところでもございます。

二者会談におきましては、さきの行政報告でも申し上げましたとおり、改めて運営法人と町、これが公私連携協定、設置と運営等々を全て網羅している公私連携協定に基づく相互協

力の下に、地域の子どもたちの未来、このためにお互いに協力し合いながら、よりよいこども園の運営について共に進めることで、双方確認をしているところでもございます。

そして、３点目でございます。

先月８月29日、園に対して、北海道胆振総合振興局による指導監査が行われております。これは、運営基準に基づく保育の提供、これがなされているのかという定例監査で、町職員も立会して、関係書類の確認というのがされているところでございます。

道からは、その場での指導というのはせず、持ち帰って、現在、精査をしている状況と伺っております。

４点目の保護者有志の会からの嘆願書につきましては、その趣旨というのを受け止め、さきの園側との面談でも改めて問題意識の共有というのを図るよう、話題提起を行っているところでもございます。

また一方で、６月開催の三者会議におきましては、他の保護者からの別角度の意見というのも出されたところでもございます。

町としましては、こうした様々な保護者の皆さんの意見というのも踏まえ、三者協議会を活用した情報の共有、相談体制の充実強化など、運営法人との協定書に基づく相互協力の下で、保護者の皆さんの不安解消に努めていきたいと考えておりますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（野田省一君）　北村議員。

○１１番（北村　修君）　冒頭、行政報告の中でもお話がございました。そのとき私は、率直に感じて、おやという感じを受けました。

それは、私も６月28日に出されたと言われている施設運営改善についての園側のこの回答書を実は見させていただきました。嘆願書のお話も今出されましたけれども、私はやっぱり、今一番我が町でこの問題で大事なのは、保護者・子どもの成長を保障して子育てしやすい地域環境をどうつくっていくかということが一番大事だと思っている。今の法人が運営するとか、できるとかできないとかではないと思っているんです。大事なのは、やっぱりどういう子育てしやすい地域環境をつくっていくのかということを中心にしなければいけないというふうに思っているんです。

そういう点から見れば、率直に言って、私は６月28日に出された内容について、本当に疑義を感じています。

その１つは、この中でも、例えば１、２の報告の中で言われておりますけれども、協定書

で町側が言っていることに対して、それは何なのかというふうな問合せになっています。私は、本当に協定書を双方でちゃんと話合いをしてやったのか。令和３年に民営化するための町の方針というのが冊子になってあります。そういう中でも、その方向性については、ちゃんと書かれているはずなのに、それらがどんなふうな形になってきたのか、どうしてそういう回答になるのか、非常に疑問でありました。ここのところについて、まず、解明をお願いしたいというのが第１点です。

時間がありませんから、２つ目に行きますけれども、それに対して、８月７日、今おっしゃいました行政側から、改めて改善の要請をしております。私は、その中に、非常に気を遣ったというのか、何か指摘する、改善を求める側としてもいろいろまずい点があるのかという感じさえするような書き方になっています。非常に疑問に思ったところです。率直にその辺のところの見解を含めて、御意見を伺っておきたい。

○議長（野田省一君）　成田副町長。

○副町長（成田忠則君）　私のほうからお答えをしたいと思います。

法人側から提出をされた文書の中で、協定に基づく形の中で、今後取り進められるかという確認を、８月７日に、町長と二者会談という形で園側とのお話をさせていただいた。引き続いて、９月13日も協議をさせていただいたと。あくまで、やはり協定に基づく園の運営というところを何度も確認をさせていただいたというところでございます。

園側については、協定はもちろん理解もしておりますし、今度協定に基づいて、そして、また、募集要項の中でも、しっかりその中身についても園側としても押さえているということでございまして、過去に遡ればいろんなことありましたけれども、これからの園の運営に当たっての双方の確認事項というものをすり合わせてきたところでございますので、そういう中で、今日の行政報告に至っているというところでございます。そういったところで御理解をいただきたいなというふうに思います。

○議長（野田省一君）　北村議員。

○１１番（北村　修君）　本当は今回、６月28日付で出された内容一つ一つについて、町側の考え方を伺っておきたいというふうに思ったんですけれども、冒頭、町長のそういうお話もございまして、そこは一つ一つは詰めませんけれども、しかし、このイメージとして、私が受けたイメージは、本当にこの協定を理解しているんだろうか、あるいは、そういう話合いを本当に行政側はやって、本当にこの地域に子育てしやすい環境というのをつくろうとしているのだろか、親たちの本当の願いに応えようとしているんだろかという疑問を物すごく感

じました。それで先ほどの質問になったわけなんです。

だから、それが私は率直にあらわれたのが嘆願書であり、議会への請願だと思っています。

私は、こういう若い世代を中心とする親たちのそういう思い、願い、これは、私はむげにしてはいけないと思っています。こういうのを大事にしていく、そして本当に子育てしやすい、そして親たちの願いが本当にかなっていく、そういう子育てができるまちづくり、そういうところを目指していかないと、我が町のように、過疎化が進む、人口減少が進むという状況のまちづくりと言ったら、今後大変な状況が起きるだろうというふうに思っています。

だから今、この保育園の在り方がどうのこうの、運営がどうのというだけではなくて、やっぱりそこを取り巻く環境、それを我々行政側として、どうつくり上げていくかが大事だというふうに思っているんです。そこのところに本気になって、私は立ってほしいというふうに思っているんですけれども、そういう点で、ちょっと見解を伺っておきたい。

○議長（野田省一君）　竹中町長。

○町長（竹中喜之君）　重ねますけれども、この間の四者会議というんでしょうか、４名ですから二者会議ということになるかと思うんですけれども、今言われたことも含めて、これまでの勧告に対しての受け止め方、そして今、結果としてですけれども、11項目出したうち、９項目改善がされております。あと２つについても改善中の動きでございます。

それらも含めながら、これまでの事務手続上の問題でのお互いのそごというのもあったことは事実で、行政報告の中でも触れましたが、意思疎通の在り方が、園と行政としてどうだったのかと。そういったところも、これまでを教訓にして、町の見解を改めて、勧告に対しての取扱いの在り方一つ一つを、こちらの見解を御意見のほうにも示させていただきました。

求めるところは、これは皆さん一致しています。子どもの最善の利益です。ここを基本にした協定書に行き着くまでの民営化の基本方針、それに基づく双方が合意した協定書、これを改めて双方として遵守していくよう取り決めていきませんかということを、二者会談で先般確認をしてきているところでもございます。

繰り返します。子どもの最善の利益をということで、双方、その協定を遵守していこうじゃないかということで確認が取れていると理解しております。

○議長（野田省一君）　北村議員。

○１１番（北村　修君）　今町長のほうから、子どもの最善の利益というお話がございました。まさにそこは第一です。しかし、同時に、私は大事にしなければいけないのは、やはり何回も私は強調しますけれども、この子どもの成長を保障し、子育てしやすい地域環境です。そ

こに親たちがああいう要望を出して、行政に求めた。これも一つのそういう地域環境をつくる大きな運動、取組です。こういうものが生かされるような状況にならなければいけない。最終的にそこが批判されるようだったら、これは町長が言う、子どもが最善というふうな状況ではありません。

そこのところをきっちり捉えて、行政側としても対応していただきたいことを強く求めて、もう時間でございますので私の質問を終わりますが、何か改めて御意見あったら伺っておきます。

○議長（野田省一君）　竹中町長。

○町長（竹中喜之君）　特にということで、お互いも確認している。これも行政報告の中で触れております。

これまでの例えば相談だとかありますね、種々の相談、苦情、こういった処理対応の在り方というのをさらに、行政も含めまして、スムーズにいくような形での充実・強化、体制に向けてもしていきたいと考えているところでございます。

○議長（野田省一君）　これで一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（野田省一君）　以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

なお、明日の開会時間は午前10時とします。

御苦労さまでした。

散会　午後　５時３２分

令和６年第３回むかわ町議会定例会

議　事　日　程　（第２号）

令和６年９月２０日（金）午前１０時開議

町長提出事件

第　１　報告第　５号　放棄した債権の報告に関する件

第　２　報告第　６号　令和５年度むかわ町健全化判断比率等に関する件

第　３　認定第　１号　令和５年度むかわ町一般会計歳入歳出に関する件

第　４　認定第　２号　令和５年度むかわ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算に関する件

第　５　認定第　３号　令和５年度むかわ町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算に関する件

第　６　認定第　４号　令和５年度むかわ町介護保険特別会計歳入歳出決算に関する件

第　７　認定第　５号　令和５年度むかわ町上水道事業会計決算に関する件

第　８　認定第　６号　令和５年度むかわ町下水道事業会計決算に関する件

第　９　認定第　７号　令和５年度むかわ町病院事業会計決算に関する件

第１０　諸般の報告

第１１　議案第５３号　むかわ町国民健康保険条例の一部を改正する条例案

第１２　議案第５４号　令和６年度むかわ町一般会計補正予算（第３号）

第１３　議案第５５号　令和６年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）

第１４　議案第５６号　令和６年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第１号）

第１５　議案第５７号　令和６年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第２号）

第１６　議案第５８号　令和６年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第１号）

第１７　議案第５９号　令和６年度むかわ町一般会計補正予算（第４号）

議員等提出事件

第１８　請願第　１号　さくら認定こども園に関する請願

第１９　意見書案第１２号　新型コロナウイルス感染症に対する経済的な負担軽減を求める意見書（案）

第２０　意見書案第１３号　訪問介護報酬引き上げの再改定を早期に求める意見書（案）

第２１　意見書案第１４号　国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書（案）

第２２　所管事務等調査報告の件

（総務厚生常任委員会及び経済文教常任委員会）

（復興拠点施設整備等調査特別委員会）

第２３　閉会中の特定事件等調査の件

（総務厚生常任委員会及び経済文教常任委員会）

（議会運営委員会及び議会広報委員会）

（復興拠点施設整備等調査特別委員会）

（議会改革等調査審査特別委員会）

第２４　議員の派遣に関する件

本日の会議に付した事件

日程第１から日程第２４まで議事日程に同じ

議員等提出事件

追　加　発議第３号　請願第１号むかわ町さくら認定子ども園に関する請願に係る附帯決議案

出席議員（１３名）

１番	栗原健一議員	２番	伊藤恵美議員
３番	古内みゆき議員	４番	奥野恵美子議員
５番	東　千吉議員	６番	佐藤　守議員
７番	中島　勲議員	８番	大松紀美子議員
９番	三上純一議員	１０番	小坂利政議員
１１番	北村　修議員	１２番	津川　篤議員
１３番	野田省一議員		

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	竹中喜之	副町長	成田忠則
支所長	吉田直司	会計管理者	今井　巧

総務財政課長	佐々木　義　弘	総務財政課主幹	伏　木　允　一
総務財政課主幹	三　上　　祐	情報防災対策室長	梅　津　　晶
情報防災対策室参事	関　根　　徹	総合政策課長	栃　丸　直　士
総合政策課参事	本　間　　彰	総合政策課主幹	澤　田　　健
町民生活課長	柴　田　巨　樹	町民生活課主幹	横　山　貴　仁
町民生活課主幹	松　本　和　香	保健介護課長	酒　巻　宏　臣
保健介護課主幹	小　坂　僚　介	保健介護課主幹	高　橋　佳　香
保健介護課主幹	加　藤　こずえ	福祉・子育て課長	熊　谷　伸　一
福祉・子育て課主幹	谷　川　功　一	農林水産課長	東　　和　博
農林水産課参事	藤　野　真　稔	農林水産課主幹	飛　岡　雅　幸
農林水産課主幹	宮　村　敦　嗣	経済建設課長	江　後　秀　也
経済建設課参事	菊　池　　功	経済建設課参事	佐　藤　　琢
経済建設課参事	西　村　和　将	企画町民課長	菅　原　光　博
企画町民課主幹	中　上　紀　文	企画町民課主幹	矢　野　優　子
経済恐竜ワールド戦略室長	藤　田　浩　樹	経済恐竜ワールド戦略室主幹	櫻　井　和　彦
経済恐竜ワールド戦略室主幹	太　田　耕　司	国民健康保険穂別診療所事務長	長谷山　一　樹
教育長	長谷川　孝　雄	生涯学習課長	西　　幸　宏
生涯学習課教育指導参事	池　田　　佳	生涯学習課参事	髙　木　龍一郎
生涯学習課主幹	松　本　　洋	生涯学習課主幹	山　木　美　幸

選挙管理委員会事務局長	佐々木　義　弘	農業委員会事務局長	東　　和　博
農業委員会支局長	宮　村　敦　嗣	監査委員	数　矢　伸　二

事務局職員出席者

事務局長	大　塚　治　樹	主　　査	酒　巻　早　苗

◎開議の宣告

○議長（野田省一君）　おはようございます。

ただいまの出席議員数は13人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。議場内の気温が上昇しておりますので、上着の着用は自由といたします。

開会　午前１０時００分

◎議事日程の報告

○議長（野田省一君）　本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

◎報告第５号の上程、説明、質疑

○議長（野田省一君）　日程第１、報告第５号　放棄した債権の報告に関する件を議題といたします。

本件について報告を求めます。

三上総務財政課主幹。

〔三上　祐総務財政課主幹　登壇〕

○総務財政課主幹（三上　祐君）　報告第５号　放棄した債権の報告に関する件につきまして御説明申し上げます。

議案書１ページをお開き願います。

本報告につきましては、回収が困難な私債権の事案につきまして、町債権管理条例及び債権管理マニュアル、さらには庁内債権管理対策会議において、各債権を所管する担当課との対応連携により債権回収に努めてきたものの、生活困窮などの理由により回収が見込まれないため、令和５年度において債権放棄が妥当と判断された債権につきまして、むかわ町債権管理に関する条例に基づき議会へ報告するものでございます。

議案書２ページをお開き願います。

債権の名称ごとに一覧となっており、債権放棄した事由につきましては、消滅時効完成、自己破産による免責により放棄したものでございまして、一般会計公営住宅使用料が２名、26万7,400円、上水道事業会計水道料金が２名、２万8,983円、２つの債権の合計で４名、29万6,383円となったところでございます。

以上で報告第５号の説明を終わらせていただきます。

○議長（野田省一君）　報告が終わりました。

これから報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　質疑なしと認め、質疑を終わります。

これで報告第５号　放棄した債権の報告に関する件は報告済みといたします。

◎報告第６号の上程、説明、質疑

○議長（野田省一君）　日程第２、報告第６号　令和５年度むかわ町健全化判断比率等に関する件を議題といたします。

本件について報告を求めます。

三上総務財政課主幹。

〔三上　祐総務財政課主幹　登壇〕

○総務財政課主幹（三上　祐君）　報告第６号　令和５年度むかわ町健全化判断比率等に関する件につきまして御説明申し上げます。

議案書３ページをお開き願います。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項に基づき、令和５年度決算に基づくむかわ町健全化判断比率等につきまして監査委員の意見を付して報告するものでございます。

初めに、健全化判断比率につきまして御説明申し上げます。

令和５年度の一般会計の実質赤字比率、また特別会計、公営企業会計と合わせました連結実質赤字比率につきましては、いずれも黒字決算となっておりますことから、赤字比率につきましては算定されてございません。

次に、実質公債費比率につきましては、令和３年度決算から令和５年度決算までに算出された３か年平均の数値でございまして、前年度から0.2％減少し、8.5％となったところでございます。令和５年度の単年度比率につきましては、普通交付税額等は減少したものの、地方債、元利償還額につきましても減少したことにより、対前年度の単年度比率より減少、また令和２年度決算における単年度比率よりも下回ったことから、実質公債費比率としては減少したものでございます。

次に、将来負担比率につきましては、前年度から0.2％減少し、14.2％となったところで

ございます。比率減少の要因といたしましては、充当可能財源として各種基金の積立額は減少したものの、これを上回る地方債現在高の減少などにより、将来負担比率としては減少したものでございます。

次に、２の資金不足比率でございますが、各公営企業会計のいずれも一般会計からの繰入れ等により収支バランスを保っておりますので、資金不足は生じてございません。

なお、健全化判断比率の状況といたしましては、別冊の各会計決算書に資料としてとじ込んでおりますので、後ほど御参照くださいますようお願い申し上げます。

以上で報告第６号の説明を終わらせていただきます。

○議長（野田省一君）　報告が終わりました。

これから報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

８番、大松議員。

○８番（大松紀美子君）　ごめんなさい。押してしまって。

ありがとうございます。実質公債比率と将来負担比率が減少した要因については説明がありました。お聞きしたいのは、令和６年度は大型事業が行われておりまして、今後この数字がどのように推移していくと予想をされているのかについて伺いたいです。

それと、この間ずっと大型事業を行うということで、中期財政フレームがどのようになっていくのかということをお尋ねしておりました。今年度中に見直しをしていくというような答弁もあったんですが、現時点でその見通し、見直し状況はどのようになっているのかについて伺います。また、そのことが正式に議会に示されるのはいつ頃になるというふうに考えているのかについて伺います。

○議長（野田省一君）　三上総務財政課主幹。

○総務財政課主幹（三上　祐君）　ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、今後の比率の推移の件でございますが、議員おっしゃるとおり、今年度、来年度、大型事業が差し控えているところでございます。そういったところで、収支のバランスを取りながら予算編成をしていくというのは当然のことなんですけれども、この大型事業に伴いまして、実際に推移のパーセンテージという部分については差し控えさせていただきますが、比率としては上昇していくものだろうというふうに考えてございます。というのも、起債が増える、そしてこの人口減少の中、我が町の財政構造によっては、普通交付税が財源として町政運営をしてきているというところもございますので、こういったところから今後の普通

交付税の交付の推移額、こういったところを鑑みますと、推移は増えていくんではなかろうかというふうに推計しているところでございます。

また、中期財政フレームとの兼ね合いでということでお話がございました。６年度大型事業、７年度事業が控えているということは先ほど御説明いたしましたが、今年度の決算や令和７年度の当初予算、こういったところから今後の推移がどう負担が増えていくのかというのもさることながら、第２次むかわ町まちづくり計画の前期基本計画というものも７年度までということで、８年度から後期計画に向けてというところの動き出しもございます。こういった部分での事業配置ということも念頭に置きながら、今後の財政シミュレーション、あるいは財政の収支計画がどのようになっていくのかという部分について着手していきたいというふうに考えてございますので、御理解いただければと思います。

〔「いつ頃出せるのか」と言う人あり〕

○総務財政課主幹（三上　祐君）　いつ頃のという部分につきましては、７年度の当初予算をベースに考えながら、８年度以降の推移をどうしていくのかという部分について検証することが、先ほど申し上げましたように、まちづくり計画の兼ね合いもございますので、こういったタイミングでというふうに考えてございます。

○議長（野田省一君）　栃丸総合政策課長。

○総合政策課長（栃丸直士君）　第２次まちづくり計画につきましては、今、財政主幹がおっしゃったとおり、今、検証作業を進めていまして、令和６年度に基礎的調査、それから人口推計、人口ビジョンの改定、そして７年度に後期計画に向けた策定という今スケジュール感で進めておりますので、その計画を策定しながら、財政シミュレーションもしていくという流れになろうかと考えております。

○議長（野田省一君）　８番、大松議員。

○８番（大松紀美子君）　答弁を差し控えなければならないという、差し控えたいというふうにおっしゃったんですけれども、ちょっと意味が分からないですけれども、やはり三上主幹もシミュレーションとおっしゃっていましたけれども、当然していますよね、シミュレーション。していて当然のことだと思ってはおりますので、それをやはり早めに議会に示していただくということが、今後控えている、既に議決したものもありますけれども、今後の復興のⅡの事業のところについて考える場合でも、やはりその財政状況がどうなっていくのかというあたりのことを、行政としてどんなふうに考えているのかってあたりは、きちんと町民に示すべきだと思いますので、私は決算委員会でこのような質問はできませんので今させて

いただいているんですけれども、やはり差し控えなければならない部分について、決算委員会の中で当然質疑があろうかとは思うんですけれども、そのときにきちんと示していただけるんでしょうか。

○議長（野田省一君）　佐々木総務財政課長。

○総務財政課長（佐々木義弘君）　この実質公債比率と将来負担比率という２つの指標なんですけれども、これまで復興拠点の関係で財源の問題を何度か議論させていただいております。これらの２つの指標については、起債の額がどれぐらいなのかということと、もう一つ、交付税算入率というものが大きく影響するような指標になっております。財源が今後、ⅠとⅡといずれ確定をしていくところで、あらかたこの数字も少し見えてくるようなところもあります。差し控えるというふうに申し上げましたが、ある程度の形が見えるまでは、この場で申し上げることができないというような状況です。

今後、また先ほど申し上げましたように、財源の中身が確定し次第、あらかたの数字というものが恐らく見えてくるんだろうというふうに思いますので、その時点で議会のほうにもお示しをするというような形を取りたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野田省一君）　８番、大松議員。

○８番（大松紀美子君）　改めて伺いますけれども、あらかた見えてくるというところは、いつだ、先ほどもちょっとおっしゃっていましたけれども、いつ頃というふうに捉えていたらよろしいですか。

○議長（野田省一君）　佐々木総務財政課長。

○総務財政課長（佐々木義弘君）　やはりいつ頃ということに関しましては、令和７年度の予算が見えたあたりというようなところで考えております。

○議長（野田省一君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　質疑なしと認め、質疑を終わります。

これで報告第６号　令和５年度むかわ町健全化判断比率等に関する件は報告済みといたします。

◎認定第１号から認定第７号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（野田省一君）　日程第３、認定第１号　令和５年度むかわ町一般会計歳入歳出決算に

関する件から日程第９、認定第７号　令和５年度むかわ町病院事業会計決算に関する件までの７件を一括議題といたします。

認定第１号から認定第７号までの７件について、提案理由の説明を求めます。

三上総務財政課主幹。

〔三上　祐総務財政課主幹　登壇〕

○総務財政課主幹（三上　祐君）　認定第１号　令和５年度むかわ町一般会計歳入歳出決算に関する件から、認定第７号　令和５年度むかわ町病院事業会計決算に関する件までを一括して御説明申し上げます。

議案書５ページ、認定第１号　令和５年度むかわ町一般会計歳入歳出決算に関する件から議案書11ページ、認定第４号　令和５年度むかわ町介護保険特別会計歳入歳出決算に関する件までにつきましては、地方自治法第233条第３項の規定により、令和５年度の各会計の歳入歳出決算及び監査委員の意見並びに主要な施策の成果を説明する書類及び地方自治法施行令第166条第２項に規定する歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書につきまして認定に付するものでございます。

続きまして、議案書13ページ、認定第５号　令和５年度むかわ町上水道事業会計決算に関する件から議案書17ページ、認定第７号　令和５年度むかわ町病院事業会計決算に関する件までにつきましては、地方公営企業法第30条第４項の規定により、令和５年度の各事業会計の決算及び監査委員の意見並びに事業報告、地方公営企業法施行令第23条に規定する書類につきまして認定に付するものでございます。

説明につきましては、別に配付のファイルにとじ込みしております各会計決算書により御説明申し上げます。

まず、認定第１号から認定第４号までにつきましては、令和５年度むかわ町各会計決算の概要により御説明申し上げます。

インデックスで決算概要と貼付けしております概要書の１ページをお開き願います。

本ページは、一般会計及び３特別会計における決算収支状況の総括表でございます。

説明につきましては、歳入歳出決算総額、形式収支、実質収支のみの説明とさせていただきますので、御了承いただきますようお願い申し上げます。

なお、説明の中で金額を申し上げます各会計における実質収支につきましては、各会計決算書の最終ページに調書として添付してございます。後ほど御確認いただきますようお願い申し上げます。

最初は一般会計でございます。

歳入は97億6,896万492円、歳出は93億9,662万7,269円で、歳入歳出差引きの形式収支では３億7,233万3,223円となり、このうち繰越明許事業として令和６年度に執行する予算に必要となる一般財源１億17万円を差し引き、実質収支は２億7,216万3,223円となりまして、ここから財政調整基金へ１億4,000万円の積立てを行い、実質繰越額を１億3,216万3,223円としたところでございます。

次に、国民健康保険特別会計でございます。

保険事業勘定におきましては、歳入11億1,746万1,618円、歳出11億379万7,852円で、形式収支及び実質収支はともに1,366万3,766円となってございます。このうち事業基金へ700万円の積立てを行い、実質繰越額を666万3,766円としたところでございます。

直診勘定におきましては、歳入３億8,430万5,832円、歳出３億8,177万3,119円で、形式収支及び実質収支ともに253万2,713円となってございます。

次に、後期高齢者医療特別会計は、歳入１億5,936万7,052円、歳出１億5,860万1,652円、形式収支及び実質収支ともに76万5,400円となってございます。

次に、介護保険特別会計につきましては、歳入９億2,490万1,969円、歳出９億1,891万2,146円で、形式収支及び実質収支ともに598万9,823円となってございます。

一般会計と３特別会計の合計の決算額は、歳入123億5,499万6,963円に対し、歳出119億5,971万2,038円で、形式収支は３億9,528万4,925円、翌年度へ繰り越すべき財源１億17万円を差し引いた２億9,511万4,925円が実質収支となったところでございます。

概要書の２ページから７ページにつきましては各会計における款別の決算状況となってございまして、歳入につきましては、最終予算額及び調定額に対する収入済額、この後御説明申し上げます不納欠損額及び過誤納金還付未済額、収入未済額など、歳出につきましては、最終予算額に対する支出済額、翌年度繰越額、不用額等を記載してございます。説明は省略させていただきますが、各会計各款等に係る主な執行内容及び増減理由等につきましては、各決算書と併せて提出してございます監査委員からの意見書に記載の内容で御確認いただきたく存じますので、御了承願います。

次に、８ページをお開きいただき、不納欠損処分の内訳でございます。

令和５年度において、むかわ町債権管理に関する条例に基づき放棄した私債権につきましては、報告第５号で御説明申し上げましたが、地方税法に基づいて不納欠損処分をした町税等の放棄した債権につきましても、それぞれを区分し記載してございます。

なお、債権区分につきましては、公法上の原因に基づいて発生する債権を公債権として「公」、私法上の原因に基づいて発生する債権を私債権として「私」と区分して表記してございます。

令和５年度不納欠損処分額につきましては、一般会計、前年度から115万5,591円増加の964万4,512円となってございまして、消滅時効完成などにより町税及び公営住宅使用料並びに諸収入で処分しており、その内訳は記載のとおり、町税全体で前年度対比446万187円増加の910万3,812円、公営住宅使用料で前年度対比14万8,600円増加の26万7,400円、諸収入では27万3,300円となってございます。

国民健康保険特別会計につきましては、事業勘定の国民健康保険税で前年度から34万8,621円減少の197万957円、諸収入で12万6,560円、直診勘定につきましては不納欠損処分を行った債権はなく、後期高齢者医療特別会計は28万3,702円、介護保険特別会計では26万3,180円をそれぞれの保険料等で不納欠損処分を行っております。

次に、参考として記載しております公営企業会計につきましては、上水道事業会計は給水収益であります水道料金で２万8,983円、下水道事業会計は下水道使用料で２万9,134円の不納欠損処分を行っております。

次に、９ページ上段、過誤納金未済額の内訳につきまして御説明申し上げます。

一般会計につきましては、町税全体で37万8,014円、分担金及び負担金で4,200円、諸収入で4,984円、合わせて38万7,198円の還付未済が生じてございます。

国民健康保険特別会計におきましては、保険事業勘定の国民健康保険税で13万7,100円の還付未済が生じており、直診勘定におきましては生じてございません。

次に、後期高齢者医療特別会計につきましては29万9,200円、介護保険特別会計につきましては25万5,650円の還付未済が生じております。

次に、９ページ下段から11ページまでの各会計の収入未済額の内訳につきまして御説明申し上げます。

一般会計につきましては、町税全体で前年度から508万6,740円減少の6,239万9,038円、分担金及び負担金では前年度から26万7,514円減少の全体で69万6,537円、10ページにお移りいただきまして、使用料及び手数料につきましては、公営住宅使用料等が全体的に減少したことにより1,367万1,622円、諸収入は5,771万5,485円、一般会計合計では前年度から672万795円減少の１億3,448万2,682円となったところでございます。

国民健康保険特別会計の収入未済額につきましては、事業勘定で前年度から82万7,755円

減少の8,352万5,301円、直診勘定で前年度から１万3,160円減少の11万2,892円となったところでございます。

次に、11ページ、後期高齢者医療特別会計につきましては、前年度から25万8,532円増加の251万779円、介護保険特別会計につきましては、前年度から６万2,248円増加の693万7,277円となったところでございます。

なお、参考として記載してございます公営企業会計につきましては、普通会計とは異なり出納整理期間がないことから、２月分及び３月分に係る料金の納期限が翌年度となることから、現年度未収が大きくなってございます。

12ページをお開きいただき、地方債借入別現在高の状況でございます。

なお、表記の単位は1,000円となってございますので、御留意いただきますようお願い申し上げます。

一般会計債につきましては、発行額７億8,791万5,000円に対し、償還額９億8,970万9,000円であったことから、年度末現在高は２億179万4,000円減少の95億6,749万8,000円、国民健康保険特別会計債の直診勘定は新たな発行はなく、267万8,000円減少の1,214万1,000円となってございます。

また、参考として掲載しております各公営企業会計債につきましては、上水道事業会計債は前年度から増加の６億9,057万6,000円、下水道事業会計債は前年度から減額の13億9,183万円、病院事業会計債は前年度から減額の８億2,278万円となってございます。

同じく12ページ下段の表は、債務負担行為額の状況でございまして、債務負担行為額は一般会計のみであり、令和５年度につきましては、新たに公用車整備及び学校用コンピューター機器整備事業について債務負担を設定したことに伴い、前年度から増加の7,189万3,000円となってございます。

次に、13ページ、基金積立金の状況でございます。

本町の基金は、年度間の財源不均衡を調整するための財政調整基金、将来の町債の償還や年度による町債発行の抑制を図るための減債基金のほか、20の特定目的基金及び２特別会計における事業用の基金がございます。

財政調整基金は、令和４年度決算剰余金の１億3,000万円のほか、利子を含め総額１億3,169万1,919円を積み立て、政策的事業の実施や収支状況等により１億5,688万4,000円を取り崩したことから、前年度から2,519万2,081円減少の11億6,654万9,536円に、減債基金は、原資分及び利子分として2,404万2,977円を積み立て、７億8,144万2,613円となったところで

ございます。

次に、20の特定目的基金につきましては、総額で37億6,980万828円となり、前年度から２億456万1,749円の減少となってございます。

なお、各特定目的基金におきます主な活用事業につきましては、③の地域振興基金は町民の連帯の強化や地域振興に資する事業に活用し、各自治区の環境整備等活動支援、団体が実施する事業への支援、地域農業や消費活性化支援に加え、移住、定住に関する支援などで１億651万1,553円、⑥の水産業振興基金は、ほたて稚貝放流事業で活用するため581万8,000円、⑧の生涯学習推進基金は、広島平和の旅派遣事業や放課後子ども事業、文化スポーツ社会活動など生涯学習意欲に応える事業として2,245万8,928円、⑪の未来担い手基金は、介護、福祉分野の人材確保や育成経費及び農業分野の地域担い手育成センターへの一部支援として373万2,964円、公営塾の運営や大学等進学等助成事業及び中高生海外派遣事業などで活用するため、⑬の鈴木章記念事業推進基金を1,480万5,000円、⑭の公共施設長寿命化推進基金は、公共施設の長寿命化、施設機能の充実を図るため4,291万1,000円、⑯の農業基盤整備事業基金は、水田農業緊急対策交付金事業経費に充てるため1,805万9,760円、⑰の胆振東部地震対策基金は、まちなか再生事業経費及び旧鵡川消防支所解体事業の一部経費に充てるため3,555万8,012円、ししゃもふ化場の管理運営等の経費として、⑲のししゃもふ化事業推進基金を1,314万2,743円、⑳の子育て応援基金、我が町の子どもたちが健やかに成長できる環境づくりを目的に、保育料の支援に充てるため1,038万8,080円など、合わせて13の基金で総額２億9,926万9,619円を取り崩す一方、原資の積立てにあっては、一般寄附金及びふるさと納税の寄附者の御意向に伴い積立てするとともに、後年度以降の各事業執行等を鑑み、11の基金に原資として合計8,908万3,363円、全ての基金利子として合計562万4,507円の積立てをしてございます。

一般会計の基金の合計額につきましては57億1,779万2,977円で、前年度から２億571万853円減少しているところでございます。

また、特別会計分につきましては、国民健康保険事業基金で令和４年度決算剰余金から原資400万円、利子８万1,848円の積立てを行い、事業推進に伴い4,515万6,000円を取り崩したことから、年度末で1,297万1,687円、介護給付費準備基金で令和４年度の決算剰余金から原資110万円、利子17万1,808円の積立てを行い、事業推進に伴い1,550万2,416円を取り崩したことから、年度末で１億651万3,924円となってございます。

これらの結果、全ての基金の合計額につきましては、前年度から２億6,101万5,613円減少

の58億3,727万8,588円となっているところでございます。

次に、右の主要財務指標について御説明申し上げます。

まず、標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源の総量を表す標準財政規模につきましては、町税、普通交付税額及び臨時財政対策債の減少により、前年度から4,032万6,000円減少の54億2,027万4,000円、経常収支比率につきましては、先ほど申し上げました標準財政規模の減に伴い経常的収入は減少したものの、経常的な支出が上回ったことなどにより、0.6%減少の88.5%となってございます。

財政力指数及び公債費負担比率につきましては記載のとおりでございまして、積立金現在高から債務負担行為額につきましては、前段に説明いたしましたので省略させていただきます。下段、町税の徴収率につきましては、現年度分は前年度から0.2%減の99.2%、滞納繰越分を含む全体の徴収率につきましては、0.3%減少の93.6%となったところでございます。

資料14ページ目には、令和５年度地方消費税交付金２億464万7,000円のうち社会保障財源化分として交付された１億1,178万4,000円の使途につきまして、総務省からの技術的な助言に基づき掲載してございます。

巻末の15ページ目につきましては、令和５年度の決算状況を一覧に、その次に国民健康保険特別会計直診勘定は企業会計ではございませんが、診療所の経営状況として損益計算書を資料として作成し添付してございますので、後ほどお目通しいただきますようお願い申し上げます。

以上で認定第１号から認定第４号までの説明を終わらせていただきます。

続きまして、認定第５号　令和５年度むかわ町上水道事業会計決算に関する件につきまして御説明申し上げます。

インデックスで上水道とつけております上水道事業決算書の７ページをお開き願います。

この諸表は、水道事業及び簡易水道等事業を合算いたしました損益計算書でございます。表の中ほど右側に記載してございます営業収益から営業費用を差し引いた営業損失は7,079万9,229円となっておりますが、その下の営業外収益と営業外費用の収支を加えた経常利益では2,618万5,704円の黒字となったものでございます。

当該年度純利益は同額で、この金額に前年度繰越利益剰余金を合わせた１億6,913万7,666円を令和５年度の未処分利益剰余金として計上したところでございます。

次に、10ページ目をお開き願います。

ページ下段のむかわ町上水道事業剰余金処分計算書の表でございます。

ただいま御説明申し上げました当該年度未処分利益剰余金のうち、減債積立金に11万1,000円、利益積立金に119万9,000円、合わせて131万円を積み立て、１億6,782万7,666円を翌年度繰越利益剰余金として計上したものでございます。

次に、24ページをお開き願います。

ページ下段、（２）企業債の概況でございます。

簡易水道等事業におきまして令和５年度3,556万188円を償還し、建設改良事業債として１億5,490万円を新たに借入れしたことにより、年度末残高は６億9,057万5,446円となったところでございます。

以上で認定第５号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、認定第６号　令和５年度むかわ町下水道事業会計決算に関する件でございます。

インデックスで下水道とつけております下水道事業決算書の７ページをお開き願います。

この諸表は、公共下水道事業及び農業集落排水事業を合算いたしました損益計算書でございます。表の中ほど右側に記載してございます営業収益から営業費用を差し引きました営業損失は２億1,225万5,154円となってございますが、その下の営業外収益と営業外費用の収支を加えた経常利益では507万6,615円の黒字となったものでございます。

この金額に前年度繰越利益剰余金を加え、その他未処分利益剰余金変動額を差し引いた令和５年度未処分利益剰余金は1,650万5,134円となったところでございます。

次に、10ページ目をお開き願います。

ページ下段のむかわ町下水道事業剰余金処分計算書の表でございます。

ただいま御説明申し上げました当該年度未処分利益剰余金のうち、減債積立金に25万5,000円を積み立て、1,625万134円を翌年度繰越利益剰余金として計上したものでございます。

次に、24ページをお開き願います。

ページ中段、（２）企業債の概況でございます。

公共下水道事業におきましては、令和５年度１億4,303万4,450円を償還し、建設改良事業債を3,910万円、資本費平準化債を6,450万円、合計１億360万円を新たに借入れしたことにより、年度末残高は９億4,756万6,427円、農業集落排水事業におきましては、令和５年度に4,611万6,390円を償還し、建設改良事業債を3,180万円、資本費平準化債を740万円、合計3,920万円を新たに借入れしたことにより、年度末残高は４億4,426万4,424円となったとこ

ろでございます。

以上で認定第６号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、認定第７号　令和５年度むかわ町病院事業会計決算に関する件でございます。

インデックスで病院とつけております病院事業決算書の３ページをお開き願います。

この諸表は損益計算書でございます。表の中ほど右側に記載してございます医業収益から医業費用を差し引いた医業損失は２億9,547万511円となってございます。これに一般会計からの補助金などの医業外収益と医業外費用の収支２億4,938万507円を加算した経常損失は4,609万４円となり、この金額に前年度繰越欠損金を加え、その他未処分利益剰余金変動額を差し引いた１億84万4,627円が当該年度未処理欠損金となったところでございます。

次に、５ページをお開きいただき、むかわ町病院事業欠損金処理計算書についてでございますが、先ほど御説明申し上げました未処理欠損金を翌年度繰越欠損金として計上したものでございます。

次に、14ページに記載してございます企業債の状況でございます。

令和５年度に7,292万9,638円を償還し、建設改良費として医療機器の更新に1,890万円を新たに借入れしたことにより、年度末残高は８億2,278万25円となったところでございます。

なお、病院事業につきましては指定管理者により事業運営をしていることから、15ページ以降につきましては事業報告書となってございます。後ほどお目通しくださいますようお願い申し上げます。

以上、認定第１号から認定第７号まで一括して御説明申し上げました。よろしく御審議、御認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野田省一君）　説明が終わりました。

代表監査委員から報告はありませんか。

○監査委員（数矢伸二君）　それでは、令和５年度におきます、むかわ町各会計決算審査と基金運用状況の審査、上下水道事業会計決算審査、病院事業会計の決算審査におきまして、企業会計は７月５日、一般会計及び特別会計は７月29日から８月１日までの４日間におきまして、議選から出ていただいております三上監査委員と共に決算審査を実施させていただきました。

この決算審査に当たりましては、職員の皆様に事前の資料の提供や、当日の追加資料の提供のお願いに御協力をいただきましたことに対しまして、この場をお借りして感謝とお礼を申し上げたいと思います。

また、財政健全化判断比率の状況等につきましては８月26日に担当課より説明を受け、審査させていただき適正と認めております。

さらに、８月29日には各課の管理職の皆様と共に、町長、副町長、教育長にも御同席をいただきまして、今回提出いたしました監査の意見書を基に、決算審査の講評を実施させていただいております。

今回、配付させていただきました意見書ですが、本日追加する事項はございませんが、今後、議員皆様で構成されます決算特別委員会に付託することになると思います。その中におきましては、十分に審議、精査をしていただきますようお願い申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（野田省一君）　これから質疑を行います。

なお、ただいま議題となっております認定第１号から認定第７号までの７件につきましては、９月13日開催の第７回議会運営委員会において協議の結果、議長と監査委員を除く全議員で構成する令和５年度むかわ町各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることで協議が調っておりますので、そのように取り運びたいと思います。

したがって、本会議における質疑は大体論にとどめますよう御配慮を願います。

質疑の順番は、認定番号順といたします。

まず、認定第１号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　質疑なしと認め、認定第１号についての質疑を終わります。

次に、認定第２号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　質疑なしと認め、認定第２号について質疑を終わります。

次に、認定第３号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　質疑なしと認め、認定第３号についての質疑を終わります。

次に、認定第４号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　質疑なしと認め、認定第４号についての質疑を終わります。

次に、認定第５号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　質疑なしと認め、認定第５号についての質疑を終わります。

次に、認定第６号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　質疑なしと認め、認定第６号についての質疑を終わります。

次に、認定第７号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　質疑なしと認め、認定第７号についての質疑を終わります。

お諮りします。

認定第１号から認定第７号までの７件について、９月13日開催の第７回議会運営委員会において協議したとおり、議長、監査委員を除く全議員で構成する令和５年度むかわ町各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託し閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　異議なしと認めます。

したがって、認定第１号から認定第７号までの７件については、議長、監査委員を除く全議員で構成する令和５年度むかわ町各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

ただいま選任されました令和５年度むかわ町各会計決算審査特別委員会の委員に申し上げます。委員会条例第10条の規定により、委員長を互選するための委員会を招集いたしますので、休憩中に委員会を開催いたします。

しばらく休憩いたします。

再開は11時20分とします。

休憩　午前１０時５２分

再開　午前１１時２０分

○議長（野田省一君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（野田省一君）　日程第10、諸般の報告を行います。

休憩中に開催されました令和５年度むかわ町各会計決算審査特別委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、委員長に大松紀美子委員、副委員長に古内みゆき委員が互選されましたので、議会の運営に関する基準第107条の規定により報告いたします。

◎議案第５３号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君）　日程第11、議案第53号　むかわ町国民健康保険条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

柴田町民生活課長。

〔柴田巨樹町民生活課長　登壇〕

○町民生活課長（柴田巨樹君）　議案第53号　むかわ町国民健康保険条例の一部を改正する条例案につきまして提案内容を御説明申し上げます。

議案書19ページをお開き願います。

この改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律により、令和６年12月２日から被保険者証が廃止されることに伴い、国民健康保険法等の一部が改正されることとされたため、本条例の一部を改正するものであります。

説明の都合上、別冊配付してございます議案説明資料１ページ、新旧対照表をお開き願います。

本件は、国民健康保険法第127条第１項から、被保険者証の返還に応じない者に対する10万円以下の過料の規定が削除されることとなったため、同項に基づく罰則の規定であります本条例第12条について、国民健康保険法の改正による要項の移動に対応するため、第９項を第５項に改め、また「若しくは虚偽の届出をした場合、又は同条第３項若しくは第４項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改めるものでございます。

議案書19ページにお戻り願います。

附則として、この条例は令和６年12月２日から施行し、経過措置として、この条例の施行

日前にした行為及び施行日後から被保険者証の有効期限までの行為については、改正前の罰則規定を適用する旨を設けるものでございます。

以上、議案第53号の提案内容を御説明申し上げました。よろしく御審議、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野田省一君）　提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、北村議員。

○１１番（北村　修君）　ちょっと理解ができないところあるんで、もう一度説明をいただきたいんだけれども、この10万円の過料に処するというのは、そのまま残るということなんでしょうか。そこら辺を含めてもう一度お願いをしたいなと。であれば、本質的に変わるのは何だということになるのか、改めて伺います。

○議長（野田省一君）　柴田町民生活課長。

○町民生活課長（柴田巨樹君）　10万円の過料に関してはそのまま残ります。その過料の対象となるのが、これまで保険証の返還を求めたときに、それに応じない場合に10万円の過料を科するという部分だったのが、今回は虚偽の届出をした者に対して過料を科するという、保険証の返還が必要なくなりますので、過料の対象を虚偽の届出をしたという者に変わるということで、10万円の過料自体はそのまま残るということでございます。

○議長（野田省一君）　11番、北村議員。

○１１番（北村　修君）　じゃ、虚偽をというのはどういう範疇なのかということで、もう一回説明をお願いしたいと思っているんです。私はここの、ちょっとこの改正が少し気になっていることがあるんで、10万円の過料、これ自体は本当にあっていいのかなという感じがして、これ自体がいらないんじゃないかという感じもしているんだけれども、同時に12月２日からのこの変化という状況で言えば、今日の道新にも出ておりましたように、マイナカードでのトラブルが調査のたびに増えるというデータが今日の報道にもあったように、いろんなことが出ています。その上に、現在の政府の官房長官がこの保険証をなくすことを見直しするというような、そういうことも必要ではないかという発言を10月７日か６日かな、しているんですよね。こういうふうな事態であって、何でここのところを急がなきゃならないのかというふうに思うんです。

私は10万円をなくす、過料をなくすというならまだ分かるなという気がするんだけれども、

そこら辺のこの改正というのは、どうしてここでこんなふうにして今急がなきゃならないのかということを、ちょっと分かんないんで、そこも含めて御説明をお願いしたい。

○議長（野田省一君）　柴田町民生活課長。

○町民生活課長（柴田巨樹君）　申し訳ありません、虚偽の届出の具体的な事例というのはちょっと今すぐ手元にないものですから、改めてお答えをさせていただきたいと思いますが、この改正につきましては、今回、全国一律の改正ということで、国の改正に基づいて行うものでございまして、町が先行して改正を行っているものではないというところで、御理解をいただければと思います。

○議長（野田省一君）　ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第53号　むかわ町国民健康保険条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

◎議案第５４号から議案第５９号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君）　日程第12、議案第54号　令和６年度むかわ町一般会計補正予算（第３号）から日程第17、議案第59号　令和６年度むかわ町一般会計補正予算（第４号）までの６件を一括議題といたします。

議案第54号から議案第59号までの６件について、提案理由の説明を求めます。

三上総務財政課主幹。

〔三上　祐総務財政課主幹　登壇〕

○総務財政課主幹（三上　祐君）　議案第54号　令和６年度むかわ町一般会計補正予算（第３号）から議案第58号　令和６年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第１号）及び議案第59号　令和６年度むかわ町一般会計補正予算（第４号）までの全６件を一括して御説明申し上げます。

初めに、議案第54号　令和６年度むかわ町一般会計補正予算（第３号）につきまして御説明申し上げます。

議案書は21ページをお開き願います。

本補正につきましては、町長施政方針、執行方針に基づく政策的な事業及び各種事務事業の推進に必要な経費を追加するものでございます。

第１条でございますが、既定の歳入歳出の総額に１億3,753万4,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ109億2,671万6,000円とするものでございます。

補正する款項及び補正後の金額は、議案書22ページから23ページの第１表歳入歳出予算補正となってございます。

説明の都合上、別に配付してございます令和６年度むかわ町一般会計補正予算（第３号）に関する説明書により御説明申し上げます。

予算説明書５ページの歳出から御説明申し上げます。

なお、追加する歳出の各事務事業に伴い、特定財源として歳入の追加があるものにつきましては、歳入も併せて御説明いたしますので、説明資料が行き来しますことを御了承くださいますようお願い申し上げます。

２款１項６目、225番の１、地域情報施設管理運営事務（本庁）の1,199万6,000円の追加につきましては、北電柱等の建て替えに伴う光通信ケーブル修理及びＩＲＵ申請の追加に伴う設備修繕対応の増加により、執行残額が減少していることから、今後の発生時に対応するため追加するものでございます。

14目、410番、四季の館管理運営事務1,000万円の追加につきましては、本年度も緊急的に対応が必要な修繕が多数発生しており、執行残額が減少していることから、今後の発生時に対応するため追加するものでございます。

３款１項１目、590番、社会福祉一般事務につきましては、本年度の高齢者等冬の生活支援事業、福祉灯油事業を燃油価格高騰が続く中、１世帯当たりの上限を１万4,000円、予定申請世帯を140世帯と見込み、196万円を追加するものでございまして、財源につきましては、

予算説明書３ページ、歳入15款２項２目社会福祉費補助金、地域づくり総合交付金として50万円を追加してございます。

予算説明書５ページ下段の640番、障害者福祉事業の301万円の追加につきましては、前年度における障害者自立支援給付費及び障害者医療費の事業実績により、国や北海道に対する償還金として追加するものでございます。

予算説明書６ページにお進みいただき、660番の１、国民健康保険特別会計事業勘定繰出金635万9,000円の追加及び660番の２、国民健康保険特別会計直診勘定繰出金の165万2,000円の減額につきましては、この後、議案第55号で御説明いたします国民健康保険特別会計補正予算に伴い、財源調整をするものでございます。

２目、725番、介護職員人材確保・育成支援対策事業の146万円の追加につきましては、本年度より町内福祉事業所に対する人材確保支援として事業を開始いたしましたむかわ町福祉介護人材就業支援補助金につきまして、既定予算を執行、今後の執行見込みに対応するため追加するもので、財源につきましては、予算説明書４ページの歳入18款１項８目未来担い手基金繰入金を同額計上するものでございます。

予算説明書６ページにお戻りいただき、５目、895番、未熟児養育医療費給付事業の10万9,000円、900番、重度心身障害者医療費助成事業の30万円及び予算説明書６ページ下段から７ページ、２項１目、910番、児童福祉一般事務の719万9,000円、917番、子育て世帯生活支援特別給付金支給事業の86万円、２目、925番、こども園運営支援事業の770万1,000円の追加につきましては、前年度等の事業実績に基づき、国や北海道に対する償還金として追加するものでございます。

３目、960番、児童手当等支給事務の1,854万8,000円の追加につきましては、本年10月の児童手当制度改正に伴う扶助費の追加及び準備事務経費として、職員の時間外勤務手当、需用費、役務費を追加するほか、前年度の事業実績に基づく国の交付金に対する償還金として追加するものでございます。

なお、本制度改正に伴う児童手当支給経費の財源につきましては、予算説明書３ページの歳入14款１項１目児童福祉費負担金、児童手当負担金として1,736万6,000円、15款１項１目児童福祉費負担金、児童手当負担金として24万4,000円、また準備事務経費の財源につきましては、同じく予算説明書３ページの歳入14款２項２目児童福祉費補助金、子ども・子育て支援事業費補助金として35万5,000円を追加するものでございます。

予算説明書は７ページ下段から８ページ、４款１項２目、1040番、予防接種事業の1,980

万9,000円の追加につきましては、別に配付してございます議案説明資料３ページ、新型コロナワクチン定期接種事業の概要により御説明申し上げます。本事業は、１の経過及び目的に記載のとおり、本年度から定期接種化されたことに伴い、実施体制の整備及び町民の接種に対する助成制度を創設するものでございます。助成内容につきましては、２の対象者等の記載のとおりでございまして、65歳以上及び特定疾患を持つ60歳から64歳の町民とし、毎年度１回の接種に対し、自己負担額3,000円を除く額を町内医療機関へ接種料として助成。接種の開始時期につきましては、本年秋頃を予定するものでございます。

なお、本事業補正に伴う財源につきましては、予算説明書４ページの歳入20款５項１目新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金として1,535万5,000円を追加するものでございます。

予算説明書８ページにお戻りいただき、５款１項２目、1210番、地域農業推進事業の4,753万7,000円の追加につきましては、持続的畑作生産体制確立緊急支援事業として、てん菜から需要の高い作物への転換を促すため、その作物の転換に係る費用を支援する北海道の間接補助237万3,000円を追加及び畑地化促進事業として水田から畑地化を行う農業者に対し、畑地化に伴う費用を支援する北海道の間接補助4,516万4,000円を追加するもので、財源につきましては、予算説明書３ページの歳入15款２項４目農業費補助金として、それぞれ同額計上してございます。

予算説明書８ページにお戻りいただき、２項１目、1350番、民有林振興対策事業につきましては、企業版ふるさと納税で採納した50万円を活用するため、財源振替をするものでございます。

なお、企業版ふるさと納税で採納した寄附金につきましては、予算説明書３ページの歳入17款１項１目指定寄附金でありまして、本年６月26日付でむかわファンを増やし、賑わいと活力を創る事業に申出があり、神奈川県川崎市川崎区塩浜１丁目１番１号、プレス工業株式会社様から採納しましたことを御報告いたします。

予算説明書は８ページ下段から９ページ、６款１項１目、1500番、産業会館管理運営事務の50万円の追加につきましては、施設整備等の不具合により既定予算を執行、今後の故障発生時に備え修繕料を追加するものでございます。

８款１項２目、1780番、防災対策事業につきましては、企業版ふるさと納税で採納いたしました10万円を活用するため、財源振替をするものでございます。

なお、企業版ふるさと納税で採納した寄附金につきましては、予算説明書３ページの歳入

17款１項１目指定寄附金でございまして、本年８月１日付で安心・快適な生活環境を創る事業に申出があり、追加するものでございます。

なお、寄附申出者の御意向により、住所及び企業名につきましては非公表でありますことを申し添えます。

予算説明書９ページにお戻りいただき、９款５項２目、2360番、鵡川体育館管理運営事務の33万8,000円の追加につきましては、施設整備修繕として、防球ネット動作不良に伴う修繕に必要な経費として追加するものでございます。

11款１項１目、2515番、公営企業支出金の150万円の追加につきましては、この後、議案第57号で御説明いたします上水道事業会計補正予算に伴う必要な経費として追加するものでございます。

続きまして、歳出予算の財源で説明申し上げていない歳入を御説明いたします。

予算説明書４ページ上段、18款１項１目財政調整基金繰入金につきましては、政策的事業に係る財源として895万1,000円を追加するものでございます。

同じく４ページの中段、19款１項１目前年度繰越金につきましては、本補正予算における歳入歳出の財源調整として4,516万6,000円を追加するものでございます。

以上で議案第54号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第55号　令和６年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）につきまして御説明申し上げます。

議案書25ページをお開き願います。

本補正につきましては、保険事業勘定補正予算（第２号）及び直診勘定補正予算（第２号）でございまして、保険事業勘定につきましては、先ほど議案第54号、一般会計歳出補正1040番事業で御説明申し上げました新型コロナウイルスワクチン定期接種助成事業に伴う経費及び資格喪失者に対する過年度分の国民健康保険税の更正に伴い、年度内に見込まれる費用を追加するものでございます。直診勘定につきましては、保険事業勘定補正と同様、新型コロナウイルスワクチン定期接種開始に伴い、事業の推進に必要な経費を追加するものでございます。

第１条でございますが、保険事業勘定における既定の歳入歳出の総額に709万9,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ11億8,052万2,000円に、第２条ですが、直診勘定における既定の歳入歳出の総額に671万6,000円を追加し、歳入歳出をそれぞれ６億3,607万7,000円とするものでございます。

なお、補正する款項及び補正後の金額は、保険事業勘定は議案書26ページの第１表保険事業勘定歳入歳出予算補正、直診勘定は議案書27ページの第２表直診勘定歳入歳出予算補正となってございます。

説明の都合上、先に保険事業勘定補正予算につきまして、別に配付してございます令和６年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）に関する説明書、保険事業勘定補正予算第２号により御説明申し上げます。

予算説明書４ページ歳出より、３ページの歳入を併せて御説明申し上げます。

歳出４款２項１目検診助成事業の635万9,000円の追加につきましては、新型コロナウイルスワクチン定期接種助成経費として追加するもので、財源につきましては、歳入５款一般会計繰入金を同額計上するものでございます。

次に、歳出６款１項１目一般被保険者保険税還付金の74万円の追加につきましては、資格喪失者に対する過年度納付済みの国民健康保険税の減額更正により見込まれる保険税の還付金として追加するもので、財源につきましては、歳入６款前年度繰越金を同額計上するものでございます。

続きまして、直診勘定補正予算に移らせていただきます。

こちらにつきましても、説明の都合上、別に配付してございます令和６年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）の直診勘定補正予算第２号により御説明申し上げます。

予算説明書４ページ歳出より、３ページの歳入を併せて御説明申し上げます。

歳出２款１項１目医業費用の671万6,000円に追加につきましては、新型コロナウイルスワクチン定期接種開始に伴うワクチン購入経費として追加するもので、財源につきましては、歳入１款諸検査等収入、各種予防接種料を追加し、５款一般会計繰入金で調整するものでございます。

以上で議案第55号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第56号　令和６年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第１号）につきまして御説明申し上げます。

議案書29ページをお開き願います。

本補正につきましては、令和５年度の事業確定に伴う国、北海道支払基金の精算に要する費用を追加するものでございます。

第１条ですが、既定の歳入歳出の総額に502万1,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ９億6,800万5,000円とするものでございます。

補正する款項及び補正後の金額は、議案書30ページ、第１表歳入歳出予算補正となってございます。

説明の都合上、別に配付してございます令和６年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第１号）に関する説明書により御説明申し上げます。

予算説明書４ページ歳出より、３ページの歳入を併せて御説明申し上げます。

歳出、５款１項１目介護負担金等精算返納金につきましては、令和５年度分の介護保険給付及び地域支援事業費における事業実績から、国及び北海道支払基金に対する負担金などに返還の必要が生じたことから、償還金として502万1,000円を追加するもので、財源につきましては、歳入８款前年度繰越金でございます。

以上で議案第56号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第57号　令和６年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第２号）につきまして御説明申し上げます。

議案書は31ページをお開き願います。

本補正につきましては、簡易水道事業補正として、中島水源及び仁和・栄水源におきまして、国の暫定目標値は下回っておりますが、有機フッ素化合物の検出に伴い、今後においても、注意深く経過観察を実施するための水質検査に必要な経費を追加するものでございます。

説明の都合上、別に配付してございます令和６年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第２号）に関する説明書により御説明申し上げます。

予算説明書１ページ下段の収益的支出、営業費用、原水及び浄水費として、水質検査手数料150万円を追加し、財源につきましては、上段の収益的収入、営業外収益、他会計補助金、一般会計補助金として同額を追加するものでございます。

議案書31ページにお戻り願います。

議案書第３条につきましては、一般会計から補助を受け入れる金額につきまして、本補正予算に伴い、改めるものでございます。

以上で議案第57号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第58号　令和６年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第１号）を御説明申し上げます。

議案書は33ページをお開き願います。

本補正につきましては、資本的収入として、公共下水道事業及び農業集落排水事業の企業債であります資本費平準化債に係る発行額の増額に伴い、追加するものでございます。

説明の都合上、別に配付してございます令和６年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第１号）に関する説明書により御説明申し上げます。

予算説明書１ページ、資本的収入、企業債、資本費平準化債として、公共下水道事業分として2,530万円及び農業集落排水事業分として860万円を追加するものでございます。

議案書33ページにお戻り願います。

議案書第２条につきましては、本補正に伴い、留保資金に係る調整を改め、議案書第３条につきましては、企業債の限度額を改めるものでございます。

以上で議案第58号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第59号　令和６年度むかわ町一般会計補正予算（第４号）につきまして御説明申し上げます。

追加配付させていただきました議案書１ページをお開き願います。

本補正予算は、本年８月の大雨に係る災害対応に必要な経費を追加するものでございます。

第１条でございますが、先ほど御説明申し上げました議案第54号　令和６年度むかわ町一般会計補正予算（第３号）における歳出後の歳入歳出の総額にそれぞれ1,907万円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ109億4,578万6,000円とするものでございます。

補正する款項及び補正後の金額は、議案書２ページの第１表歳入歳出予算補正となってございまして、本補正予算におきまして、これまでの歳出13款であった予備費を14款に改め、災害復旧費を13款に新設してございます。

続きまして、第２条の地方債の補正につきましては、議案書３ページに記載のとおり、災害復旧事業を取り進めていくに当たり、被災の規模や復旧内容により、後年度以降の元利償還金の一部が普通交付税基準財政需要額に算入される災害復旧事業債の活用を図ることから、２事業において借入限度額を改めるものでございます。

なお、被害を受け、災害復旧事業として取り進める箇所等につきましては、別に配付の議案説明資料１ページに位置図を表記し、それぞれ復旧箇所に付番、路線名などは一覧に整理してございますので、御参照くださいますようお願い申し上げます。

それでは、追加する予算の内容につきまして御説明させていただきますので、別に配付しております令和６年度むかわ町一般会計補正予算（第４号）に関する説明書により御説明申し上げます。

予算説明書４ページ、歳出の事務事業内容を説明した後に、それぞれの財源内訳につきましても御説明申し上げます。

13款災害復旧費１項１目、2550番、林道施設災害復旧事業の610万円の追加につきましては、応急復旧対応として取り進める11路線分に係る応急業務委託料として追加するものでございます。財源につきましては、全額一般財源でございます。

２項１目、2560番、道路橋りょう災害復旧事業の687万円の追加につきましては、単独災害復旧事業として取り進める２路線分140万円を災害復旧補修業務委託料に、応急復旧対応として取り進める18路線分547万円分を応急業務委託料として追加するものでございます。

なお、財源につきましては、単独災害復旧事業分に対しまして、その100％が地方債の対象となることから、140万円は道路橋りょう災害復旧事業債、残額は一般財源でございます。

２目、2570番、河川災害復旧事業の610万円の追加につきましては、単独災害復旧事業として取り進める３河川分300万円を災害補修業務委託料に、応急復旧対応として取り進める６河川分310万円を応急業務委託料として追加するものでございます。

なお、財源につきましては、単独災害復旧事業分に対し、その100％が地方債の対象となることから、300万円は河川災害復旧事業債、残額は一般財源でございます。

続きまして、予算説明書３ページの歳入を御説明申し上げます。

18款１項１目財政調整基金繰入金につきましては、本補正予算で必要となる一般財源として、1,467万円を追加するものでございます。

21款１項７目災害復旧事業債につきましては、歳出で御説明いたしました追加する各施設ごとの財源として、合計440万円を追加するものでございます。

以上で議案第54号から議案第58号及び議案第59号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野田省一君）　説明が終わりました。

昼食のため、しばらく休憩します。

再開は13時30分とします。

休憩　午前１１時５６分

再開　午後　１時３０分

○議長（野田省一君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これから質疑を行います。

質疑の順番は議案番号順とします。

各会計とも、質疑をされるときはページ数及び款項目節または事業番号を指示の上、質疑を願います。

議案第54号　令和６年度むかわ町一般会計補正予算（第３号）に関する説明書、別冊事項別明細書、５ページから10ページまでの歳出全般について質疑はありませんか。

７番、中島議員。

○７番（中島　勲君）　５ページの四季の館の管理についてですけれども、これは補正1,000万ということになっていまして、コードが410です。この四季の館管理運営事務ということですけれども、定例会の提示事件概要の６ページによりますと施設設備維持等緊急修繕となっているんですね。この緊急というのがちょっと分からないんですけれども、これについて質問します。

これはちょっきり1,000万ですから、これは見積りを取っての数字なのか。あるいは概算でも構わないんですけれども、見積りを取っているのかということ。それから、工事の日程はいつからいつ頃まで、どういうふうになっているのかお尋ねします。

○議長（野田省一君）　菊池経済建設課参事。

○経済建設課参事（菊池　功君）　私のほうからお答えいたします。

今回、補正で計上しております修繕料につきましては、当初予算で500万円の修繕料の予算措置をして、この間、施設の突発的な修繕に対応する修理を行ってきております。この間の修繕内容につきましては、500万円のうち既に６か所の修理を行っておりまして、残額が少なくなってきていると。今後の修理に対応するために1,000万を計上するものでございます。

今後の内容につきましては、既に修理の可能性があるところにつきましては、指定管理者のほうから報告をいただきまして、見積もりのほうをいただいているものもございます。この1,000万の内訳につきましては、今回補正をいたします1,000万の追加を全額使うのではなく、今後予定するものと、さらにあと半年間ございますので、今後発生したときの備えとして1,000万円を計上するものでございます。

○議長（野田省一君）　中島議員。

○７番（中島　勲君）　概算、表現変ですけれども、つかみということで進めてということなんですね。この緊急というのは、これはどういうふうに取ればいいんですか。緊急修繕費というふうになっているんです。これは施設が古くなっているので、急遽、どこか管が漏れた

とかボイラーが故障したとか、そういうのとは違うんですか。一般的に老朽化が進んで、それに対応する経費と。どうなんでしょう、この辺は。

○議長（野田省一君）　菊池経済建設課参事。

○経済建設課参事（菊池　功君）　四季の館の管理運営事務に係る修繕につきましては、議員も御承知のとおり、計画的な修繕と突発的に発生する修繕の予算項目がございます。長期間の見通しの中で計画的に行う修繕料につきましては、指定管理者のほうの費用に含ませていただきまして、年次で行っているものでございます。

今回補正で追加します1,000万、また当初予算から措置しています500万円につきましては、稼働の中で発生する修繕に対応する費用として予算を設けておりまして、老朽化して設備の損傷によるものもございますし、老朽化の部分につきましては、先ほど触れました長期的な視野の計画修繕にも含まれているものですが、計画修繕に含まれないもので稼働している中で突発的に発生する故障、損傷に対応するために予算を措置している部分が、この修繕料になります。

○議長（野田省一君）　７番、中島議員。

○７番（中島　勲君）　この施設につきましては、近い将来改装という案もありますからいいんですけれども、ただ、この緊急ということが入ったものですから、一般的な老朽化と違って何かこうあったのかなということで説明を求めたんです。

○議長（野田省一君）　菊池経済建設課参事。

○経済建設課参事（菊池　功君）　それでは、今年行いました500万円の執行の内訳ですね。これは当初見込んでいなかった稼働設備、運営している中で発生したものの対応といたしましては、まずホテルの展望風呂の脱衣所の換気扇の修理、あとレストランたんぽぽさんのエアコンの修理、あと機械室の温泉ポンプの修理、あとデイサービスの浴室の網戸の損傷がありましたのでここを直している等々の修繕を行って、現在予算措置しています500万円をほぼ使い切っている状況でございます。

今後の見込みにつきましては、現在、ちょっと貯水槽の防虫網のほうが損傷しているということで、こちらの補修、あと昨年末浚渫工事しました井戸の関係で、４か月経過した段階で、井戸のポンプにちょっと異常がありましたので、そちらの補修等も行っておりまして、そこの交換したポンプのオーバーホールも予定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（野田省一君）　ほかに質疑ありませんか。

６番、佐藤議員。

○６番（佐藤　守君）　８ページの1210地域農業推進事業、ここの畑地化促進事業補助金、この関係についてちょっとお伺いしたいんですが、５年に一度の米作の関係で、これが畑地化に移行するための条件というのが、ちょっといまいち分かんないもんですから、どういう条件のときにこの畑地化促進のこれに適用されるのか。そこのちょっと説明お願いしたいと思いますが。

○議長（野田省一君）　飛岡農林水産課主幹。

○農林水産課主幹（飛岡雅幸君）　それでは、私のほうからお答えしたいと思います。

畑地化の事業につきましては、もともと水田だった場所を今後水張りをしないよという場合に、畑地化をすることによって、今の単価でいきますと反当たり14万なんですけれども、それを国から交付を受けると。それと併せて、その後５年間、２万円とか３万円単価あるんですけれども、それが併せて交付を受けられるという形になります。

なお、今回の補正で出させている部分につきましては、畑地化に伴って土地改良区に支払う決済金ございます。決済金とか協力金もございますけれども、それの部分につきまして、町を経由して再生協議会から土地改良区に払う部分、この部分を町の予算で計上しているところでございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（野田省一君）　６番、佐藤議員。

○６番（佐藤　守君）　実は昨年、そういった関係で、むかわ町に今約1,000棟近くハウスありますよね。そのうち何割ぐらいが水田の跡に建っているのか分からないんですけれども。それで、この畑地化の関係で、そういったハウス関係の水田、これを畑地化のほうに移行するというときに何か、対象にならないというような話もちょっと昨年聞いたんですけれども。その辺はどうなんでしょうね。

○議長（野田省一君）　飛岡農林水産課主幹。

○農林水産課主幹（飛岡雅幸君）　ハウスの部分につきましても、畑地化の要件に合致すれば畑地化に乗ることはできます。ただ、畑地化するに当たりまして、いろいろ要件といいますか、そこに水張り、湛水ができること、水路とかがあるということですとか、湛水機能、あぜが残っているよというあたりも要件の一つになりますので、そのあたりも確認をしながら、畑地化に向けた　　を行っているところでございます。

あと、国の補助金等が入ってハウスを建てた場所、ここについても、畑地化の対象にはならないということになっておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（野田省一君）　ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　質疑なしと認めます。

次に、１ページから４ページまでの１、総括及び２、歳入全般について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　質疑なしと認めます。

次に、議案書つづり21ページから23ページまでの予算総則第１表、歳入歳出予算補正の全般について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　質疑なしと認めます。

次に、議案第55号　令和６年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）に関する別冊説明書（直診勘定補正予算第２号）、事項別明細書、１、総括、２、歳入、３、歳出の全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　質疑なしと認めます。

次に、議案書つづり25ページ及び27ページの予算総則、第１表、第２表直診勘定歳入歳出予算補正について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　質疑なしと認め、議案第55号の質疑を終わります。

次に、議案第56号　令和６年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第１号）に関する別冊説明書、事項別明細書、１、総括、２、歳入、３、歳出の全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　質疑なしと認めます。

次に、議案書つづり29ページ及び30ページの予算総則、第１表歳入歳出予算補正について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　質疑なしと認め、議案第56号の質疑を終わります。

次に、議案第57号　令和６年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第２号）に関する別冊説明書、事項別明細書の全般、議案書つづり31ページの全般について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　質疑なしと認め、議案第57号の質疑を終わります。

次に、議案第58号　令和６年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第１号）に関する別冊説明書、事項別明細書の全般、議案書つづり33ページの全般について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　質疑なしと認め、議案第58号の質疑を終わります。

次に、議案第59号　令和６年度むかわ町一般会計補正予算（第４号）に関する別冊説明書、事項別明細書の全般、追加された議案書つづり１ページから３ページ、地方債、補正全般について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　質疑なしと認め、議案第59号の質疑を終わります。

暫時休憩とします。

休憩　午後　１時４５分

再開　午後　１時４６分

○議長（野田省一君）　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これから議案第54号　令和６年度むかわ町一般会計補正予算（第３号）の採決をいたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　異議なしと認め、したがって、議案第54号は原案のとおり決定いたしました。

〔「討論」と言う人あり〕

○議長（野田省一君）　暫時休憩といたします。

休憩　午後　１時４９分

再開　午後　２時００分

○議長（野田省一君）　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

大変失礼をいたしました。先ほど、59号までの質疑の後の議事は、再度、もう一度。討論も行っておりませんでしたし、採決に急に、原稿がそのようになっていたものですから、入りましたが、質疑の後から続けさせていただきます。それ以降の、先ほどの議事進行については誤りですので、議事録から削除したいと思います。御理解願います。

それでは、これから議案第54号から議案第59号までの６件について討論を行います。

討論の順番は議案番号順とします。

初めに、議案第54号について原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　討論なしと認め、議案第54号の討論を終わります。

次に、議案第55号について原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　討論なしと認め、議案第55号の討論を終わります。

次に、議案第56号について原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　討論なしと認め、議案第56号の討論を終わります。

次に、議案第57号について原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　討論なしと認め、議案第57号の討論を終わります。

次に、議案第58号について原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　討論なしと認め、議案第58号の討論を終わります。

次に、議案第59号について原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　討論なしと認め、議案第59号の討論を終わります。

これから議案第54号から議案第59号までの６件を採決いたします。

採決の順番は議案番号順とします。

初めに、議案第54号を採決します。

お諮りします。

議案第54号　令和６年度むかわ町一般会計補正予算（第３号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第55号を採決します。

お諮りします。

議案第55号　令和６年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号を採決します。

お諮りします。

議案第56号　令和６年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第１号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第57号を採決いたします。

お諮りします。

議案第57号　令和６年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第２号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第58号を採決いたします。

お諮りします。

議案第58号　令和６年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第１号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第59号を採決いたします。

お諮りします。

議案第59号　令和６年度むかわ町一般会計補正予算（第４号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

◎請願第１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君）　次に、日程第18、請願第１号　さくら認定こども園に関する請願に関する件を議題といたします。

本件については、総務厚生常任委員会から報告書が提出されています。大松委員長に説明を願います。

８番、大松紀美子総務厚生常任委員長。

〔大松紀美子総務厚生常任委員長　登壇〕

○総務厚生常任委員長（大松紀美子君）　請願の審査報告書、朗読させていただきます。

令和６年第２回むかわ町議会定例会において、本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第94条の規定に基づき報告いたします。

受理番号、請願第１号、付託年月日、令和６年６月25日、件名、さくら認定こども園に関する請願書、審査結果は採択です。

採択の理由として、請願の背景には、むかわ町とさくら認定こども園と協定が守られていないことがあり、複数回にわたり、□□□□、□□□□□□□が出されています。認定こども園に通う園児及び保護者の立場を尊重し、安心して通園できる環境を早期に回復する必要があるためです。

附帯意見として、むかわ町とさくら認定こども園との協定を遵守し、保護者を含めた公平な三者協議において早期に子どもたちが安心して通園できる環境を整えることといたしました。

よろしく御審議、御決定くださいますようお願いいたします。

○議長（野田省一君）　説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

５番、東議員。

○５番（東　千吉君）　ただいまの総務厚生常任委員会の請願審査報告でございますけれども、私、別の常任委員会のメンバーでございまして、この審査等については参加できておりません。

ここで、２つの意見を述べさせていただきたいというふうに思っております。

まず第１点は、請願の内容でございます。請願の内容については、私の資料の集計によりますと、精度の高い情報、事実に基づいた請願になっていないのではないかという思いがあります。そういった中での判断をすれというところには、非常に危うさみたいなものを、正直、自分として思っているものでございます。

当初、請願については、保護者の一枚岩での請願というふうに思っておりましたけれども、どんどん三者協議会等を含めていくと、□□□

〔「賛成」と言う人あり〕

○議長（野田省一君）　ただいま、１番栗原議員により……

〔「マイク入っていない」と言う人あり〕

○議長（野田省一君）　ただいま、１番栗原議員により、請願１号　さくら認定こども園に関する請願を趣旨採択する動議が提出されました。所定の賛成議員がありましたので、会議規則第14条及び第16条の規定により成立いたします。

しばらく休憩といたします。

再開は14時20分とします。

休憩　午後　２時１１分

再開　午後　２時２０分

○議長（野田省一君）　予定時間になりましたので、一旦再開をいたしますが、再度休憩といたします。

開始時刻は14時40分とします。

休憩　午後　２時２０分

再開　午後　２時４０分

○議長（野田省一君）　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

５番、東議員より発言を求められましたので、それを許します。

東議員。

○５番（東　千吉君）　先ほどの件、私の不徳の致すところでございます。先ほどの私の一部、不適切発言があり、訂正をさせていただきます。

□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□請願、ここを削除させていただきたいと思います。申し訳ありません。よろしくお願いします。

○議長（野田省一君）　ただいまの発言に対して……。

８番、大松議員。

○８番（大松紀美子君）　ここでいいんですか。

○議長（野田省一君）　どうぞ。

○総務厚生常任委員長（大松紀美子君）　質疑の中の発言ということで、委員長として答弁をさせていただきます。

東議員のほうから、請願の内容について、情報と……それから精度の高い情報ではないと、事実に基づいた請願になってはいないのではないか、判断をすれば危うさを感じてしまうというようなことがあったんですけれども、それらについて、総務厚生常任委員会としてどのような議論をしてきたかについて、若干報告させていただきます。

請願を受けましたのは６月４日でした。その請願を出すときに、紹介議員が必要となります。その紹介議員には、通常は１人とか２人とかということが多いかと思うんですが、６人の総務厚生常任委員の委員が全員紹介議員になりました。ということは、それだけこの請願の内容が非常に重いものだというところを感じたから、６人全員が紹介議員になったと私は思っています。

□□□□□に、これは園側は不参加でしたが、穂別の町民センターで多くの保護者、お子さんもいました中で、いろいろと町側も参加して、それから傍聴もしていいということで、私共も参加させていただきました。その中で話されたことは、本当に涙ぐみながら話していたお母さんもいらっしゃいました。自分の子どもが自ら□□□□□□□□ということも、とても大変なそういう事実も、大勢の中で話されていました。本当に、２年間、そのさくら認定こども園が民間になったそれ以降、いろんなことを感じながら、やはり子どもの安心、子どもの安全、そういうことが担保される□□□でなければならないということで、そういう、実際に自分たちや自分の子どもたちが体験したことをその中で述べられていました。

ここにも請願の趣旨があるんですけれども、本当に子どもたちにとっても安心・安全な□□□になってほしい、そういう□□□に戻ってほしいということが切実に書かれていました。

委員会としても、何回も議論をさせていただきました。勧告がどう出されたのか、それに対してどうだったのか、北海道からの指導はどんな内容だったのかということも含めて、何回も委員会の中で、これ、一つのこの問題で、こんなに数か月間かけて委員会の中で審査したということはありませんでした。それぐらい、６人みんなが小さな子どもたちの命を守るために自分たちがしなければならないことと思ってここまで来ました。

ですから、そういうことを十分に分かっていただいて賛成していただきたいと思っています。

以上です。

○議長（野田省一君）　先ほど、動議を受け付けた後のということで、再開を、その続きからまた入りたいと思います。

よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（野田省一君）　それでは、ただいま、１番、栗原健一議員ほか２名から提出されました発議第３号　請願第１号むかわ町さくら認定子ども園に関する請願に係る附帯決議案を日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　異議なしと認め、議案第３号に日程を追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎発議第３号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君）　追加日程第１、発議第３号　請願第１号むかわ町さくら認定子ども園に関する請願に係る附帯決議案を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

１番、栗原健一議員。自席でお願いします。

○１番（栗原健一君）　請願第１号むかわ町さくら認定子ども園に関する請願に係る附帯決議案。提出者、栗原健一、奥野恵美子議員、三上純一議員の３名です。

むかわ町さくら認定こども園に関する請願書が、さくら認定こども園保護者有志の会より提出された背景は、公私連携型認定こども園に移行する際に締結した公私連携協定が遵守されていないことが問題である。

また、複数回にわたりむかわ町から２回の勧告、北海道から２回の改善指導に伴う文書指導があり、勧告や北海道からの指導に基づき園の運営を行うことが求められる。

また、保護者から求められていることは、安心して子どもたちを通園させられる環境を早期に整えることである。

よって、請願１号を趣旨採択とするとともに、下記事項について強く求める。

記、１　むかわ町とさくら認定こども園双方が合意している民営化の基本方針、それに基づく公私連携協定を遵守し、保護者を含めた公平な三者協議において、早期に子どもたちが安心して通園できる環境を整えること。

２　さくら認定こども園の運営を公設に戻すことについては、趣旨は理解しつつも、相互理解を進めている中であり、今後の推移を見極めた上で協議すること。

以上、提出いたします。

○議長（野田省一君）　説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、北村議員。

○１１番（北村　修君）　幾つか質疑をさせていただきます。

その前に、まず最初に、この提出者の問題ですが、この認定こども園問題は行政から勧告が出されているのが発端となっている問題であります。そういう流れの中での今回のこの状況でありますけれども、こういう中にあって、ここの発議３号の提出者に監査委員が加わるというのは、ここはちょっと適正ではないのではないかというふうに感じるんですが、そこのところ、議長として、受け入れる立場としてはどういう対応をするのか、一つ伺っておきたいと思います。

私は、でき得れば、やはりこういうものは後々監査請求等々が現れる場合がございます。そうした場合も含めながら、こういう提案の仕方がいいのかということに、ちょっと疑義を感じているわけでございます。それが第１点でございます。

それから２つ目には、全体として、これまで質疑などの中で、行政側から答弁されている内容でここがつくられています。既に１の部分については、昨日の質疑等々の中で町長から明らかにされているところでもあります。２つ目のところが、議会として新たに推移を見極めた上でということになっているわけでございますけれども、この推移というのはどういうことをいうのか。うまくいかなければ請願どおりというふうに取ったらいいのか。そこら辺含めて、もうちょっと整理しておいたほうがいいんではないかというふうに思いますが、いかがでありますか。

○議長（野田省一君）　ちょっと１問目のほうは私に対してだったので、私のほうからお答えさせていただきます。

○１１番（北村　修君）　まずは提案者……。

○議長（野田省一君）　規則上は問題ないだろうという前提でお受けしたんですが、この提出者は２人いれば問題ないので、もし不必要であればということもあり得ますけれども、規則上は問題ないという前提で、今回お受けしているという考えです。

三上議員、何かそれについてありますか。取り消すんだったらそこの部分を……。

○９番（三上純一君）　今、北村議員から指摘受けました。議員対応と監査対応というの、微妙な場面かなというふうに、今捉えているところであります。いずれ、監査の関係での対応も考えられないこともないということを踏まえて、この決議案の附帯決議に関する提出者２名ということでよろしければ、この際、私は提出者の名簿から外してもらえればなというふうに思います。

○議長（野田省一君）　それで、今、提出者から申出がありましたので、後ほど、この３人目の三上議員の提出者を取り除いた形で提出させていただきます。

それと、３つ目の２番のことに対する今後の推移を見極めたというところで、栗原議員、いかがですか。答えられる範囲でいいですよ。

栗原議員。

○１番（栗原健一君）　この文書のとおり、早期に子どもたちが安心して通園できる環境を整える方法として、このような文面に出したところでございます。

以上です。

○議長（野田省一君）　ほかに質疑ありませんか。

11番、北村議員。

○１１番（北村　修君）　提出者のほうから今、お話がございましたけれども、議会として発議をするわけでありますから、ここら辺のところ、はっきりと、誰が見てもある意味で分かるようにすべきではないでしょうか。これでいきますと……

〔「何で分かんないの」と言う人あり〕

○１１番（北村　修君）　相互の理解を進めている中での今後の推移とあります。それでは、どういうふうになっていくのか、どういうことを求めていくのかというのははっきりしないんじゃないでしょうか。請願に対する発議でありますよ。趣旨採択、採択をするという、その請願の項目があって、それを採択をするわけです。それに対して意見を出すわけですから、そこのところはもうちょっと整理をしたほうが、私はいいのかなというふうに感じますが、いろんな意見があろうかと思いますけれども、私はそう思いますが、いかがですか。

改めてお伺いします。

○議長（野田省一君）　栗原議員。

○１番（栗原健一君）　この趣旨採択ということについての説明なんですけれども、請願については理論的には採択か不採択かの２種類で、議会としては請願の願意については十分理解

できますが、実現性の面で確信が持てないものがある場合の請願に対しての決定方法ということで、このような文にさせていただきました。

○議長（野田省一君）　ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　討論なしと認め、討論を終わります。

これから発議第３号　請願第１号むかわ町さくら認定子ども園に関する請願に係る附帯決議案を採決いたします。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　異議なしと認めます。

したがって、発議第３号は原案のとおり可決いたしました。

◎意見書案第１２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君）　日程第19、意見書案第12号　新型コロナウイルス感染症に対する経済的な負担軽減を求める意見書（案）を議題といたします。

本案について趣旨説明を求めます。

８番、大松紀美子議員。

〔８番　大松紀美子議員　登壇〕

○８番（大松紀美子君）　意見書案第12号　新型コロナウイルス感染症に対する経済的な負担軽減を求める意見書（案）。

新型コロナウイルス感染症に関して、昨年の５類移行後も行われていた抗ウイルス薬や入院費の自己負担を軽減するなどの支援制度が、2024年３月末で終了しました。医療のひっ迫や医療崩壊を防ぐためには、重症患者の増大を抑えることが必要です。しかしこの間、窓口負担の経過措置終了により、抗ウイルス薬は１万5,000円から約３万円（３割負担の場合）にもなる高い自己負担を理由に、処方を避ける傾向が広く生じていると報道されています。

また、秋から新たな枠組みで接種が始まる新型コロナワクチンの自己負担も、65歳以上と60から64歳で重い基礎疾患を持つ場合は最大7,000円、それ以外の場合は１万5,000円程度になるといわれており、ワクチン接種を希望しても高額のために接種できない場合が出ると懸念されています。

新型コロナウイルス感染症の流行による医療ひっ迫や医療崩壊を防ぎ、必要な医療を提供し、命と健康を守るために、以下のとおり要請するものです。

１つ　新型コロナ治療薬の自己負担への助成を行い、タミフルなどほかの感染症で用いられるものと同水準とするなど、新たな公費補助を創設すること。

２　高齢者や基礎疾患のある人を重症化から守るためにも、ワクチン接種は引き続き重要な予防手段であり、経済的負担から接種をあきらめることのないよう、負担軽減の制度を創出し、自己負担を減免すること。

３　ワクチンの有効性、安全性について新たな知見、エビデンスも含めて情報提供を行い、国民の疑問に答えること。副反応についての原因究明と被害者救済に万全を期すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により提出いたします。

よろしく御審議、御決定くださいますようお願いいたします。

○議長（野田省一君）　趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　討論なしと認め、討論を終わります。

これから意見書案第12号を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第１３号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君）　日程第20、意見書案第13号　訪問介護報酬引き上げの再改定を早期に求める意見書（案）を議題といたします。

本案について趣旨説明を求めます。

８番、大松紀美子議員。

〔８番　大松紀美子議員　登壇〕

○８番（大松紀美子君）　意見書案第13号　訪問介護報酬引き上げの再改定を早期に求める意見書（案）です。

訪問介護事業者の倒産が昨年過去最多を更新し、深刻な経営状況の事業者も少なくない中、４月から介護報酬の改定により訪問介護の基本報酬が引き下げられました。一般社団法人全国コープ福祉事業連帯機構が行った緊急アンケートでは、基本報酬の引下げにより、事業収入が減収し、直行直帰型ヘルパーの人材不足が顕著になっていることが報告されています。このままでは、在宅介護が続けられない事態になりかねません。

そもそも、介護保険が創設された2000年から最低賃金は1.5倍となりましたが、訪問介護の基本報酬は介護保険創設時よりも引き下げられるなど、全産業平均よりも賃金が低く抑えられてきました。そのため、ホームヘルパーの高齢化と人手不足も危機的状況です。

公益財団介護労働安定センターが公表した、令和４年度介護労働実態調査によれば、65歳以上の訪問介護員が26.3％を占め、有効求人倍率15.53倍（22年度）にも上っています。こうしたホームヘルパーが置かれている現状について、２月２日に東京高等裁判所は、賃金支払いの法律順守や賃金水準の改善と人材確保が長年の政策課題とされながら、課題解消に至っていない事実が認められると認定しています。

訪問介護を取り巻く厳しい状況の中で、政府が基本報酬を引き下げたことは、介護人材の確保をますます困難にするものです。よって、政府においては、住み慣れた地域で安心して日常生活を続けられるように、訪問介護事業者の経営やホームヘルパーの待遇を改善するために、訪問介護報酬を引き上げるための再改定を早急に行うことを求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものです。

よろしく御審議、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（野田省一君）　趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　討論なしと認め、討論を終わります。

これから意見書案第13号を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第１４号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君）　日程第21、意見書案第14号　国土強靭化に資する社会資本整備等に関する意見書（案）を議題といたします。

本案について趣旨説明を求めます。

５番、東　千吉議員。

〔５番　東　千吉議員　登壇〕

○５番（東　千吉君）　意見書案第14号　国土強靭化に資する社会資本整備等に関する意見書（案）。

要望７つの項目の朗読をもって趣旨説明と代えさせていただきます。

１　賃金水準などの上昇も加味した上で、山積する道路整備の課題に対応していくため、新たな財源の創設及び必要な予算を確保すること。

２　防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策の推進はもとより、その後も切れ目なく継続的・安定的に取組を進めるため、国土強靭化実施中期計画を令和６年内の早期に策定し、必要な予算・財源を別枠で確保すること。

３　人流、物流の活性化に向けた高規格道路におけるミッシングリンクの解消や、高規格道路と直轄国道の連携によるダブルネットワークの構築、暫定２車線区間の４車線化や耐震

補強等の機能強化など、国土強靭化に資する災害に強い道路ネットワーク整備を推進すること。

４　国土強靭化の事業計画等に基づく橋梁、トンネル等の老朽化対策を推進し、予防保全による道路メンテナンスへ早期に移行するため、維持管理・更新事業に必要な技術的支援の拡充や予算を長期安定的に確保すること。また、近年の異常気象により、積雪寒冷地においては、凍結融解の繰り返しによる舗装の損傷が著しいことから、これに対する制度の創設や財政支援の充実・強化を図ること。

５　冬期交通における安全性の確保、通学路などの交通安全対策、無電柱化の推進など、地域の暮らしや経済活動を支える道路の整備や管理の充実を図ること。

６　災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び各開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること。

７　日本海溝・千島海溝周辺型地震に備え、避難施設、避難路などの整備及び津波緊急対策事業について、必要な予算の確保、地方負担を軽減する財政支援の充実強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

よろしくお願いします。

○議長（野田省一君）　趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　討論なしと認め、討論を終わります。

これから意見書案第14号を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎所管事務等調査報告の件

○議長（野田省一君）　日程第22、所管事務等調査報告の件を議題といたします。

本件については、別紙配付のとおり、総務厚生常任委員長、経済文教常任委員長及び復興拠点施設整備等調査特別委員長から所管事務調査報告書が提出されております。

調査の経過と結果について報告を求めます。

総務厚生常任委員長、報告はありませんか。

○総務厚生常任委員長（大松紀美子君）　特にありません。

○議長（野田省一君）　経済文教常任委員長、報告はありませんか。

〔「マイク」と言う人あり〕

○議長（野田省一君）　マイクを入れて発言を願います。

○経済文教常任委員長（東　千吉君）　特にありません。

○議長（野田省一君）　復興拠点施設整備等調査特別委員長、報告はありませんか。

○復興拠点施設整備等調査特別委員長（大松紀美子君）　特にありません。

○議長（野田省一君）　これから各委員長に対する質疑を行います。

総務厚生常任委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　質疑なしと認め、質疑を終わります。

次に、経済文教常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　質疑なしと認め、質疑を終わります。

次に、復興拠点施設整備等調査特別委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　質疑なしと認め、質疑を終わります。

◎閉会中の特定事件等調査の件

○議長（野田省一君）　日程第23、閉会中の特定事件等調査の件を議題といたします。

総務厚生常任委員会、経済文教常任委員会、議会運営委員会、議会広報委員会、復興拠点施設整備等調査特別委員会、議会改革等調査特別委員会から、会議規則第75条の規定により、

お手元に配付のとおり特定事件等について閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

◎議員の派遣に関する件

○議長（野田省一君）　日程第23、議員の派遣に関する件を議題といたします。

本件について、議案の訂正を行います。

訂正を、本日お配りいたしました、11月25日から26日、洞爺湖町で開催の令和６年度管内議会議員研修会を追加いたします。本件については、全国町村議会広報研修会が東京都で開催、熊本県への道外行政視察、令和６年度管内議会議員研修会の議員の出席が予定されております。

お諮りします。

議員の派遣に関する件については、別紙のとおり派遣することにしたいと思います。

なお、日程の変更など細部の取扱いについては、議長に一任願いたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣に関する件については、別紙のとおり派遣することに決定をいたしました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（野田省一君）　これで本定例会に付された事件は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和６年第３回むかわ町議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉会　午後　３時１２分